

第10期桶川市高齢者福祉計画及び 第9期桶川市介護保険事業計画

計画素案



桶 川 市

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 計画策定の背景・趣旨	2
2. 計画の法的位置づけ及び性格	5
3. 計画の期間及び見直しの時期	6
第2章 高齢者を取り巻く現状	7
1. 高齢者人口等の推移と要介護認定者の状況	8
2. 市民意識調査結果のまとめ	15
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	32
2. 政策目標と施策の展開	33
3. 圏域の考え方	34
第4章 施策の展開	37
基本施策1 相談体制の充実	38
基本施策2 自立生活の支援サービスの充実	42
基本施策3 医療と介護の連携による在宅継続の促進	46
基本施策4 認知症施策の総合的な推進（桶川市認知症施策推進計画）	49
基本施策5 高齢者にやさしい地域づくりの推進	54
基本施策6 健康増進のための啓発・事業の推進	58
基本施策7 社会参加の促進	62
基本施策8 在宅を支える介護保険サービスの充実	65
基本施策9 自分らしい住まいや施設の選択	72

第5章 介護保険料の見込み 75

1. 介護保険制度の仕組みと動向	76
2. 介護保険サービスの利用の見込み	79
3. 第9期の総事業費の見込み	81
4. 介護保険給付に係る費用の負担割合	83
5. 第9期の介護保険料の見込み	83
6. 第9期の第1号被保険者の保険料推計に当たっての検討	84
7. 市町村特別給付等について	85
8. 低所得者対策について	85
9. 施設サービスの基盤整備について	86
10. 介護給付の適正化について	87

第6章 計画の推進 89

1. 総合相談体制等の拡充	90
2. 情報提供及び広報の充実	90
3. 苦情・相談等サービス向上の取組	90
4. 計画推進状況の確認	90

第 1 章 計画の位置づけ

第1章 計画の位置づけ

1. 計画策定の背景・趣旨

(1) 中長期的な計画へ

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化など介護ニーズが増大する一方、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など社会環境が大きく変化したことを踏まえ、平成12（2000）年にスタートしました。

それ以降、わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、今期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることになります。本市におきましても、令和5（2023）年4月1日時点で高齢化率が29%を超えており、高齢化はさらに進行していく見込みです。高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加する一方、少子化等に伴い生産年齢人口が急減することが見込まれています。さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズ見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要があります。

このようなことから本市では、令和3（2021）年3月に策定しました「第九次桶川市高齢者福祉計画及び第八次桶川市介護保険事業計画」における基本的な考え方を踏襲しつつ、高齢者を取り巻く環境の変化による課題に対して、本市が目指すべき高齢者に関する保健、福祉施策と介護保険施策を総合的、体系的に実施していくため、「第10期桶川市高齢者福祉計画及び第9期桶川市介護保険事業計画」を策定します。

日本の令和7（2025）年の姿

- 団塊世代全員が75歳以上に突入
- 65歳以上の高齢者数 約3,653万人
- 65歳以上の高齢者が占める割合 29.6%
- 75歳以上の高齢者数 約2,155万人
- 75歳以上の高齢者が占める割合 17.5%
- 世帯主65歳以上の単独世帯及び夫婦のみの世帯 26.4%



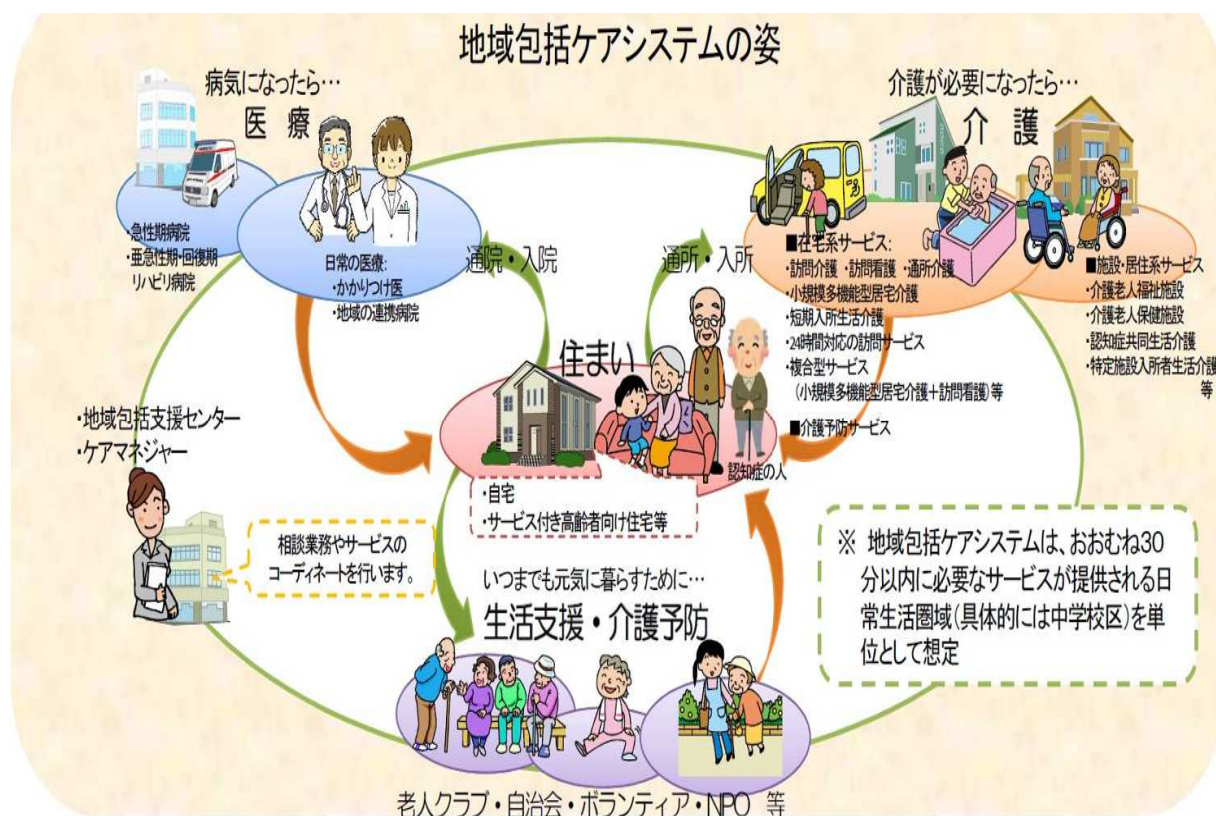
日本の令和22（2040）年の姿

- 高齢者人口がピークを迎える
- 65歳以上の高齢者数 約3,929万人
- 65歳以上の高齢者が占める割合 34.8%
- 75歳以上の高齢者数 約2,228万人
- 75歳以上の高齢者が占める割合 19.7%
- 世帯主65歳以上の単独世帯及び夫婦のみの世帯 31.2%

(2) 計画策定の方向性

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

第10期桶川市高齢者福祉計画及び第9期桶川市介護保険事業計画は、団塊の世代全員が75歳以上となる令和7(2025)年、高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を見据え、前計画に引き続き、本市の実情に合わせた住まい、医療・介護、予防及び生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた計画とします。



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書

② 在宅サービスの充実

高齢者単身世帯や要介護者が増加する中で、高齢者が安心して暮らせるよう要介護者の在宅生活を支えるための地域密着型サービスの更なる普及、推進を図る計画とします。

③ 介護予防、健康づくり施策の充実及び推進

いつまでも元気に暮らすためには、日頃の介護予防への取組が重要になることから、市のみならず、市民主体による介護予防への取組に対する支援を行い、高齢者が様々なところで介護予防に取り組める体制を充実させ、推進する計画とします。

④ 認知症施策の推進

認知症高齢者は、令和 7（2025）年には全国で約 700 万人（約 20% 65 歳以上人口対比）になると推計され、65 歳以上の高齢者の約 5 人に 1 人が認知症になると見込まれています。令和元（2019）年 6 月に取りまとめられた認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう「共生」や「予防」の施策を一層強化する計画とします。

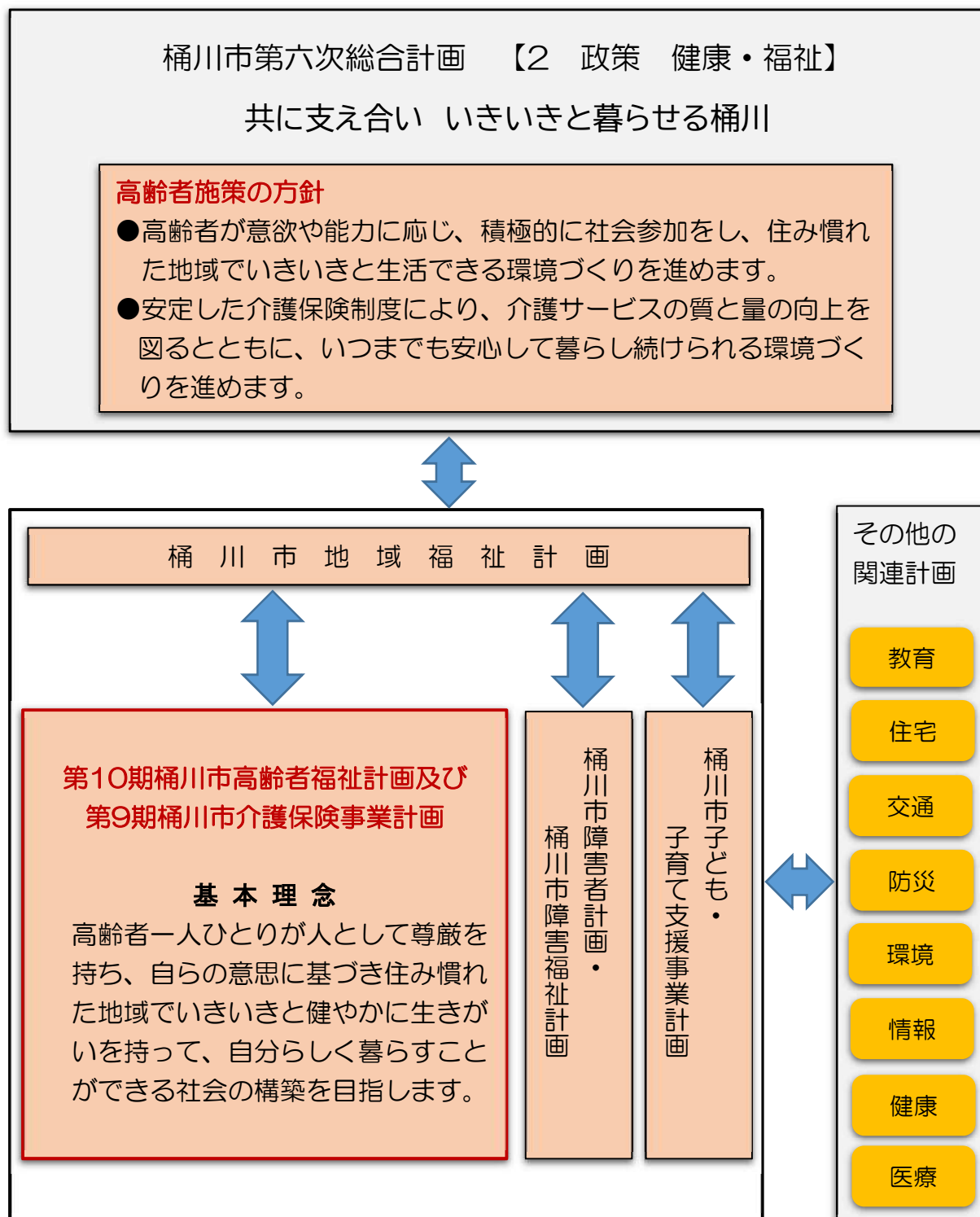
また、認知症基本法の成立により、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、「桶川市認知症施策推進計画」として位置づけ、認知症施策を総合的に推進する計画とします。

⑤ 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度、分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。元気な暮らし、生きがいのある暮らし、安全安心な暮らしを地域全体で支えるまちづくりを目指し、介護予防や日常生活支援の取組を促すため総合事業の充実を推進する計画とします。

2. 計画の法的位置づけ及び性格

第10期桶川市高齢者福祉計画及び第9期桶川市介護保険事業計画は、「老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8第1項、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画）及び「介護保険事業計画」（介護保険法第117条、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画）の位置づけの下、これらの2つの計画を併せ持つものとして作成します。



3. 計画の期間及び見直しの時期

桶川市高齢者福祉計画及び桶川市介護保険事業計画の内容については、介護保険料の財政均衡期間との整合性を踏まえ、介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとに見直しを行っています。

両計画の策定に当たり、令和7（2025）年、令和22（2040）年の将来の姿を見据えた中で、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
第四次高齢者福祉計画 第三次介護保険計画	→																	
第五次高齢者福祉計画 第四次介護保険計画				→														
第六次高齢者福祉計画 第五次介護保険計画							→											
第七次高齢者福祉計画 第六次介護保険計画										→								
第八次高齢者福祉計画 第七次介護保険計画													→					
第九次高齢者福祉計画 第八次介護保険計画																	→	

	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 14 年	令和 15 年	令和 16 年	令和 17 年	令和 18 年	令和 19 年	令和 20 年	令和 21 年	令和 22 年	令和 23 年
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
第10期高齢者福祉計画 第9期介護保険計画	→																	
第11期高齢者福祉計画 第10期介護保険計画				→														
第12期高齢者福祉計画 第11期介護保険計画							→											
第13期高齢者福祉計画 第12期介護保険計画										→								
第14期高齢者福祉計画 第13期介護保険計画													→					
第15期高齢者福祉計画 第14期介護保険計画																	→	

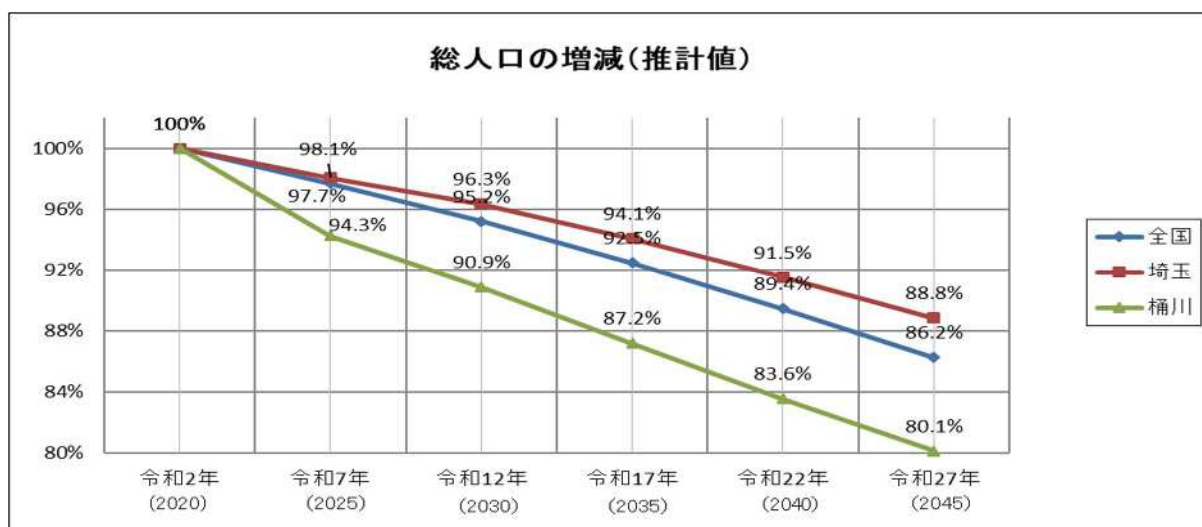
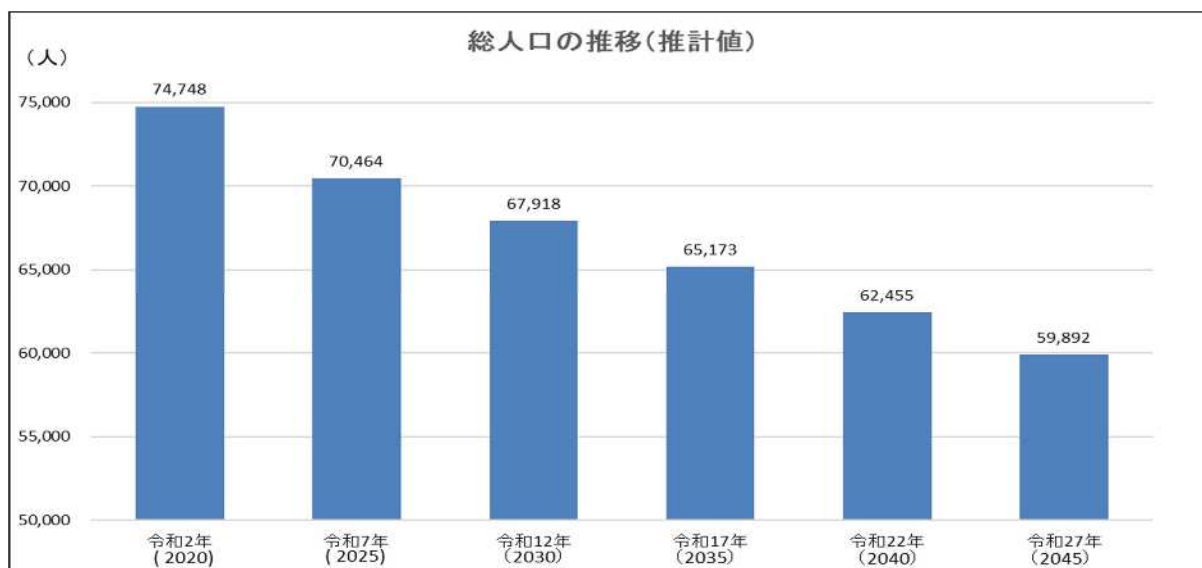
第2章 高齢者を取り巻く現状

第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 高齢者人口等の推移と要介護認定者の状況

(1) 総人口の推移（将来推計）

本市の総人口は、令和2（2020）年の74,748人から、長期的に減少傾向が続き、令和17（2035）年には約6万5千人、令和27（2045）年には約6万人になると推計されています。全国、埼玉県に比べ、減少の程度が大きくなっています。



総人口の推移

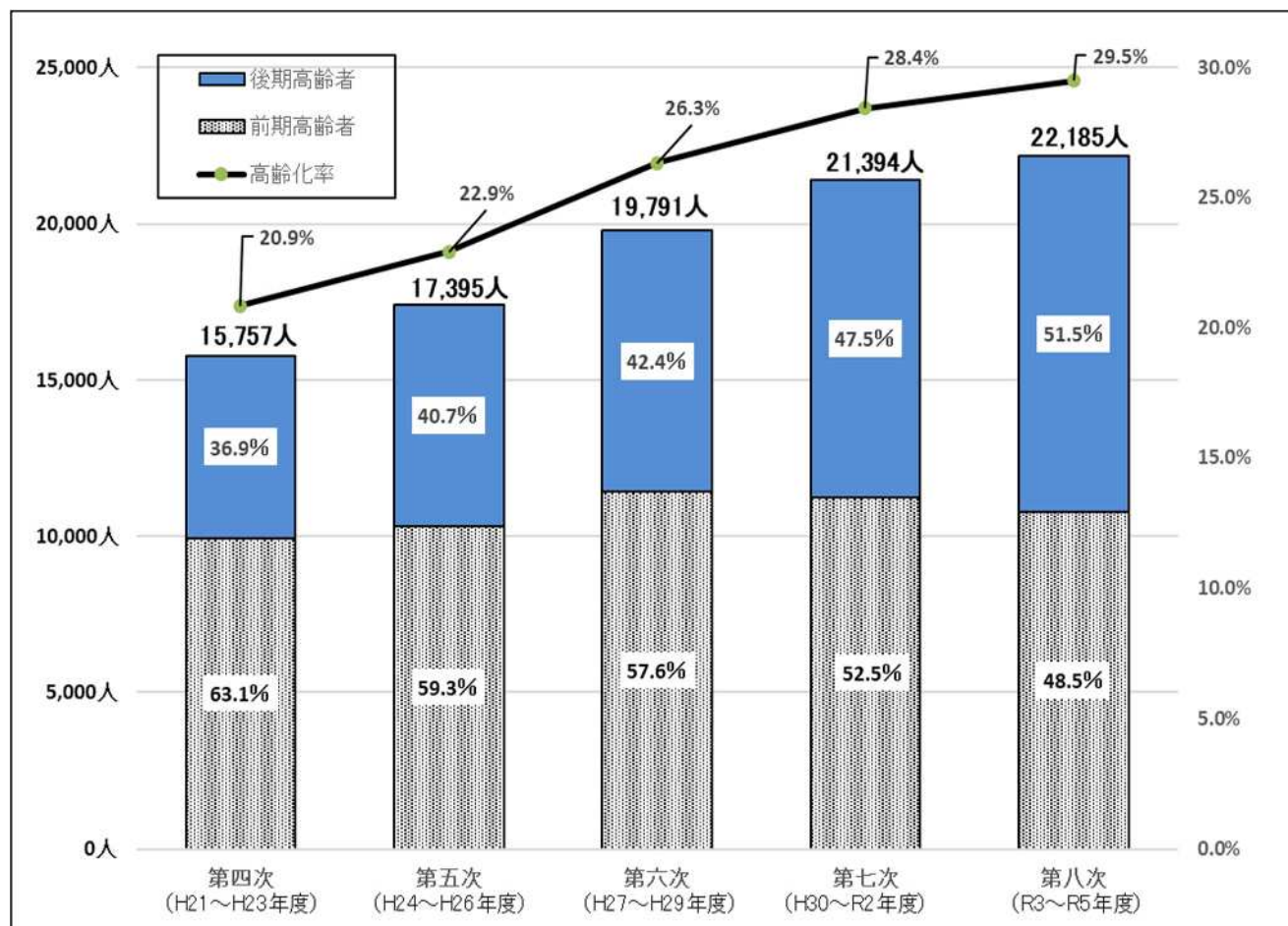
	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年度 (2045)
全国	126,146,099	123,262,000	120,116,000	116,639,000	112,837,000	108,801,000
埼玉県	7,344,765	7,202,953	7,076,167	6,909,319	6,721,414	6,524,800
桶川市	74,748	70,464	67,918	65,173	62,455	59,892

出典：令和2年度国勢調査、令和2年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の(地域別)将来推計人口」

(2) 高齢者人口（実績）

本市の高齢者人口は、年々に増加しており、第四次計画から第八次計画にかけて約1.4倍となっています。中でも、認知症、要介護などのリスクが高まる後期高齢者人口が約2倍となっています。

前期・後期高齢者人口の推移(計画初年度人口)



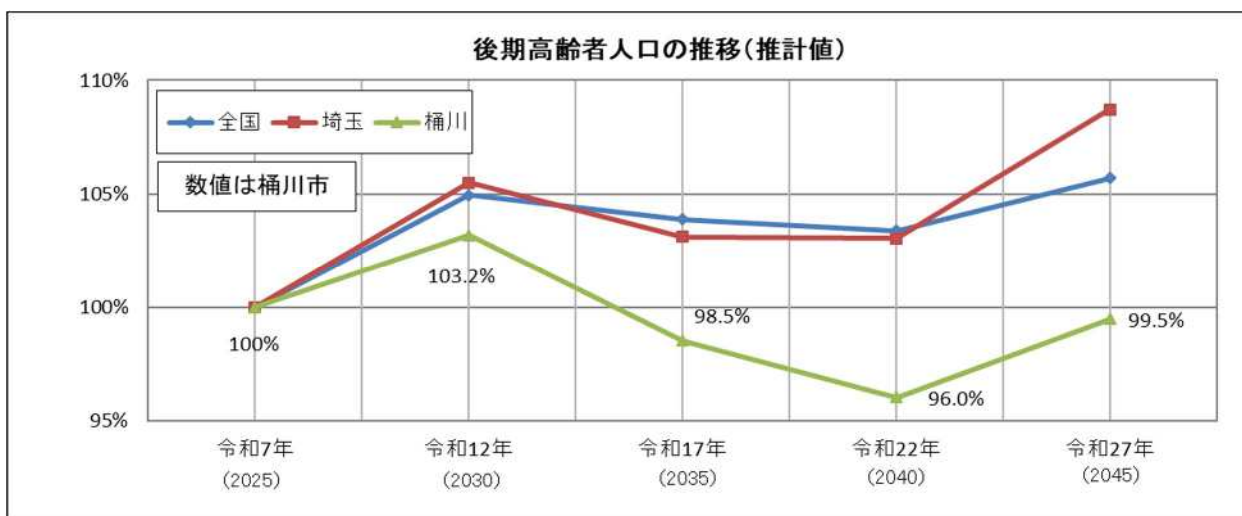
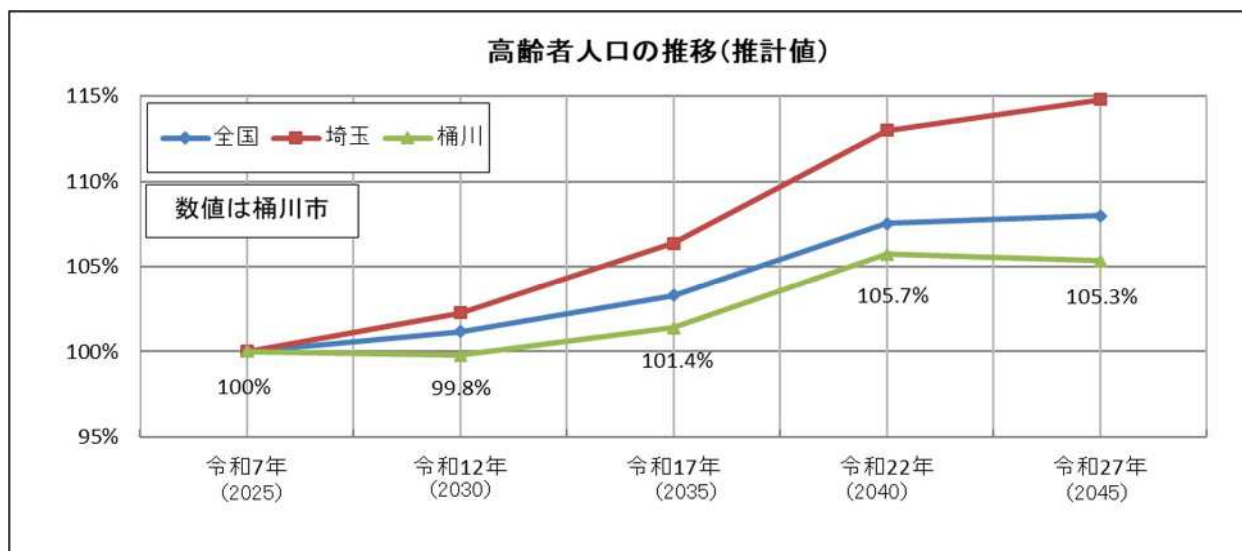
高齢者人口の推移(計画初年度人口)

	第四次介護 保険事業計画 (H21～H23年度)	第五次介護 保険事業計画 (H24～H26年度)	第六次介護 保険事業計画 (H27～H29年度)	第七次介護 保険事業計画 (H30～R2年度)	第八次介護 保険事業計画 (R3～R5年度)
高齢者人口	15,757人	17,395人	19,791人	21,394人	22,185人
高齢化率	20.9%	22.9%	26.3%	28.4%	29.5%
うち前期高齢者人口	9,942人	10,319人	11,405人	11,240人	10,752人
前期高齢者割合	63.1%	59.3%	57.6%	52.5%	48.5%
うち後期高齢者人口	5,815人	7,076人	8,386人	10,154人	11,433人
後期高齢者割合	36.9%	40.7%	42.4%	47.5%	51.5%

出典：桶川市介護保険事業状況報告（月報）（各計画初年度4月1日現在）

(3) 高齢者人口（将来推計）

本市の総人口が減少する中で、高齢者人口の割合は急激な伸びを見せています。令和7（2025）年に21,908人である65歳以上の高齢者人口は、令和27（2045）年には約5.3%増の23,074人に増加する見込みです。一方で、要介護のリスクが高まる後期高齢者人口は、令和12年から減少していきませんが、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和27年には令和7年と0.5%差の13,278人まで増加する見込みです。



高齢者人口の推移

(単位:人)

	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
全国	36,529,000	36,962,000	37,732,000	39,285,000	39,451,000
埼玉県	2,033,539	2,079,748	2,162,827	2,297,617	2,334,793
桶川市	21,908	21,863	22,217	23,164	23,074

後期高齢者人口の推移

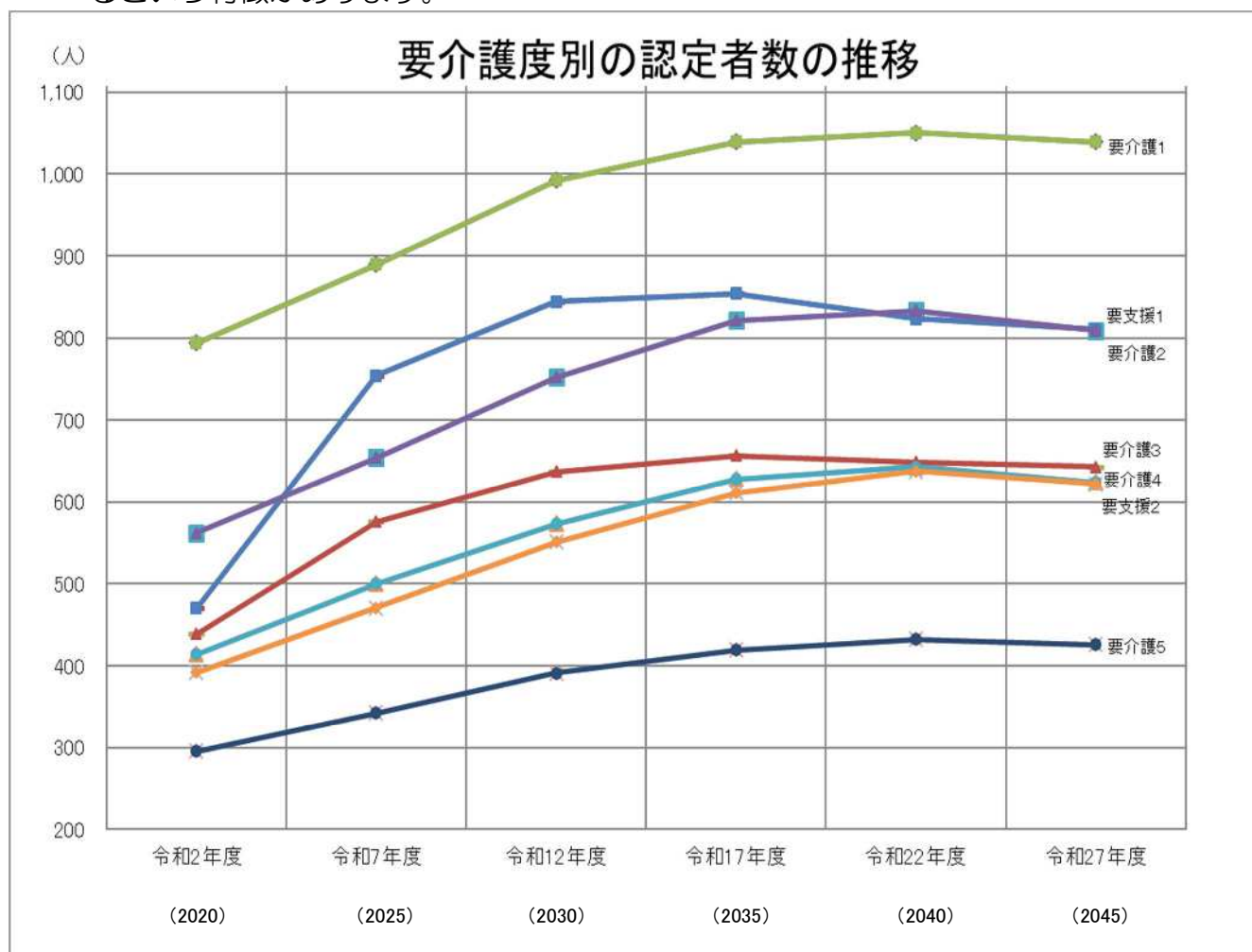
(単位:人)

	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
全国	21,547,000	22,613,000	22,384,000	22,275,000	22,772,000
埼玉県	1,208,900	1,275,252	1,246,352	1,245,724	1,314,206
桶川市	13,348	13,773	13,150	12,817	13,278

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の(地域別)将来推計人口」

(4) 要介護度別の認定者数

本市の要介護認定者数については、高齢者数と同様に増加傾向となっております。介護度別に構成比を見ると、重度の要介護3から要介護5の認定者の推移が増加傾向にあるという特徴があります。



要介護認定者の推移

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和2年度	470	439	794	562	414	392	295	3,366
令和7年度	754	576	889	654	500	471	342	4,186
令和12年度	844	637	992	752	573	551	391	4,740
令和17年度	854	657	1,039	821	628	611	419	5,029
令和22年度	823	649	1,050	833	643	638	432	5,068
令和27年度	810	643	1,039	809	624	622	426	4,973

出典：桶川市介護保険事業状況報告（月報）（各計画初年度4月1日現在）

令和7年度以降は厚生労働省「見える化」システム※による推計値

※「見える化」システムとは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

（５）介護予防サービス利用者数の推移

介護予防サービス利用者数は全体的に横ばいまたは、増加傾向となっております。介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援については、利用者が増加しています。なお、介護予防訪問リハビリテーションは減少していますが、介護予防訪問看護は増加しており、介護予防短期入所生活介護は大幅に増加しています。

介護予防サービスの延利用者数の推移

（単位：人／年）

介護サービス名称	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護予防訪問看護	420	340	444	401	468	390
介護予防訪問リハビリテーション	396	420	408	340	420	350
介護予防居宅療養管理指導	372	874	384	1,005	396	1,160
介護予防通所リハビリテーション	1,140	1,029	1,200	1,033	1,260	1,000
介護予防短期入所生活介護	36	37	36	60	36	50
介護予防短期入所療養介護	12	7	12	9	12	12
介護予防特定施設入居者生活介護	216	275	228	324	240	360
介護予防福祉用具貸与	3,180	3,340	3,420	3,938	3,660	4,600
介護予防福祉用具購入	48	51	72	65	84	65
介護予防住宅改修	84	98	96	121	108	120
介護予防支援	4,140	4,383	4,500	4,887	4,860	5,500

介護予防サービスの延利用者数の伸び

（令和3年度実績を「1」とした場合の指数）

介護サービス名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	見込み
介護予防訪問看護	1.00	1.17	1.14
介護予防訪問リハビリテーション	1.00	0.80	0.83
介護予防居宅療養管理指導	1.00	1.14	1.32
介護予防通所リハビリテーション	1.00	1.00	0.97
介護予防短期入所生活介護	1.00	1.62	1.35
介護予防短期入所療養介護	1.00	1.28	1.71
介護予防特定施設入居者生活介護	1.00	1.17	1.30
介護予防福祉用具貸与	1.00	1.17	1.37
介護予防福祉用具購入	1.00	1.27	1.27
介護予防住宅改修	1.00	1.23	1.22
介護予防支援	1.00	1.11	1.25

出典：計画値：「第八次桶川市介護保険事業計画」 実績値：「厚生労働省見える化システム」

令和5年度は推計値であり、今後変動します。

(6) 居宅介護サービス利用者数の推移

居宅介護サービス利用者数は、全体的に横ばいまたは、増加傾向となっております。通所介護、訪問介護については利用者が着実に増加しています。また、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護の利用者は減少傾向ですが、定期巡回の利用者が大幅に増加しています。

居宅介護サービスの延利用者数の推移

(単位:人/年)

介護サービス名称	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
訪問介護	4,548	5,209	4,800	5,322	5,040	5,930
訪問入浴介護	288	344	288	457	288	570
訪問看護	1,728	1,911	1,764	2,186	1,800	2,480
訪問リハビリテーション	1,464	1,416	1,536	1,406	1,608	1,490
居宅療養管理指導	5,220	10,355	5,640	11,978	6,060	13,240
通所介護	5,352	6,457	5,652	7,443	5,880	7,890
通所リハビリテーション	4,308	3,677	4,560	3,581	4,800	3,570
短期入所生活介護	1,896	1,781	1,980	1,823	2,040	1,860
短期入所療養介護	444	294	552	307	552	310
特定施設入居者生活介護	1,884	2,030	2,028	2,396	2,124	2,390
認知症対応型通所介護	96	154	108	108	132	120
認知症対応型共同生活介護	720	719	828	741	936	770
小規模多機能型居宅介護	24	16	36	15	48	20
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	60	28	84	94	108	90
地域密着型通所介護	2,436	1,771	2,544	1,569	2,640	1,570
福祉用具貸与	9,780	10,685	10,140	11,165	10,500	11,500
福祉用具購入	180	168	192	173	204	180
住宅改修	180	143	192	135	204	175
居宅介護支援	16,320	16,475	16,680	17,224	17,040	17,910

居宅介護サービスの延利用者数の伸び

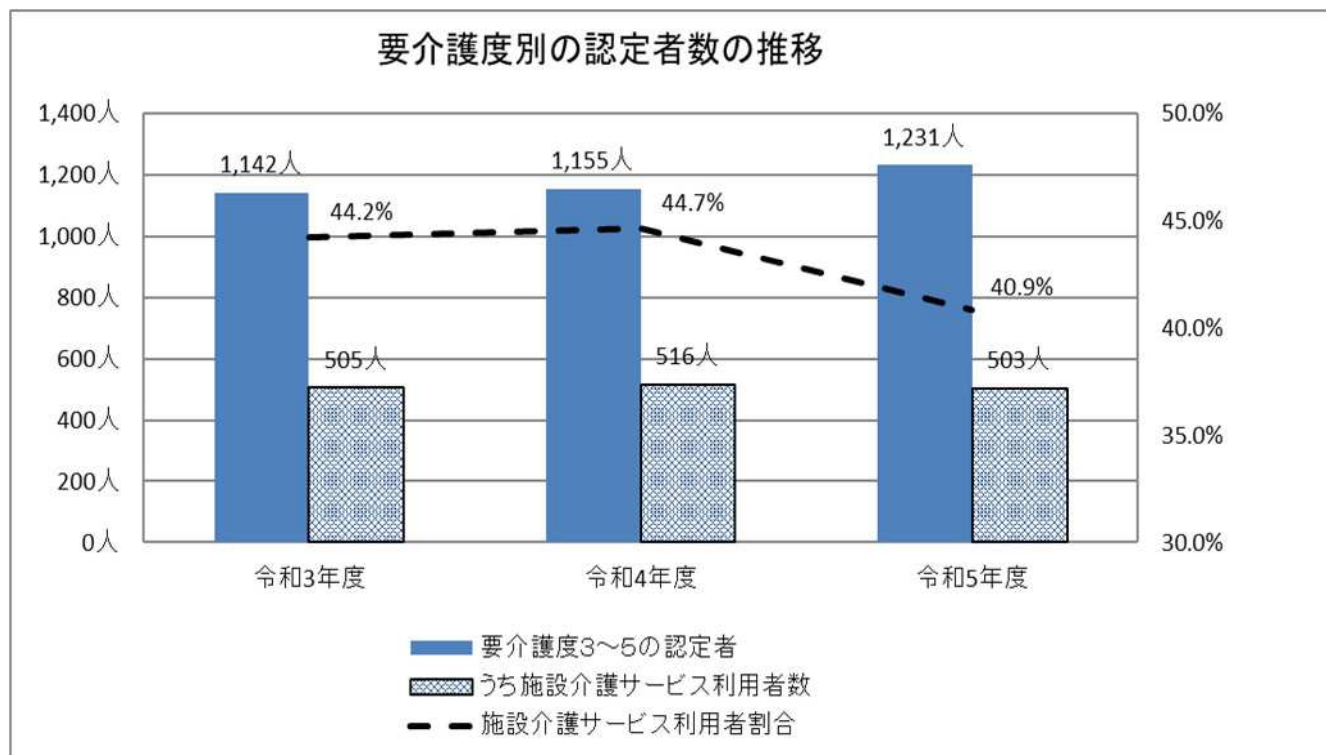
(令和3年度実績を「1」とした場合の指数)

介護サービス名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	見込み
訪問介護	1.00	1.02	1.13
訪問入浴介護	1.00	1.32	1.65
訪問看護	1.00	1.14	1.29
訪問リハビリテーション	1.00	0.99	1.05
居宅療養管理指導	1.00	1.15	1.27
通所介護	1.00	1.15	1.22
通所リハビリテーション	1.00	0.97	0.97
短期入所生活介護	1.00	1.02	1.04
短期入所療養介護	1.00	1.04	1.05
特定施設入居者生活介護	1.00	1.18	1.17
認知症対応型通所介護	1.00	0.70	0.77
認知症対応型共同生活介護	1.00	1.03	1.07
小規模多機能型居宅介護	1.00	0.93	1.25
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.00	3.35	3.21
地域密着型通所介護	1.00	0.88	0.88
福祉用具貸与	1.00	1.04	1.07
福祉用具購入	1.00	1.02	1.07
住宅改修	1.00	0.94	1.22
居宅介護支援	1.00	1.04	1.08

出典：計画値：「第八次桶川市介護保険事業計画」 実績値：「厚生労働省見える化システム」
令和5年度は推計値であり、今後変動します。

（７）施設介護サービス利用者の推移

要介護３から要介護５の認定者が増加傾向にあり、４割以上が施設介護サービスの利用者となっております。



要介護度３以上の認定者に占める施設介護サービス利用者

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護度３～５の認定者	1,142人	1,155人	1,231人
うち施設介護サービス利用者数	505人	516人	503人
施設介護サービス利用者割合	44.2%	44.7%	40.9%

出典：桶川市介護保険事業状況報告（月報）（各年度４月１日現在）

2. 市民意識調査結果のまとめ

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

1) 調査の目的

本計画を策定するに当たり、高齢者やその家族の意識・実態等を把握し、計画策定の基礎資料として生かすために調査を実施しました。

2) 対象者

在宅で生活する 65 歳以上の一般高齢者及び要支援認定者

3) 調査の実施方法

調査期間：令和 4(2022)年 12 月 14 日から令和 5(2023)年 1 月 20 日まで

調査方法：郵送配付、郵送回収

4) 調査の回収率

発送人数：2,000 人

回収人数：1,373 人

回収率： 68.7%

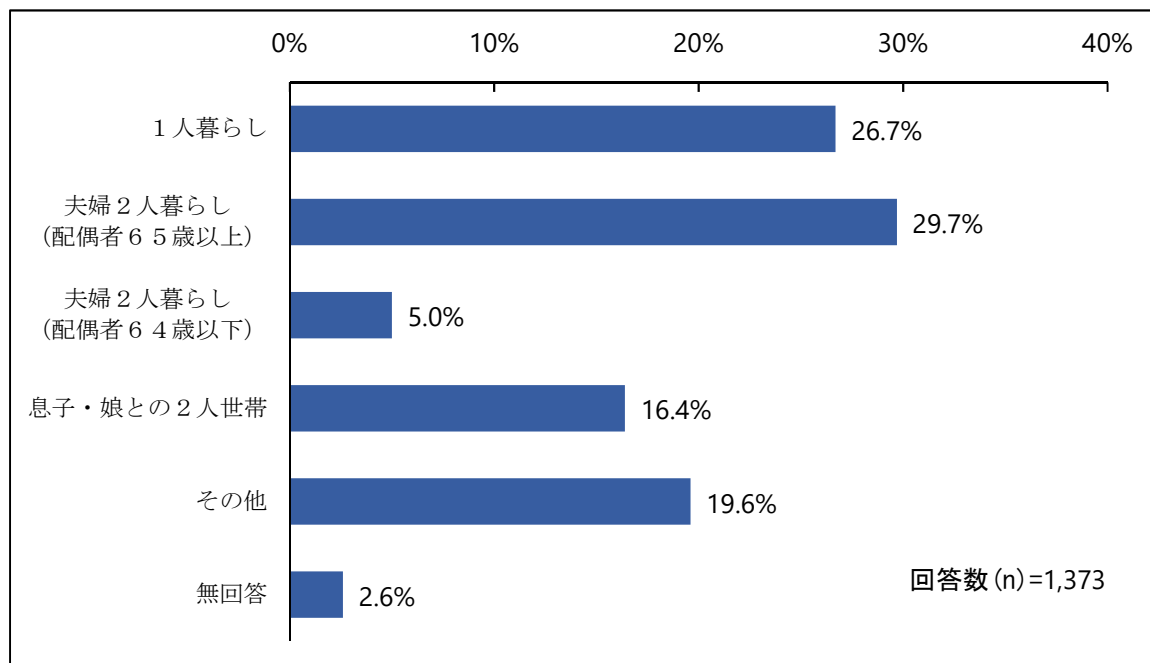
5) 調査項目

調査の柱	国の調査項目	市の独自調査項目
1 家族や生活状況	家族構成、介護の必要性、住まい	
2 からだを動かすこと	身体の動作の状況	
3 食べること	歯・食事の状況	
4 毎日の生活	日常生活の状況	
5 地域での活動	地域活動の参加頻度、参加意識	
6 たすけあい	相談相手、友人・知人と会う頻度	
7 健康	健康の状態	
8 認知症にかかる相談窓口の把握	認知症の有無、相談窓口	
9 在宅医療と介護の連携		在宅医療への考え
10 認知症支援		認知症支援に対する考え
11 介護予防		介護予防の取組、事業の周知度
12 地域包括ケアシステム		地域包括支援センターの周知度
13 暮らし		成年後見制度の周知度、必要性
14 耳の聞こえ		耳の聞こえの状態
15 就労		就労状況
16 敬老者のお祝い		敬老祝いへの考え
17 新型コロナウイルス感染症の流行による影響		新型コロナウイルス感染症の流行による不安、体調変化

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

1) 家族や生活状況(家族構成)

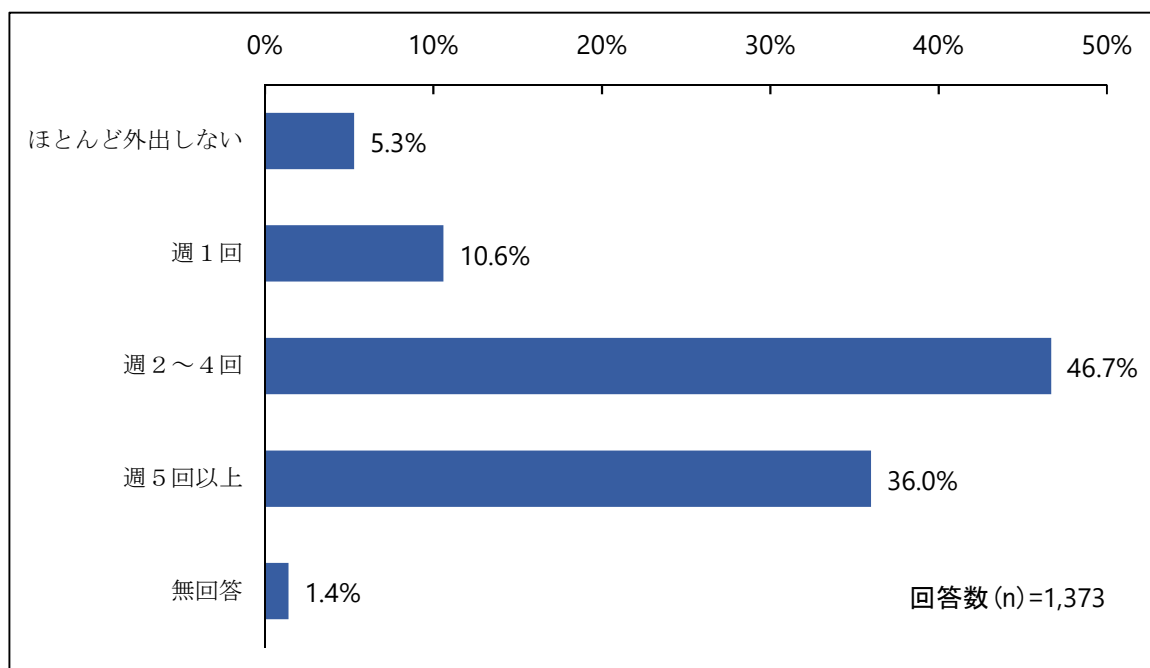
2割程度の方が、「1人暮らし」で生活しています。



2) からだを動かすこと

外出の頻度

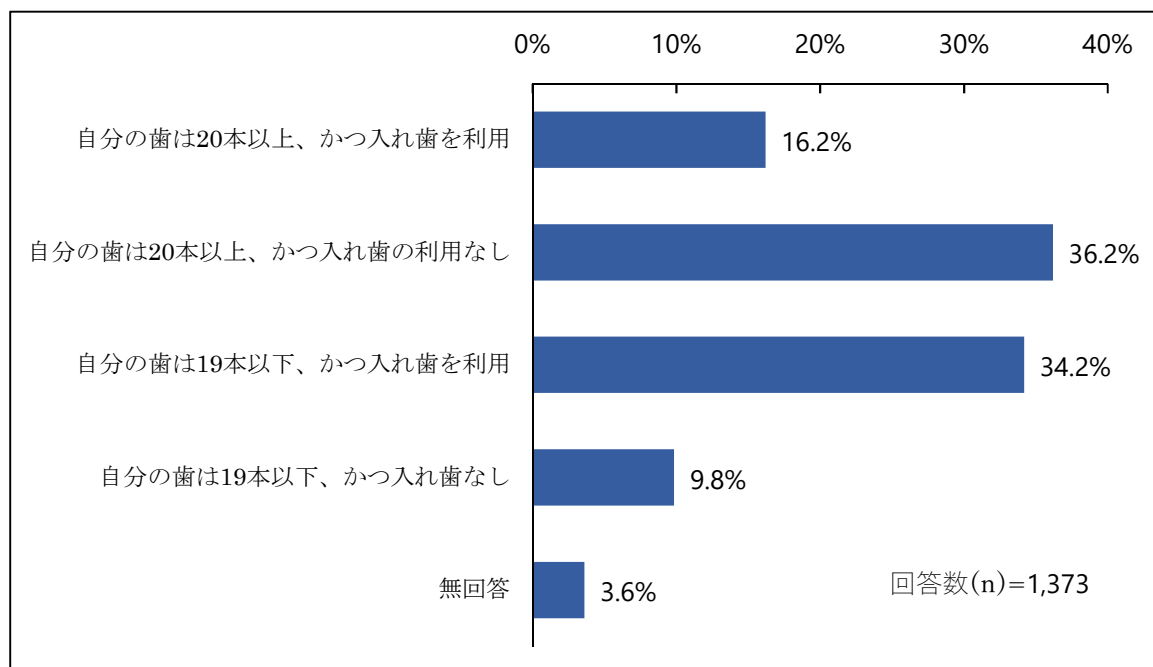
「週2～4回外出している」が、4割程度となっています。



3) 食べることについて

歯の数と入れ歯の利用状況について

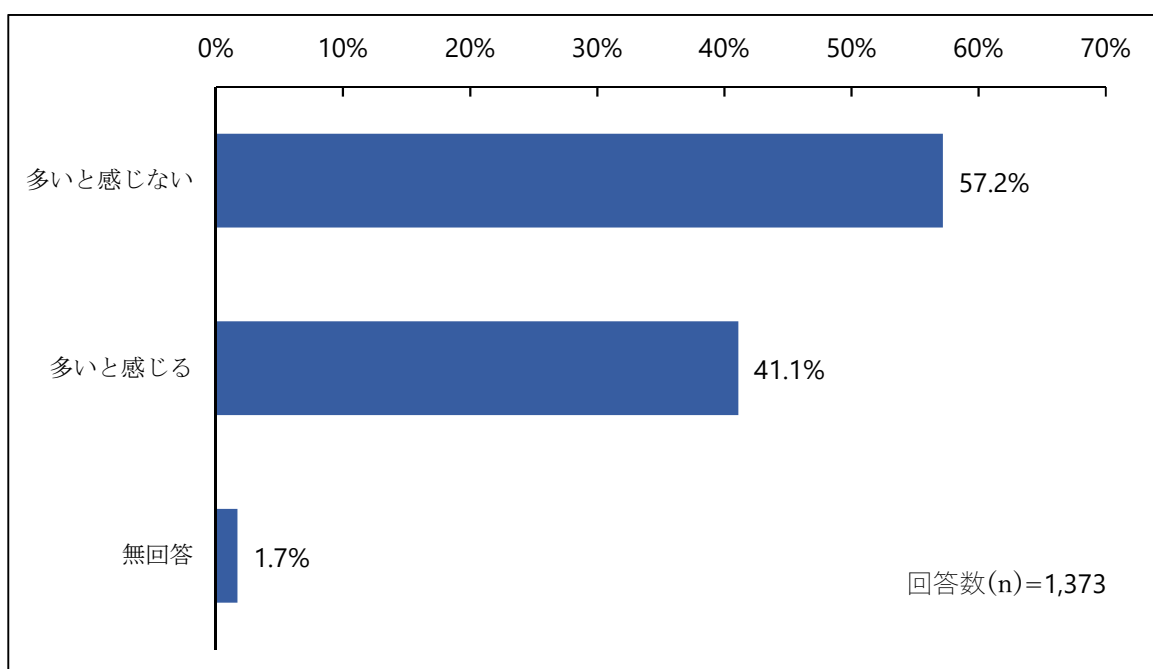
3割程度の方が、「自分の歯は20本以上、かつ入れ歯の利用なし」と回答しています。



4) 毎日の生活について

物忘れについて

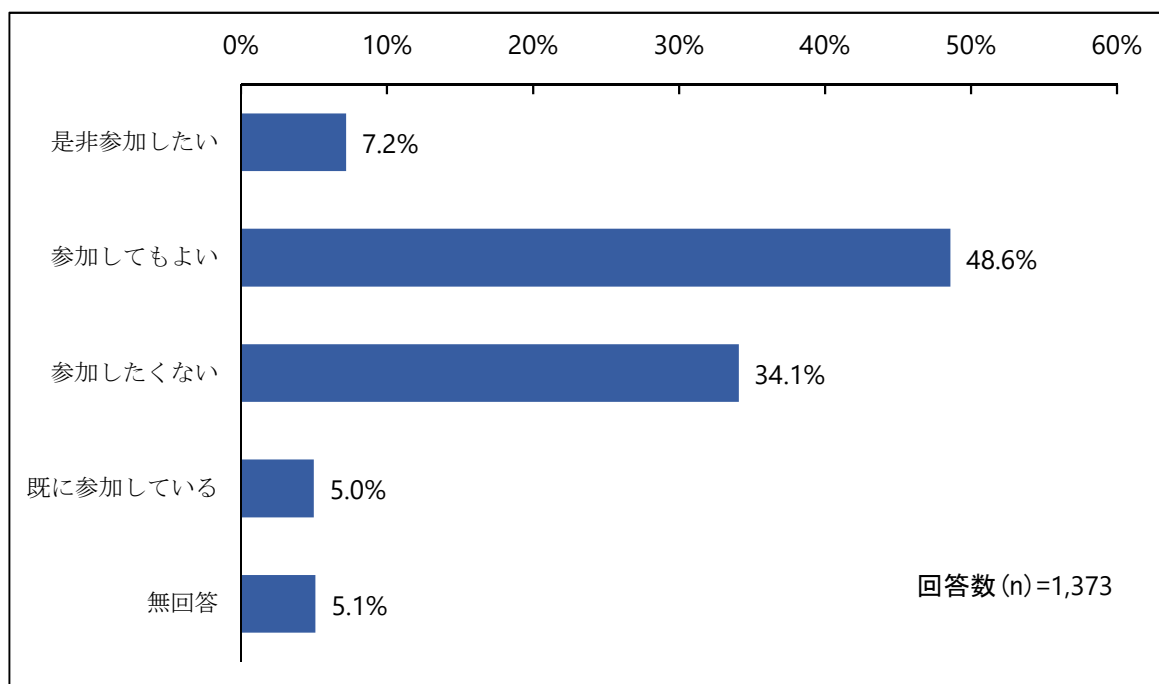
5割程度の方が、「多いと感じない」と回答しています。



5) 地域での活動

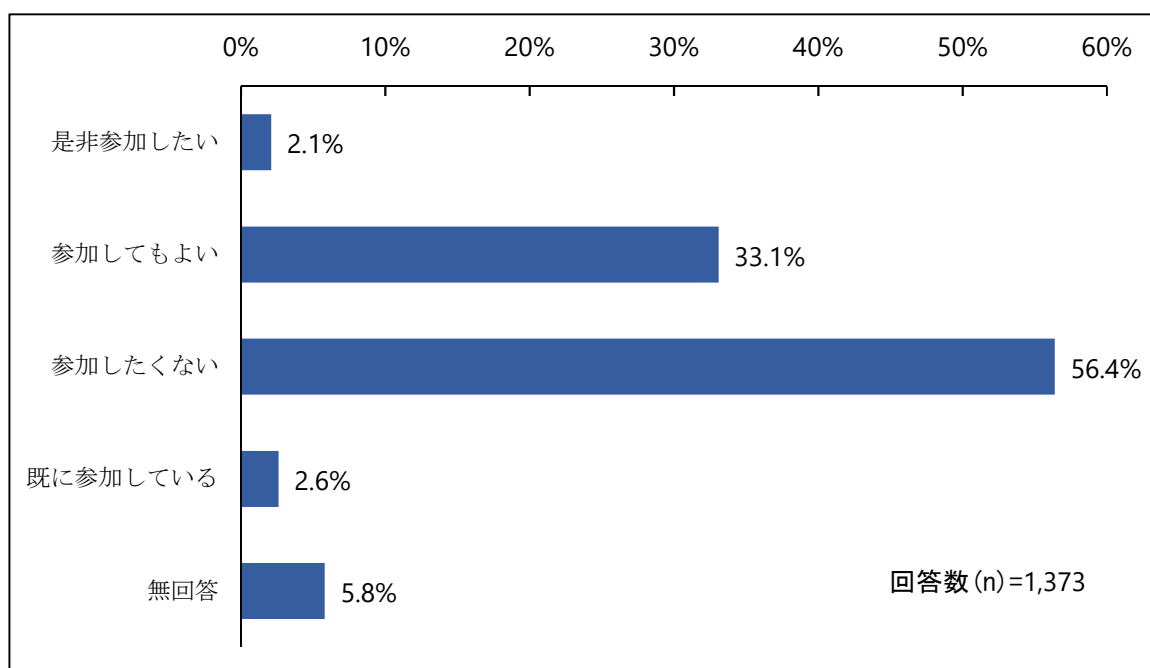
① 住民主体活動への参加（参加者として）

5割程度の方が、「是非参加したい」「参加してもよい」と回答しています。



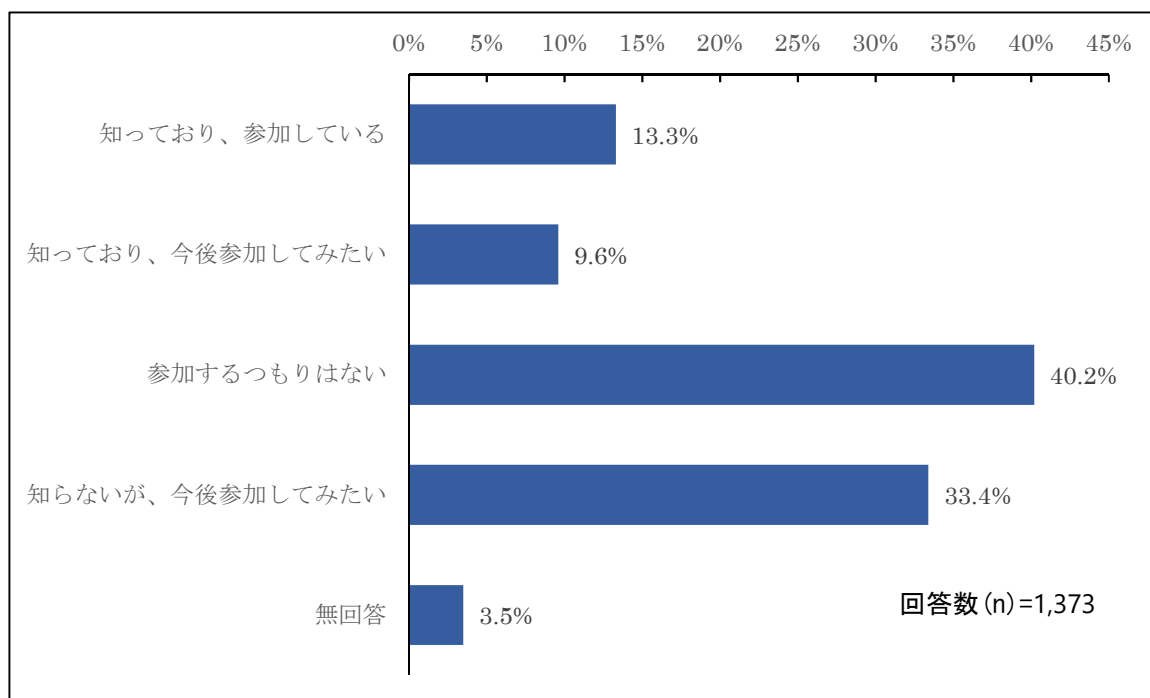
② 住民主体活動への参加（企画者・運営者として）

3割程度の方が、企画者・運営者として「参加してもよい」と回答しています。



6) 介護予防（健康長寿いきいきポイント事業の認知）

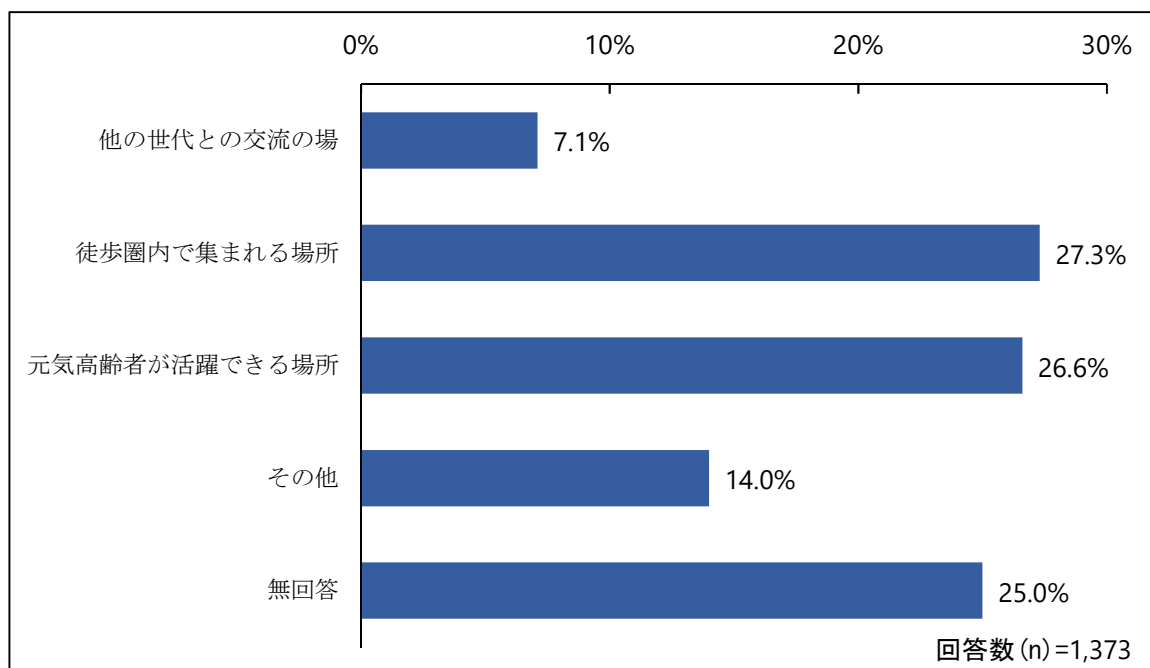
3割程度の方が、「知らないが、今後参加してみたい」と回答しています。



7) 地域包括ケアシステム

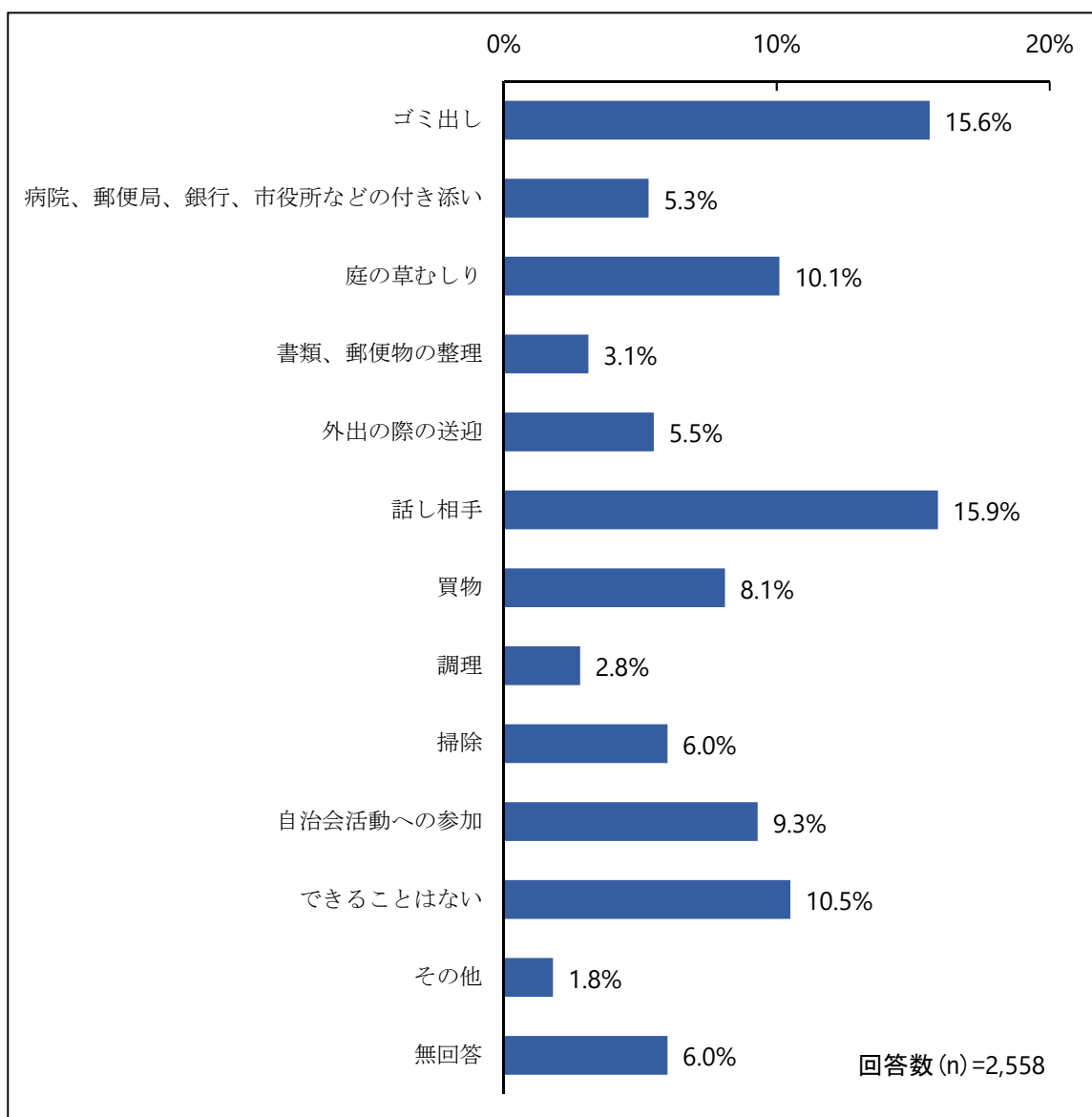
① 日常生活であると良いもの

それぞれ2割程度の方が、「元気高齢者が活躍できる場所」「徒歩圏内で集まれる場所」と回答しています。



② 地域でお互いを支え合うためにできること

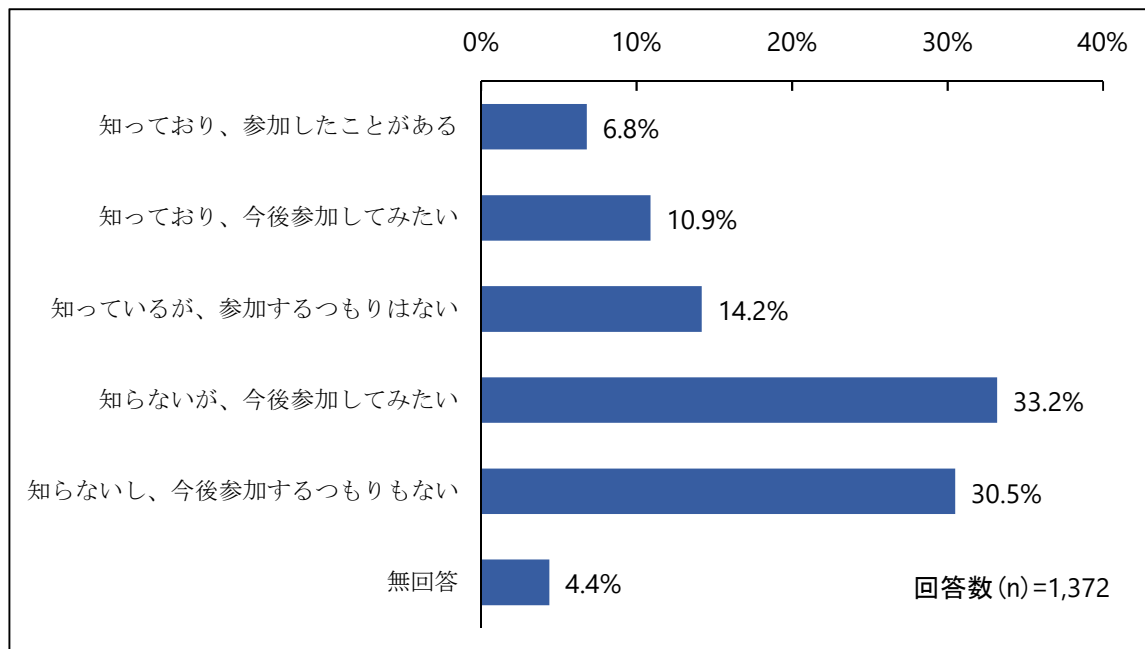
1割程度の方が、「ゴミ出し」「話し相手」ができると回答しています。



8) 認知症支援について

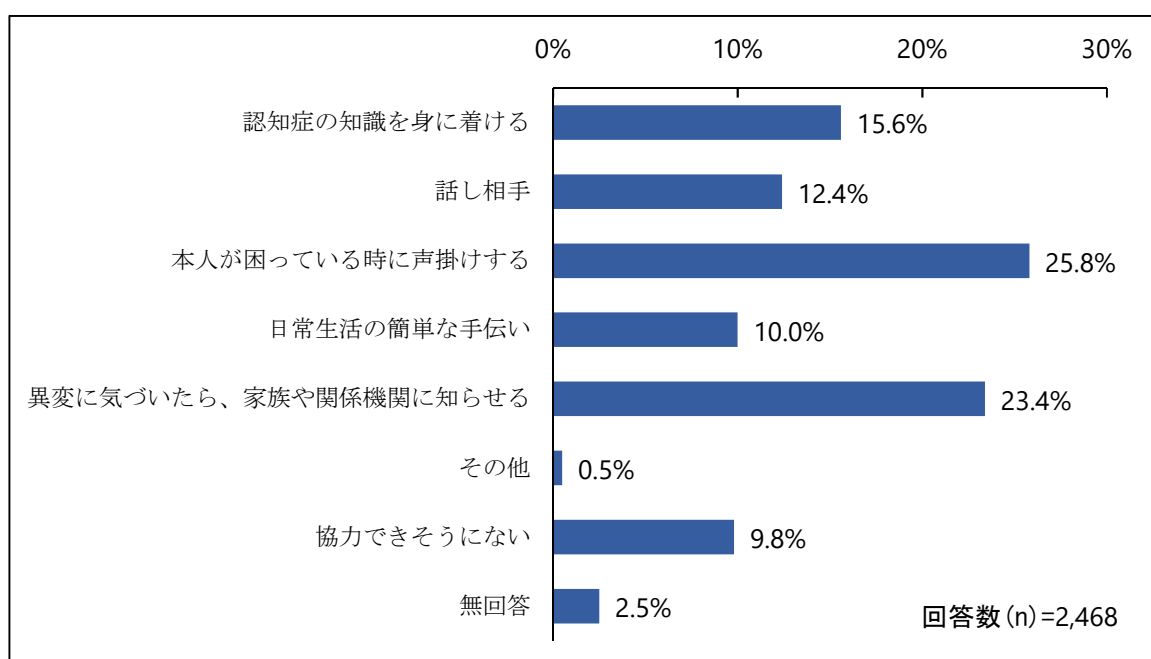
① 「認知症サポーター養成講座」

3割程度の方が、「知らないが、今後参加してみたい」と回答しています。



② 認知症の見守りの協力について

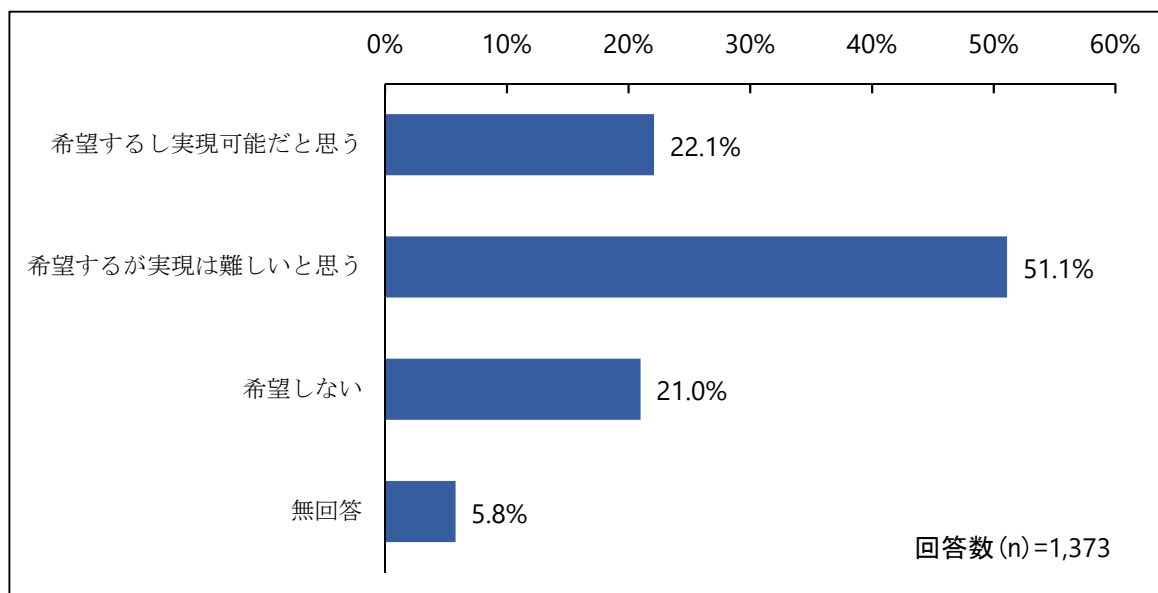
それぞれ2割程度の方が、「本人が困っている時に声掛けする」、「異変に気づいたら、家族や関係機関に知らせる」と回答しています。



9) 在宅医療と介護の連携について

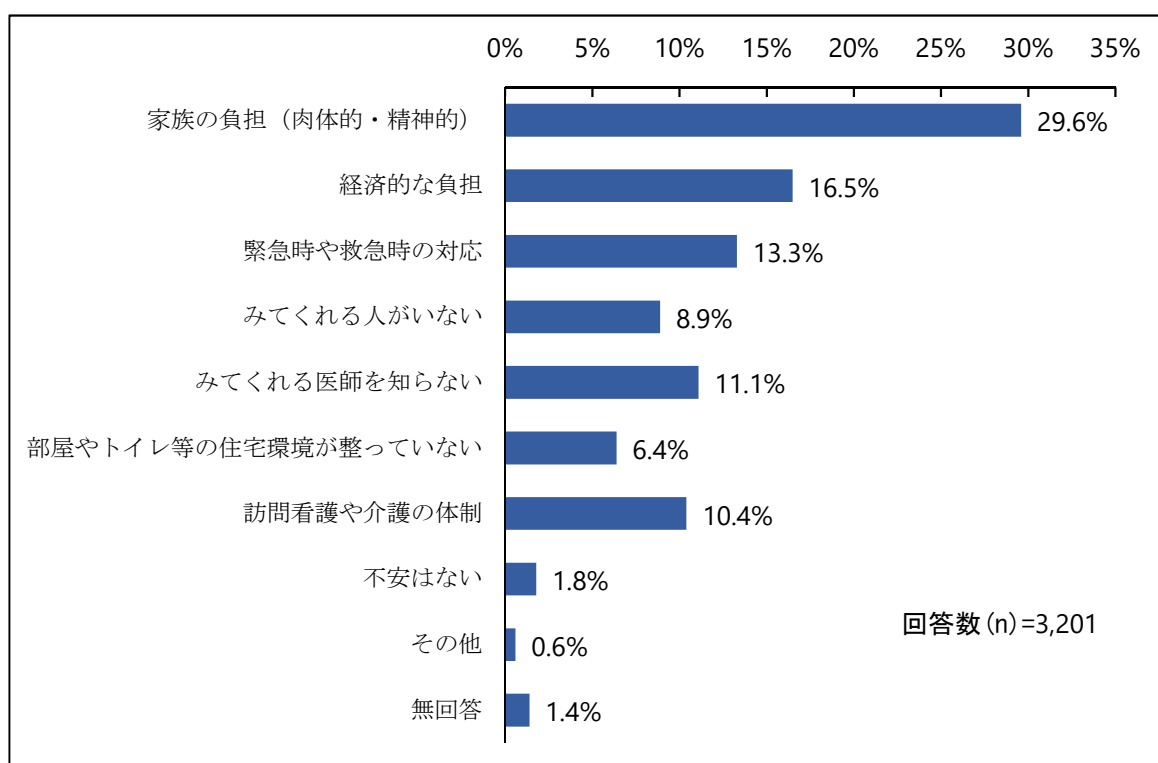
① 在宅医療の希望

7割程度の方が、在宅医療を希望していますが、そのうち5割の方は、「希望するが実現は難しいと思う」と回答しています。



② 在宅医療に関する不安（複数回答）

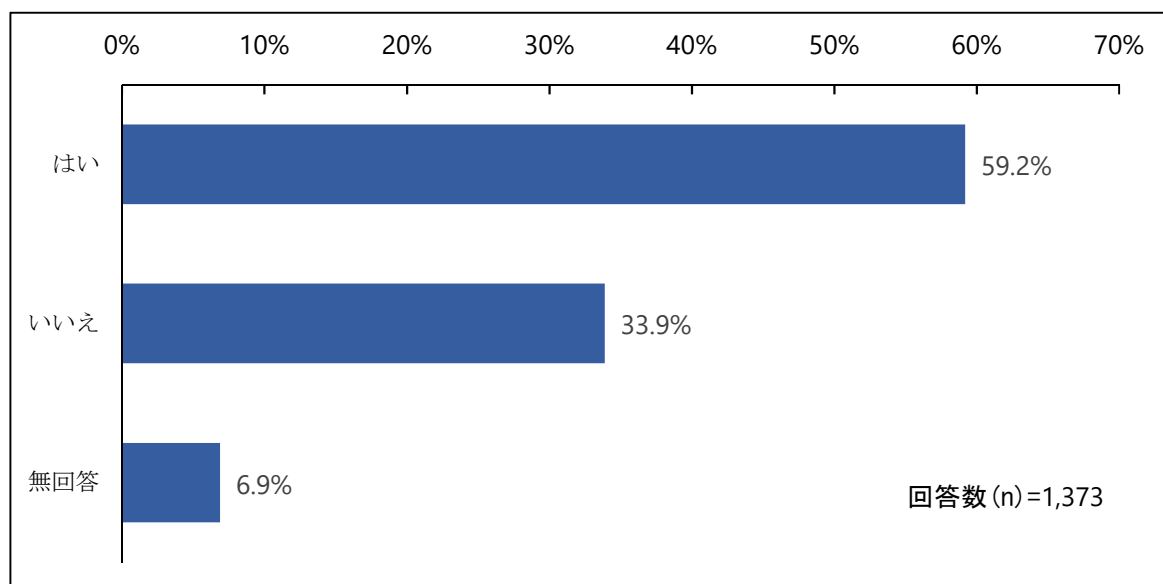
3割弱の方が、「家族の負担」に不安を感じており、続いて「経済的な負担」「緊急時や救急時の対応」の順に不安を感じています。



10) 暮らしについて

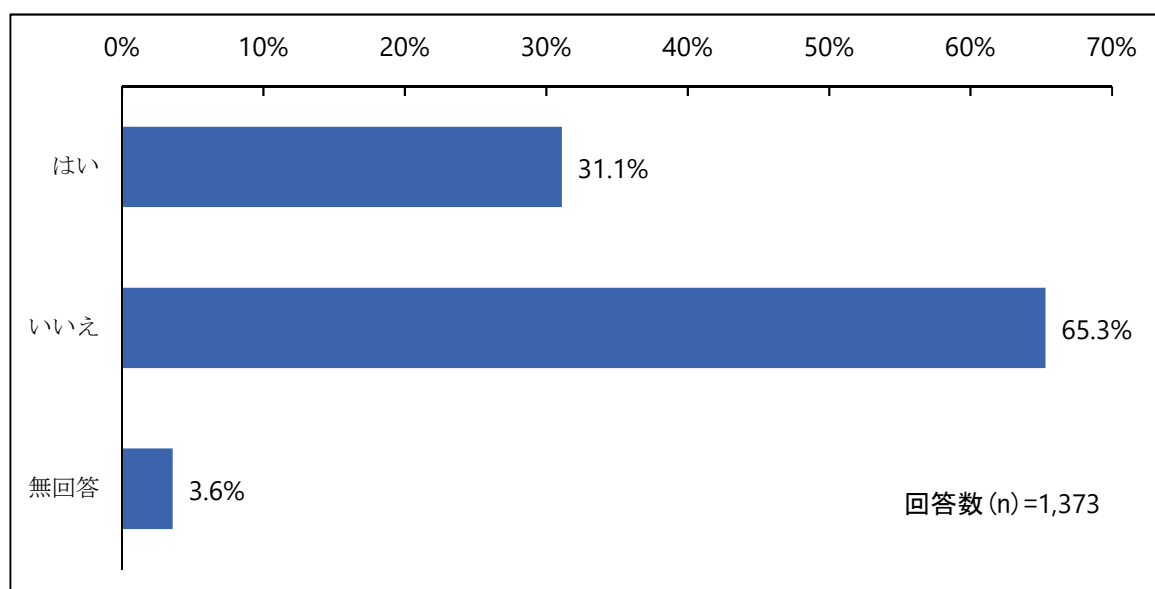
① 成年後見制度を知っていますか

6割弱の方が、知っていると回答しています。



② 金銭管理等ができなくなった場合の準備

6割程度の方が、準備はできていないと回答しています。



(3) 在宅介護実態調査の概要

1) 調査の目的

本計画を策定するに当たり、高齢者の適切な在宅生活継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するために調査を実施しました。

2) 対象者

在宅で生活をしている要支援・要介護認定者（新規申請を除く。）

3) 調査の実施方法

調査期間：令和 4(2022)年 12 月 14 日から令和 5(2023)年 1 月 20 日まで

調査方法：郵送配付、郵送回収

4) 調査の回収率

発送人数：1,000 人

回収人数： 603 人

回 収 率： 60.3%

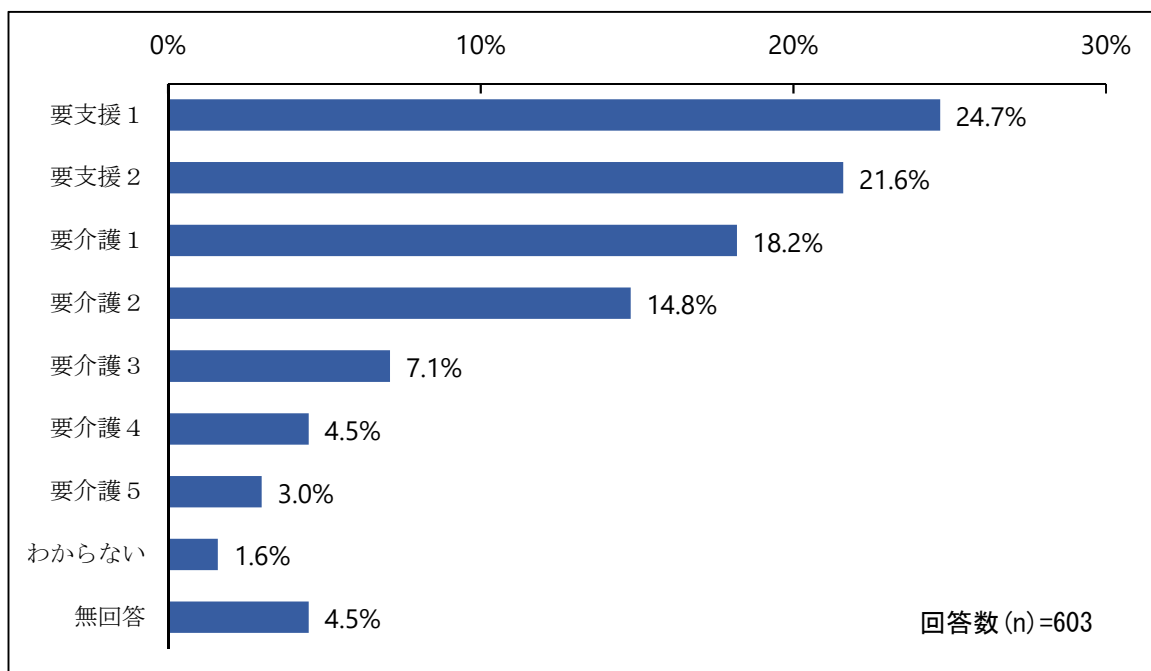
5) 調査項目（要介護認定データと併せて活用）

調査の柱	国の調査項目	市の独自調査項目
1 本人の属性と状態	世帯類型、年齢、性別、 現在抱えている傷病、介護状態	
2 支援・サービスの利用実態	介護保険サービスの利用の有無 利用状況 介護保険サービスの未利用の理由 介護保険サービス以外の支援等の 利用の有無 今後の在宅生活の支援・サービス 訪問診療の利用の有無 家族・親族からの介護の頻度	
3 介護者の属性	主な介護者、介護者の性別・年齢、 介護者が行っている介護	
4 介護者の就労状況	介護者の勤務形態 家族・親族の中で介護による離職の 有無 介護者の働き方の調整、就労継続の 可否 介護者に対する介護と就労の両立に 効果のある支援	
5 介護者の意識とニーズ		介護者の負担種類・内容 不安に感じる介護等 拡充を望む介護者支援の内容 在宅医療や住まい 看取りたい場所への考え 介護保険サービスの満足度
6 社会資源の活用		「介護者のつどい」、「認知症カフェ」 の認知度等

(4) 在宅介護実態調査の結果

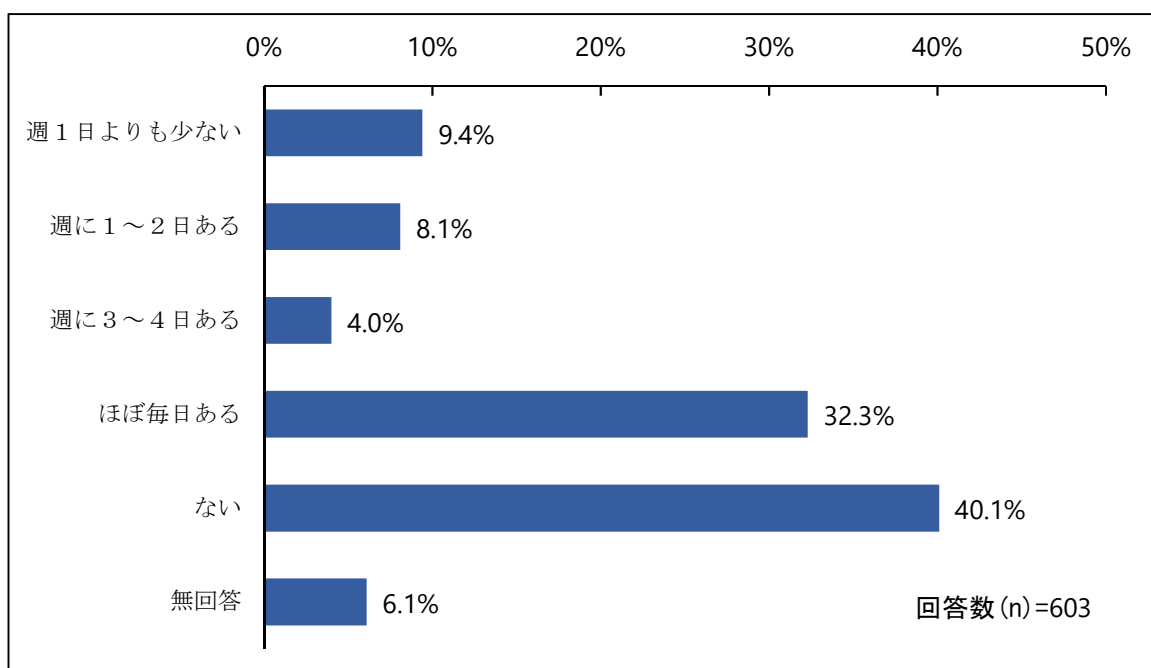
1) 本人の介護状態

本人の介護度は、「要支援 1」「要支援 2」「要介護 1」の軽度者が、6割程度となっています。



2) 介護頻度

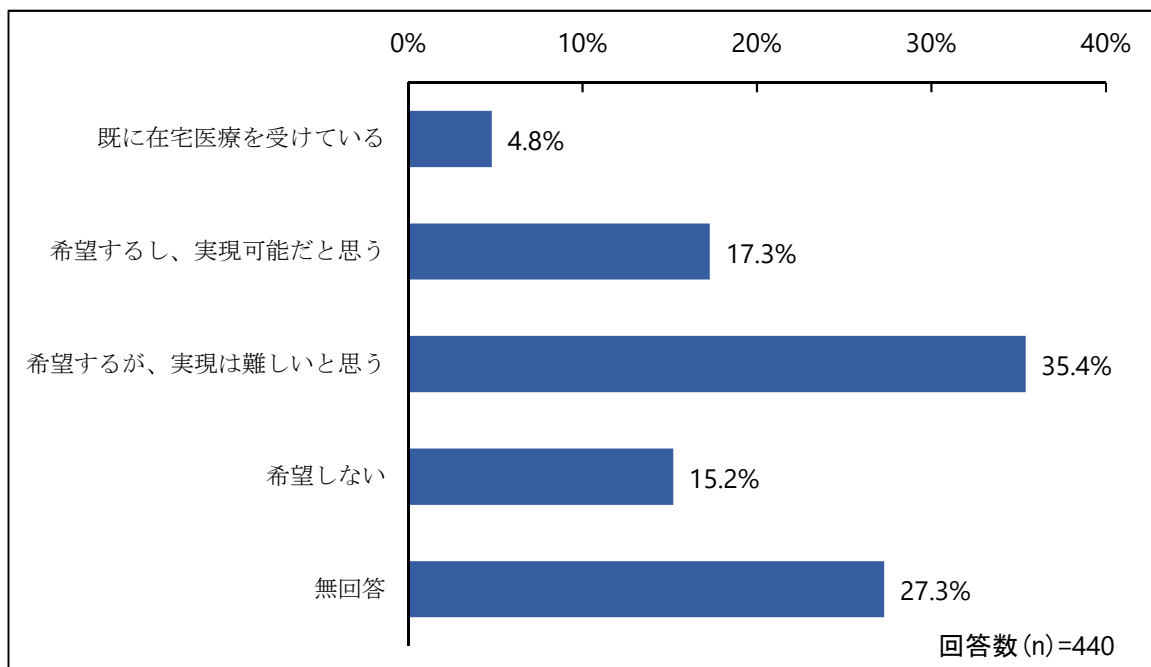
3割程度の方が、ほぼ毎日、家族や親族からの介護を受けています。4割程度の方は、「介護は受けていない」と回答しています。



3) 介護者が考える在宅医療の希望について

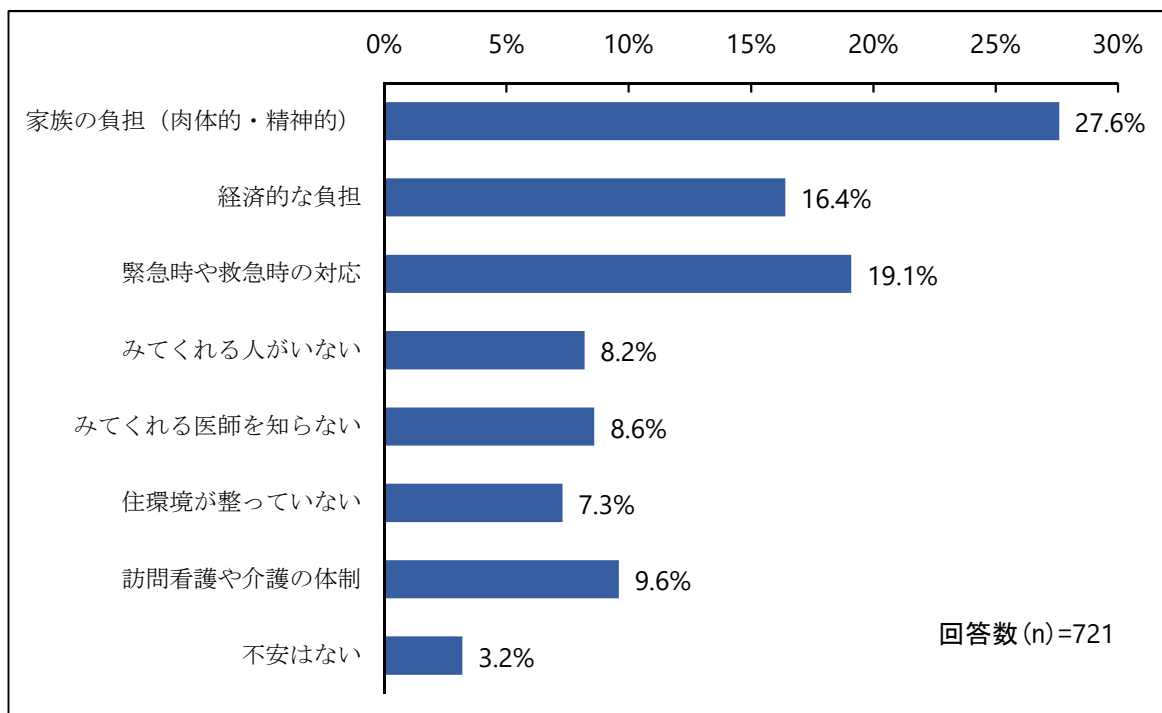
① 長期の治療や静養が必要になった場合の在宅医療の希望について

5割程度の方が、在宅医療を希望しています。1割程度の方は、「在宅医療を希望しない」と回答しています。



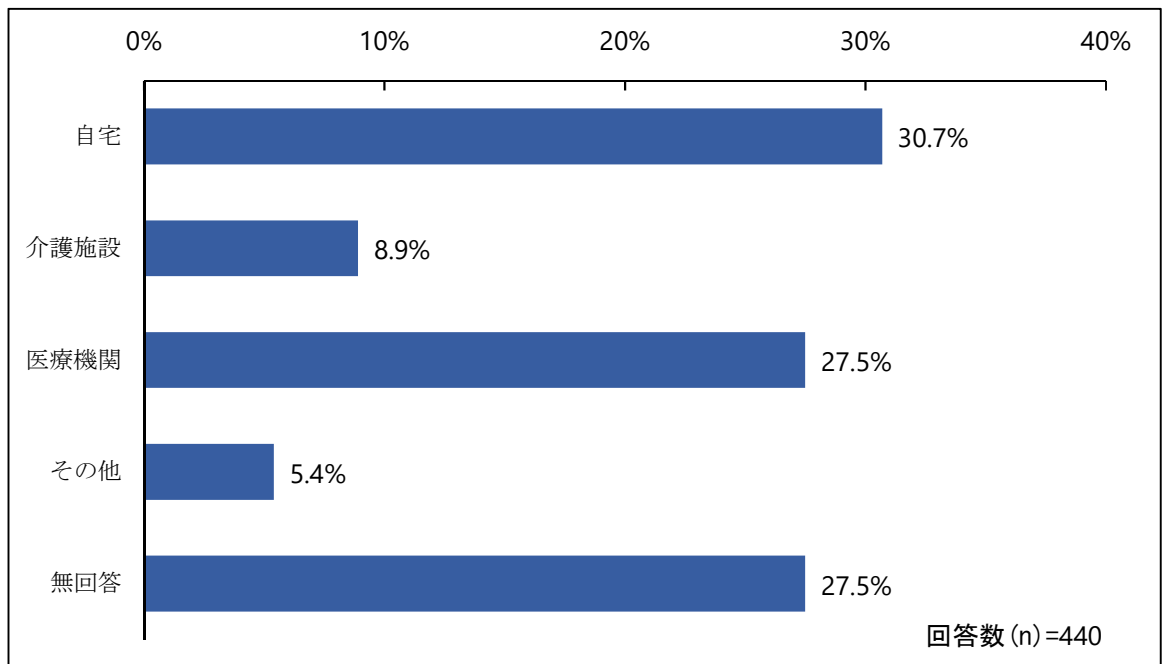
② 在宅医療に関する不安点（複数回答可）

2割程度の方が、在宅医療での「家族の負担（肉体的・精神的）」を不安に感じています。



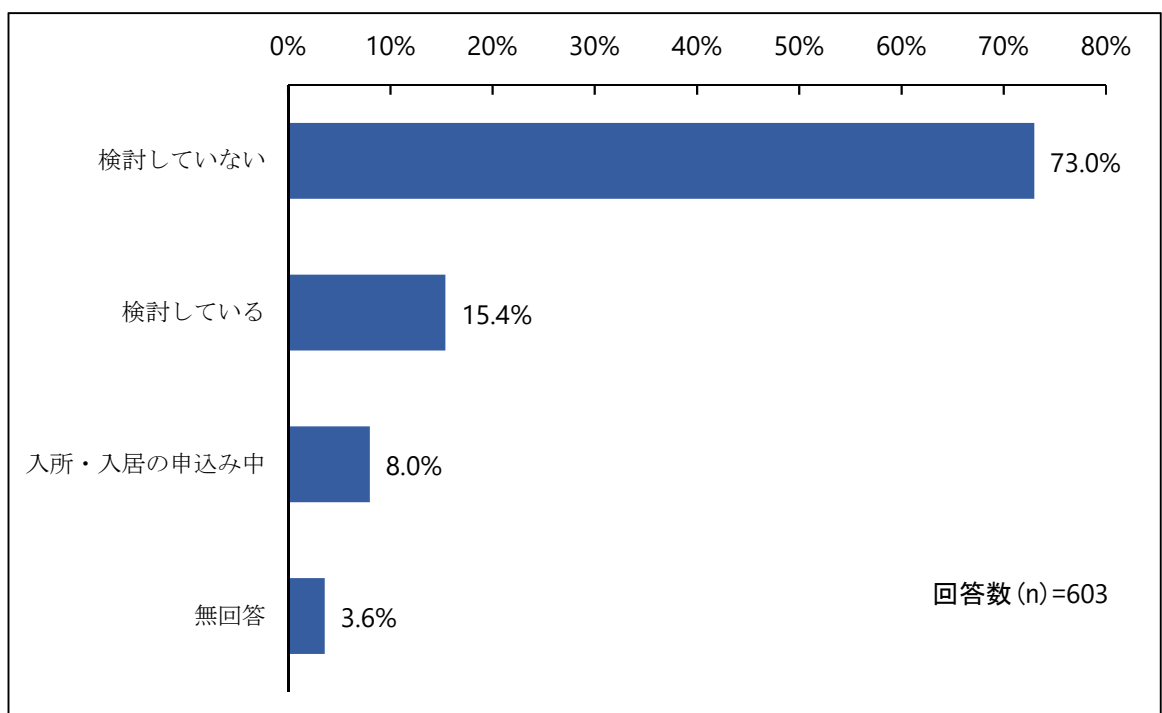
③ 看取りの場所について

3割の方が、「自宅」で看取りたいと考えています。また、2割程度の方は、「医療機関」で看取りたいと回答しています。



4) 施設等への入所・入居の検討状況について

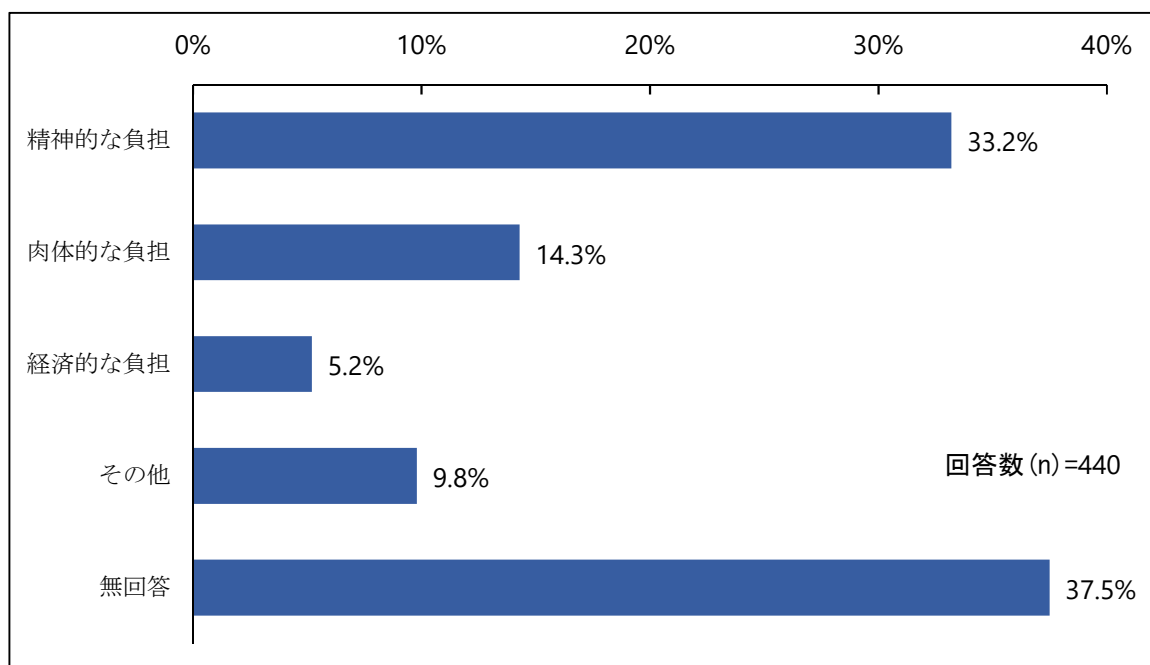
7割程度の方が、「入所・入居は検討していない」と回答しています。



5) 介護者の負担と介護者の支援について

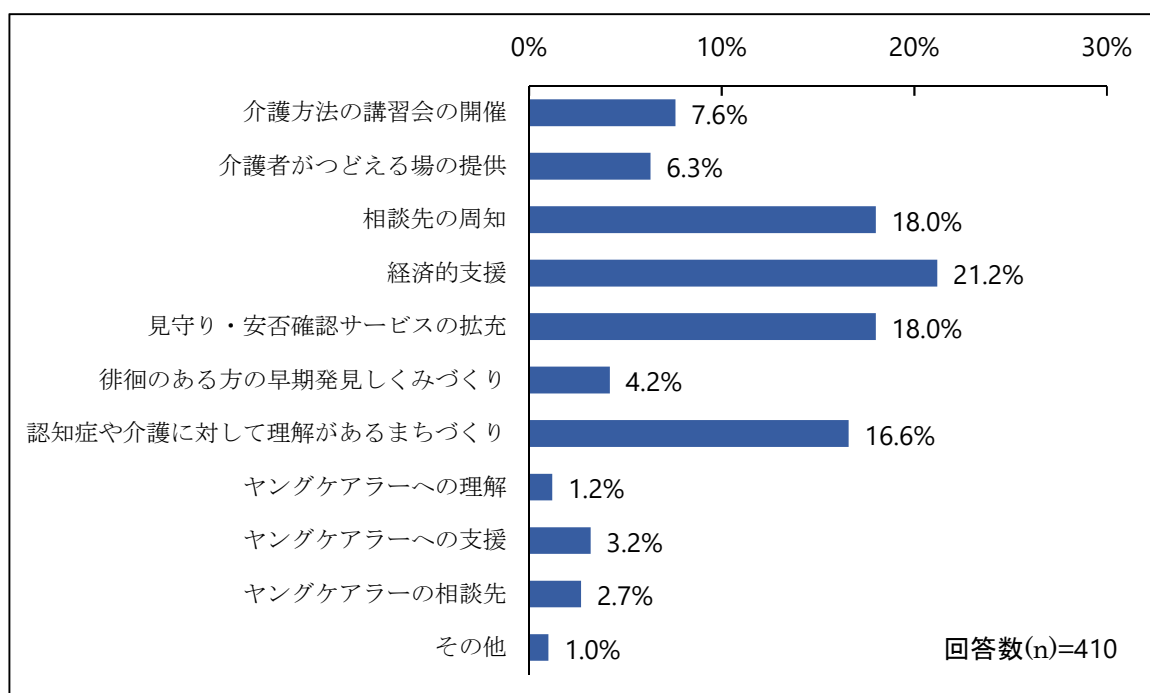
① 介護者の一番増えた負担について

3割程度の方が、「精神的な負担」と回答し、1割程度の方が「肉体的な負担」と回答しています。



② 介護者の支援として拡充を望むこと

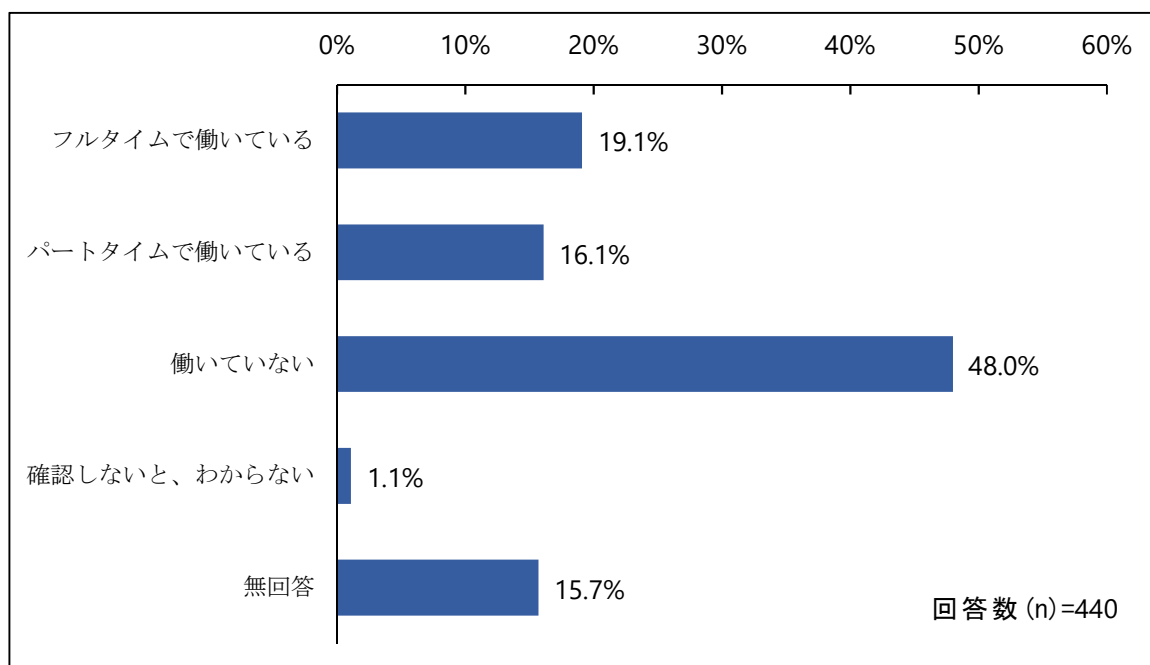
2割程度の方が、「経済的支援」、続いて「相談先の周知」「見守り・安否確認サービスの拡充」を回答しています。



6) 介護者の就労状況について

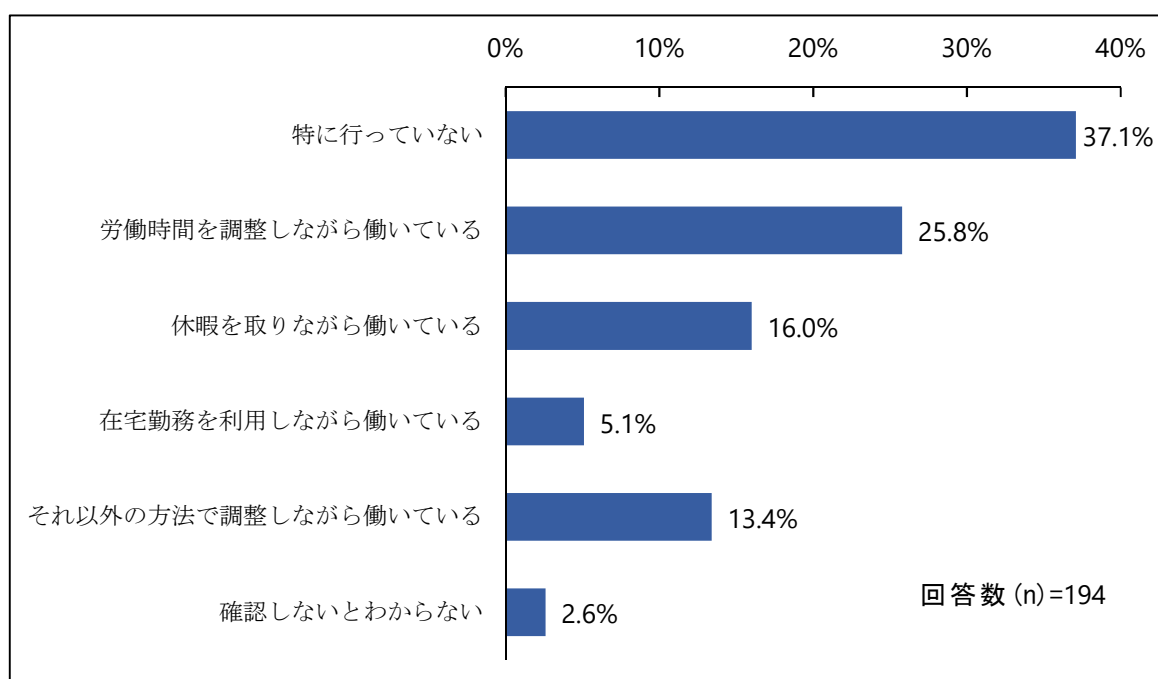
① 介護者の勤務形態について

3割程度の方が「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」と回答しています。



② 介護するにあたって何か働き方の調整等をしているかについて

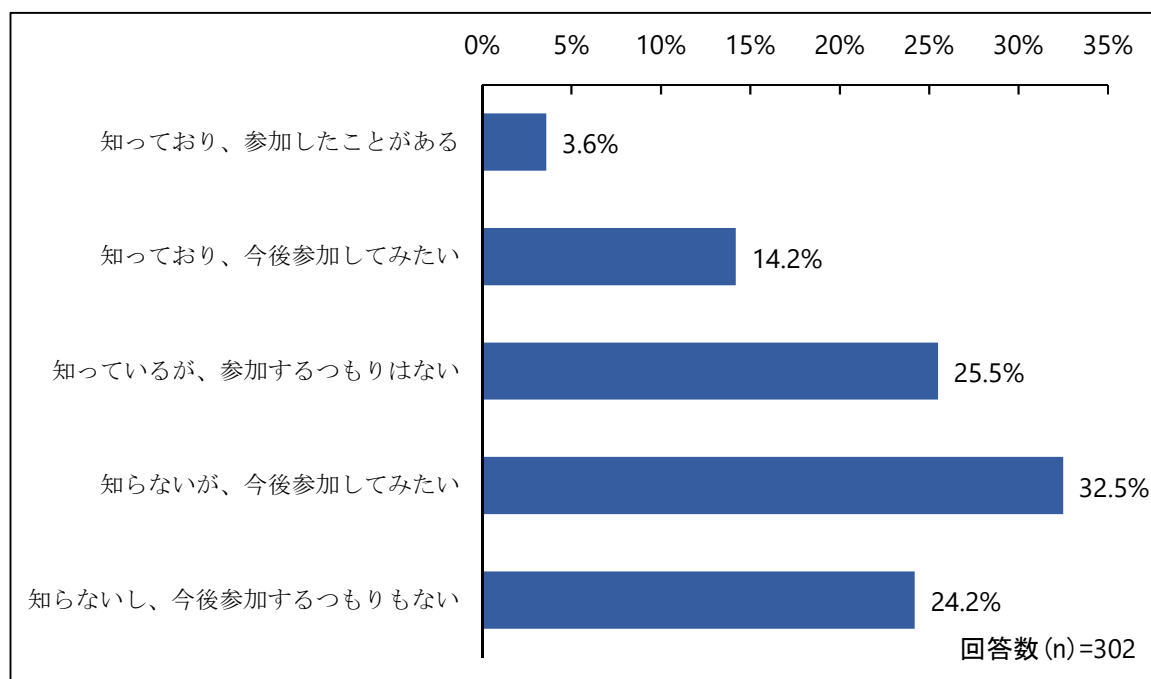
2割程度の方が、「労働時間を調整しながら働いている」と回答しています。



7) 介護者について

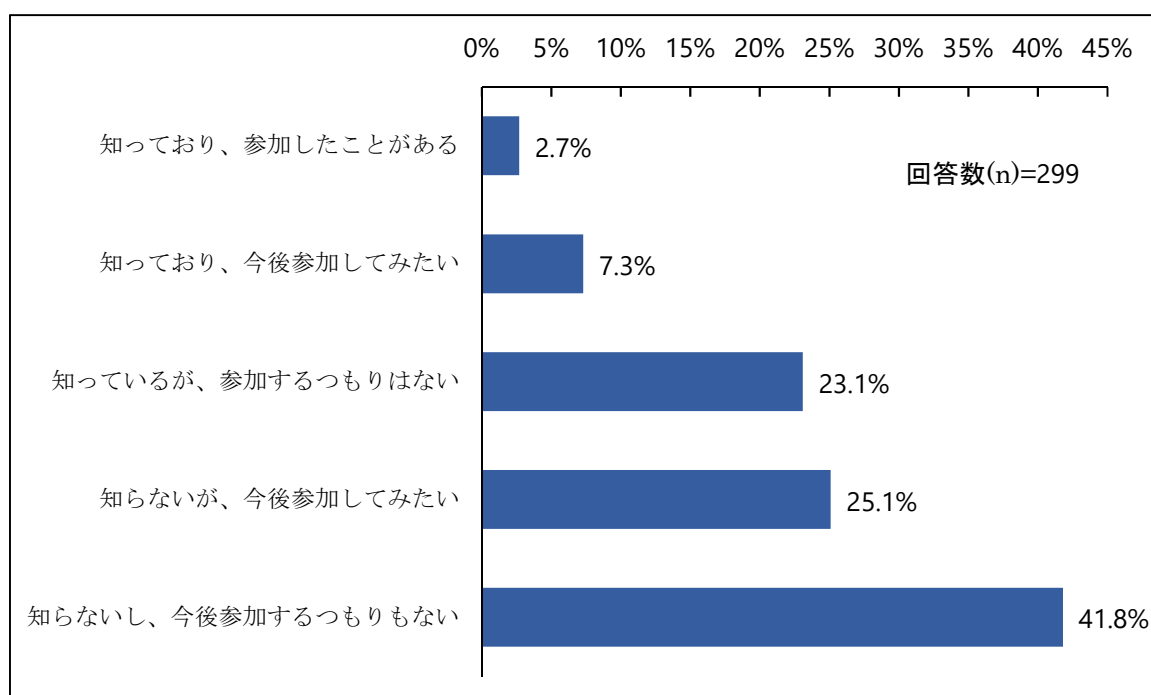
① 介護のつどい

4割程度の方が、「知っており、今後参加してみたい」「知らないが、今後参加してみたい」と回答しています。



② 認知症カフェ

3割程度の方が、「知っており、今後参加してみたい」「知らないが、今後参加してみたい」と回答しています。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

(1) 基本理念と政策目標

団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見据え、本計画においても本市の特性と資源を活かした前計画の基本理念を継承し、その実現を図っていくため、以下の3つの政策目標を設定しました。

基本 理念	高齢者一人ひとりが人として尊厳を持ち、自らの意思に基づき 住み慣れた地域でいきいきと健やかに生きがいを持って、自分 らしく暮らすことができる社会の構築を目指します。	
政策 目標	I 地域の住民全体 で高齢者を支える ための地域包括ケ ア体制の充実	医療と介護の連携を深め、地域の多職種による連携体制を 構築することで、高齢者に対する質の高いケアを住み慣れ た地域で行えるようにします。また、地域住民が無理なく 高齢者を支えることができるよう地域の資源を活用し、住 民主体で地域ぐるみの高齢者支援ができるように地域包 括ケア体制を整え、充実させていきます。
	II 健康でいきいき 暮らすための介護 予防の充実	身近で気軽に行える健康づくりの機会を増やし、健康増進に 役立つ情報を発信することで、市民自らが健康維持に取り組 みながら社会参加ができる環境を創ります。また、PDCA サイクルに沿った評価、データの利活用を進め、健康で自立 した生活が継続できる効果的な介護予防事業を推進してい きます。
	III 住み慣れた地域 での生活が続けら れるための選択肢 の充実	高齢者が自分の住み慣れた地域で安心して生活を送るた めに、地域の実情に合った在宅での介護を支えるサービス を安定して受けることができるようにします。また、あわ せて施設サービス等の確保・充実にも努めることで、高齢 者が今の自分に合った住まいを多くの選択肢の中から選 べるようにし、高齢者が自分らしく暮らせる環境を整備し ます。

(2) 基本施策と取組の柱

政策目標を達成するために市が進めていく施策の方針として、前計画に続いて9つの基本施策を設定しました。また、これらの基本施策を具体的に推進するため、各取組を束ねるものとして、取組の柱を施策ごとに設けました。市は、高齢者にとって暮らしやすい環境を創り、基本理念の実現を目指すために、これらの施策を進めていきます。

2. 政策目標と施策の展開

政策目標	基本施策	取組の柱
Ⅰ 地域の住民全体で高齢者を支えるための地域包括ケア体制の充実	1 相談体制の充実	① 相談体制の充実 ② 虐待防止、権利擁護に関わる連携推進
	2 自立生活の支援サービスの充実	① サービスの開発・発掘 ② 多様な介護予防・生活支援サービスの充実 ③ 生活支援サービスの充実
	3 医療と介護の連携による在宅継続の促進	① 医療・介護連携の推進 ② 在宅療養の普及・啓発
	4 認知症施策の総合的な推進（桶川市認知症施策推進計画）	① 認知症に理解ある共生社会の推進 ② 認知症の予防・社会参加 ③ 認知症の早期発見・早期対応
	5 高齢者にやさしい地域づくりの推進	① 多様なネットワークの充実 ② 高齢者にやさしいまちづくりの推進 ③ 地域共生社会の推進 ④ 家族介護者の支援 ⑤ 災害・感染症対策の推進
Ⅱ 健康でいきいき暮らすための介護予防の充実	6 健康増進のための啓発・事業の推進	① 市民の健康づくりの推進 ② 一般介護予防の推進 ③ スポーツの普及・啓発
	7 社会参加の促進	① 生きがいづくり、社会参加の促進 ② 生涯学習、ボランティアの促進 ③ 高齢者の就労支援
Ⅲ 住み慣れた地域での生活が続けられるための選択肢の充実	8 在宅を支える介護保険サービスの充実	① 地域密着型サービスの実施 ② 介護予防サービスの実施 ③ 居宅サービスの実施 ④ 生活支援サービスの充実 ⑤ 介護保険サービスの質の向上 ⑥ 低所得者の負担軽減
	9 自分らしい住まいや施設の選択	① 施設サービスの充実 ② 高齢期の住まいの確保 ③ 施設サービス等の質の向上

3. 圏域の考え方

(1) 「圏域」の捉え方

住み慣れた自宅を中心に様々な介護サービスを利用して生活することを目標に、様々な支援環境を整備することを進めていきます。その際には、地域特有の生活課題や、身近でなければ分からない問題点などもあります。

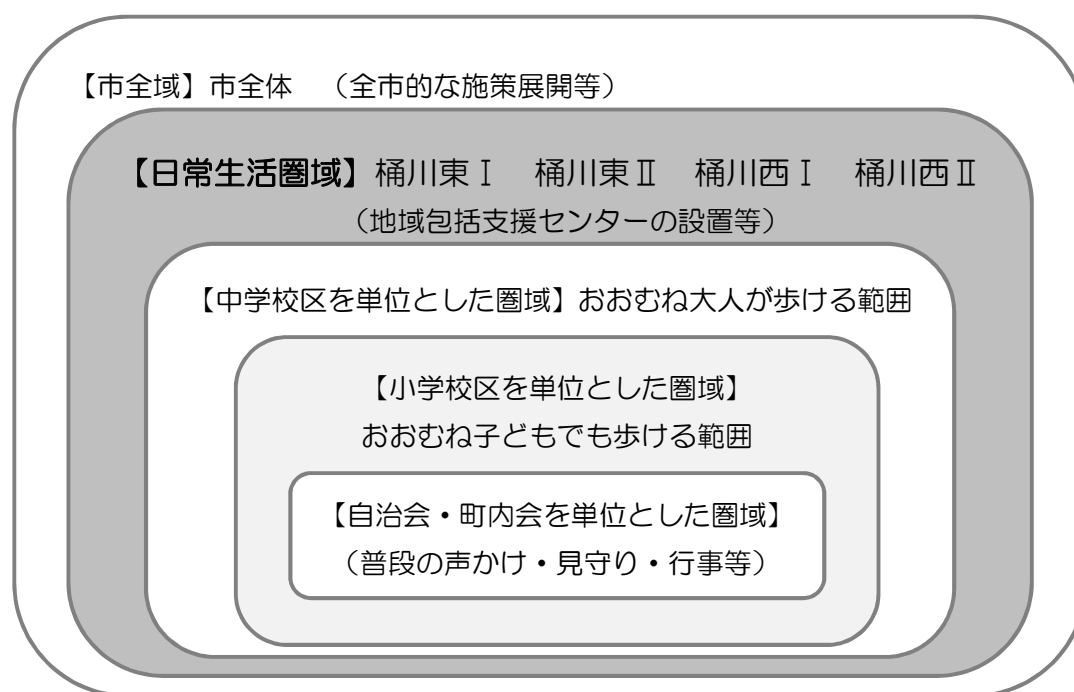
地域での生活を再確認し共有していくために、隣近所でお互いの顔の見える環境づくりが重要であり、日常生活に根ざした地域づくりが求められます。

(2) 「圏域」の設定

市域における最も身近で小さな圏域の単位としては、「自治会・町内会」の区域があります。また、それよりも大きな圏域では、「小学校区」「中学校区」「日常生活圏域」に分けられます。

本計画では、「日常生活圏域」を基本として、高齢者が住み慣れた自宅や地域で様々な介護サービスを利用して生活を継続していけることを目指しています。

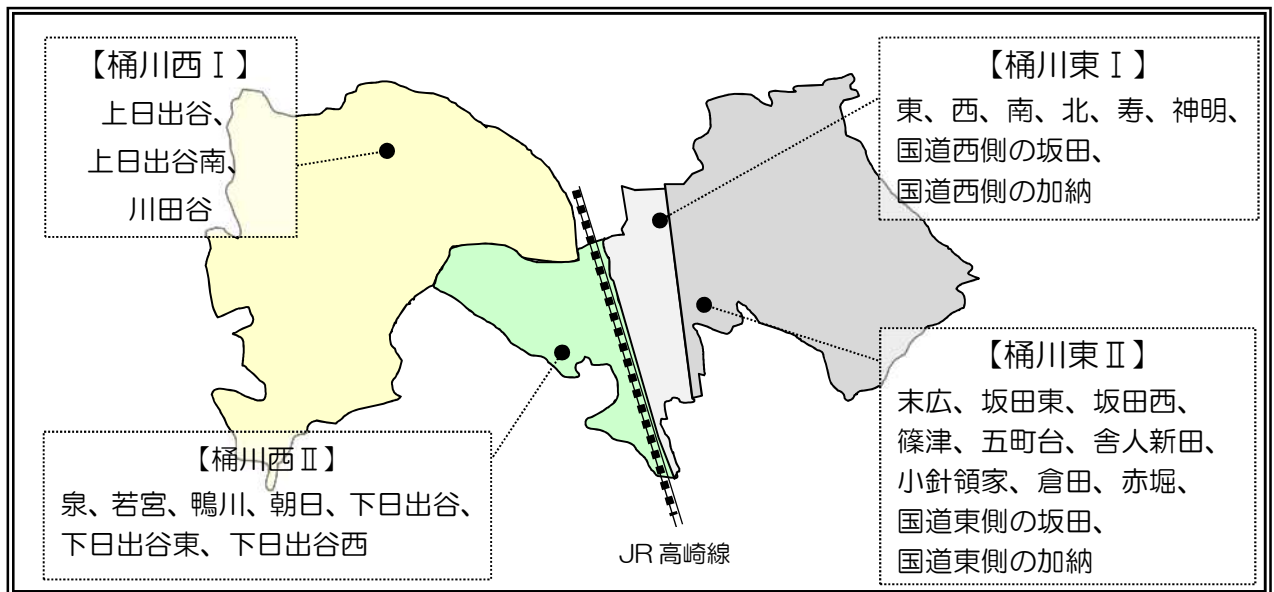
また、日常生活圏域ごとにサービスや施設整備の偏りなどに配慮し、介護支援サービスの体制構築などの検討を進めます。



※ 「日常生活圏域」とは、特に高齢者の地域生活に関わる圏域で市町村介護保険事業計画において定義づけられています。住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める範囲のことです。

本計画では、以下に示す桶川東Ⅰ、桶川東Ⅱ、桶川西Ⅰ、桶川西Ⅱの4か所の日常生活圏域を基本単位とし、地域包括支援センターの担当地域を考慮して4つの圏域を設定し、これらの圏域の現状や地域特性、介護支援サービスや施設整備の偏りなどに配慮しながら、組織体制・介護サービスの充実・施設整備などを進めていきます。

○ 本計画における圏域（4圏域）



※ ●は、各圏域の地域包括支援センターのおおむねの位置を示している。

	桶川東Ⅰ	桶川東Ⅱ	桶川西Ⅰ	桶川西Ⅱ	合 計
圏域人口	15,055 人	20,321 人	14,964 人	24,292 人	74,632 人
高齢者数	4,209 人	6,108 人	5,043 人	6,956 人	22,316 人

※圏域人口、高齢者数は令和5（2023）年4月1日現在とする。

○ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるように介護、健康、福祉、虐待防止、権利擁護など、様々な面で支援を行うために市から委託を受けた総合相談機関です。

圏域名	地域包括支援センター名	所在地	電話番号
桶川東Ⅰ	ハートランド	坂田 1725	048-777-7055
桶川東Ⅱ	桶川市社会福祉協議会	末広 2-8-8	048-728-2265
桶川西Ⅰ	ねむのき	川田谷 5830-1	048-783-5311
桶川西Ⅱ	ルーエハイム	若宮 1-5-2 4階	048-789-2121

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

政策目標Ⅰ 地域の住民全体で高齢者を支えるための地域包括ケア体制の充実

基本施策 1

相談体制の充実

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 地域包括支援センターは、医療との連携や認知症への対応、地域資源の活用など行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図る必要があります。
- 地域包括支援センターでは、各圏域での問題や課題を共有し、施策につなげるために地域ケア会議を随時実施し、様々な視点から地域課題を発見しています。様々なケースから課題を抽出し、施策につなげられるような取組が求められます。
- 高齢者に対する虐待は、介護者の介護疲れやストレスの増大・経済的な問題等が複合的な要因となって発生しており、早期発見・早期対応することが重要です。また、高齢者の支援のみならず、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援も併せて行うことが求められます。
- 認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障がある高齢者や、身寄りのない高齢者が増加することにより、高齢者の権利や財産を守るため成年後見制度の利用促進が求められます。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2040年の目指す姿）

- 地域包括支援センターが圏域の核となり、医療機関や介護保険事業所、地域住民等が連携して、ネットワークが構築されることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができることを目指します。
- 虐待に関する相談や支援体制の充実を図り、地域での見守り活動や市民や事業者を対象とした研修会などを実施し、虐待の未然防止を目指します。

■3年後の目指すべき姿

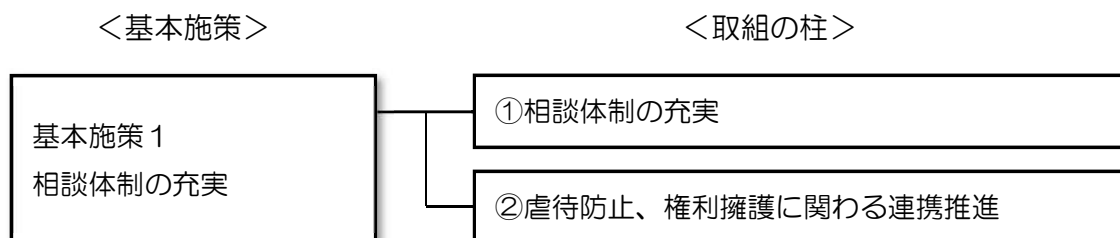
重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 地域包括支援センターの更なる周知が図られ、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント、地域ケア会議などの各種取組が適切になされ、安定・定着している状態を

目指します。

- 令和 5 年度に設置された中核機関を中心に、高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及や啓発、相談が充実することを目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 相談体制の充実

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
地域包括支援センターの適正設置	日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、医療機関や行政などと協力して高齢者の様々な問題解決に向け、支援を行う。	設置数	4	4	4
★ 地域包括支援センターの機能強化	研修の充実や、事例の共有を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化を図るとともに、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などとのネットワークを構築する。 業務量に応じた適切な人員体制の確保や地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルに基づき、継続的な評価・点検を行い、機能強化を図る。				
地域包括ケア推進協議会の運営	医療職、地縁組織、介護予防・生活支援サービスの提供主体、生活支援コーディネーターなどが参画する協議会において、地域包括ケアシステムの推進に向けた定期的な情報共有及び連携強化を図る。				
★ 日常生活圏域における協議体の運営	第2層生活支援コーディネーターを中心に、日常生活圏域ごとに地縁組織、医療・介護関係者などが参画し、定期的な情報共有及び地域の課題や不足する資源の把握、検討を行う。				
福祉総合相談窓口	高齢者から障害者・子ども・子育て世帯や医療・生活困窮などの複雑化や複合化するニーズに対応するため、東西2か所に福祉の総合相談窓口を設置し、住民の初期相談に応じるとともに、問題解決のために関係機関、団体への橋渡しを行う。関係機関と連携し、継続的な関わりをもって相談体制の充実を図る。				

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
総合相談支援事業	介護保険サービスに限らず、高齢者の相談に総合的に応じ、保健、医療、福祉その他の適切なサービスや制度の利用につなぎ、継続的に支援を行う。	相談件数 /年	12,000	12,500	13,500
包括的・継続的マネジメント	介護支援専門員等に対する日常的な個別指導や相談、困難事例への指導・助言、地域でのネットワーク構築を行う。	相談件数 /年	3,500	4,000	4,500
介護予防マネジメント	要支援1、要支援2及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、介護予防サービス（予防給付）及び介護予防・生活支援サービスが適切に提供されるための支援及び計画作成を行う。	延人数 /年	9,900	10,700	11,500
地域ケア会議の開催	地域包括支援センター及び市全体としての地域ケア会議（自立支援型）の標準化、自立に向けたケアプランの検討など質の向上を図り、地域包括支援センターの機能強化を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で生活していく上での課題や不足する資源の把握を行う。	開催回数 /年	20	22	24

地域包括支援センターとは

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が、ひとつの「チーム」を組んで高齢者や家族の支援を行っています。

① 様々な相談に対応します

生活全般の悩みや相談に対し、保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が対応します。相談内容により、適切なサービスの紹介や解決のための支援を行います。

② 自立した生活を支援します

高齢者の心身の状態に合わせて、介護予防の支援を行います。

③ 高齢者の権利を守ります

虐待の早期発見や防止、詐欺、悪質商法の被害防止、成年後見制度の活用支援を行います。

④ 住みやすい地域づくりを支援します

高齢者にとって住みやすい地域にするために、介護・福祉・保健・医療などの関係機関と連携し、地域を支えます。



福祉総合相談窓口とは

「引きこもりがちな家族がいて将来が心配」、「最近家族の様子がおかしいため話を聞いてほしい」、「離職してしまい、家賃を払うのが難しくなりそう」、「収入が安定しないため先が見えない」など、福祉に関する様々な悩みを一体的に受け、早期の支援につなげるなどのお手伝いをする窓口です。どこに相談したらよいか、誰に相談したらよいか迷っている問題を整理し、解決に向けた総合的な支援調整を行います。



② 虐待防止、権利擁護に関わる連携推進

事業名	事業概要
高齢者虐待の防止	多世代の複雑化する問題に対応する総合相談窓口や関係機関、地域住民等とのネットワークと連携し、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を図るとともに、虐待を受けた高齢者及び家族介護者への支援を併せて行う。介護事業所等に対しては施設従事者等への研修実施を求めるなど、高齢者虐待の防止を図る。
★ 成年後見制度利用促進	成年後見制度利用促進基本計画を策定し、その計画に基づき設置された中核機関を中心に、関係機関と連携し認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障がある高齢者や、身寄りのない高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発、相談事業の充実を図る。
権利擁護に関する支援事業	認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障がある高齢者や、身寄りのない高齢者を支援するため、審判請求の申立てや後見人の費用負担について制度により助成する。 消費者被害等を防止するため、消費生活担当部署と連携し被害防止や啓発活動を行う。

中核機関とは

成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度を必要とする人が、安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築することなど、様々なケースに対応できる法律、福祉等の専門知識を持つ団体や地域の関係機関との連携・調整、成年後見制度の広報・啓発等を行う地域連携ネットワークの中核となる機関です。



※成年後見制度とは、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者が、契約や手続をする際に本人に代わって保護や支援を行う制度です。

基本施策2

自立生活の支援サービスの充実

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 高齢者の増加に伴い、今後も要支援者や要介護者が増える傾向にあります。住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援コーディネーター等が把握した地域の課題や資源を踏まえ、支援が必要な高齢者の日常生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りを兼ねたサービスの充実が求められています。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2040年の目指す姿）

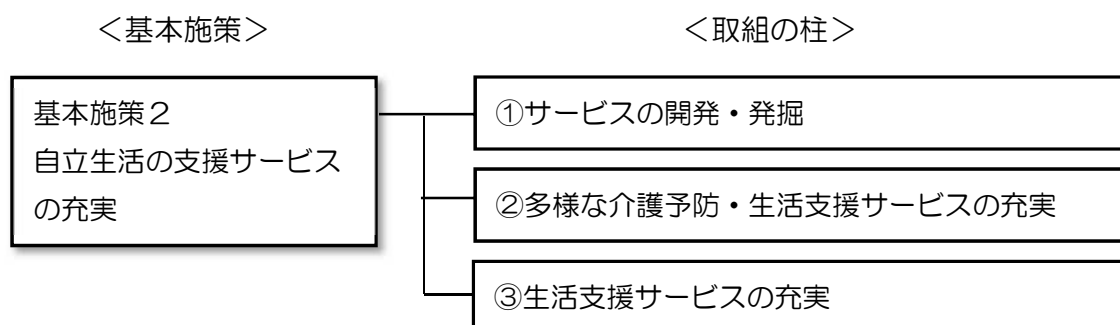
- 生活支援体制整備事業等の活用により、支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していきます。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 生活支援サービスの多様化を図り、個々の状況に応じた適切な生活支援サービスを提供することにより、心身機能のみならず、外出機会の確保、他者との交流を通して、自立に向けた支援が行われている状態を目指します。また、生活支援コーディネーターが住民主体による活動を支援し、多くの地域で活発な活動が行われている状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① サービスの開発・発掘

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
総合事業の担い手の確保・人材育成	新しい総合事業に関わる生活支援サービスの担い手の確保、人材育成を行い、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供できるようにするため、研修等を行う。	育成者数 /年	15	15	15
★ 地域包括ケア推進協議会（生活支援体制整備部会(第1層協議体)）の運営	地縁組織、介護予防・生活支援サービスの提供主体、生活支援コーディネーターなどが参画する協議会において、自立した生活を送るためのサービスの構築、充実、整備を行う。				
★ 生活支援コーディネーターの配置	第1層圏域（市全域）に生活支援コーディネーターを配置し、関係者のネットワークの構築を進め、第2層生活支援コーディネーターと協力してNPOやボランティア団体、地縁組織等による高齢者の自立支援のための活動支援、担い手の育成などを行う。				
	第2層圏域（日常生活圏域）ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情に応じた支援ニーズの把握、高齢者の自立支援に向けた適切なサービスとのマッチング等を行う。				

生活支援コーディネーターの役割とは

生活支援コーディネーターは別名で、「地域支え合い推進員」とも呼ばれています。厚生労働省は、生活支援コーディネーターの役割について「高齢者の生活支援・介護予防の基盤を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けた、コーディネート機能を果たす者」と定めています。



② 多様な介護予防・生活支援サービスの充実

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
介護予防訪問介護相当サービス	ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や入浴、トイレの介助や住居の掃除、食事の準備など日常生活の支援サービスを行う。	利用者数 /月	203	213	223
訪問型サービスA	介護予防訪問介護相当サービスより人員等を緩和した基準により、生活支援サポーター等が家庭を訪問し、住居の掃除、食事の準備など日常生活の支援サービスを行う。	利用者数 /月	19	28	42
★訪問型サービスB	NPO やボランティア団体、地縁組織などのボランティアが家庭を訪問し、住居の掃除、ごみ出し、草むしりなどの日常生活の支援サービスを行う。	利用者数 /月	12	15	18
訪問型サービスC	保健・医療の専門職が家庭を訪問し、体力の改善や日常生活動作などの改善に向けた支援サービスを行う。	利用者数 /月	6	8	10
介護予防通所介護相当サービス	デイサービスセンター等に通所し、食事や入浴などの介護や機能訓練サービスを行う。	利用者数 /月	368	404	445
通所型サービスA	介護予防通所介護相当サービスより人員等を緩和した基準により、デイサービスセンター等に通所し、健康体操やミニレクリエーションを行う。	利用者数 /月	5	6	7
★通所型サービスB	NPO やボランティア団体、地縁組織などによる通いの場に通所し、健康体操やミニレクリエーションを行う。	利用者数 /月	5	6	7
通所型サービスC	保健・医療の専門職が配置された事業所等に通所し、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善などを行う。	利用者数 /月	4	6	8
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターが利用者の自立に向けた介護予防ケアプランを作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援を行う。	利用者数 /月	327	353	381

③ 生活支援サービスの充実

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
緊急通報システム設置事業	一人暮らしの高齢者等が、急病等の場合に消防本部に救助を呼べるよう、家庭に機器を設置する。	利用者数 /年	420	425	430
配食サービス	日常生活に支障のある高齢者等に対し、希望に応じた安否確認が可能な配食サービス業者の情報提供を行う。				
日常生活用具給付事業	介護保険対象外の日常生活用具を給付する。				
買物困難者への支援	民間事業者との包括連携協定に基づき、買い物空白地域への移動スーパーの実施や地域宅配などの情報を提供する。 「在宅家事援助オケちゃんサービス事業」への補助を通じて、買い物を支援する地域の仕組みを推進する。				
救急医療情報キットの配布	緊急医療情報キット（救急情報シートに、かかりつけ医、緊急連絡先等の情報を記載したシートを入れたもの）を配布し、緊急時や災害時に備える。				
日常生活自立支援事業（愛称：あんしんサポートねっと）	判断能力の不十分な高齢者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常生活の手続き援助を行う。				

移動スーパーとは



移動スーパーとは、飲食料品などを載せた自動車（トラック、ワゴン車など）が集会所等の駐車場を利用し、定期的に巡回して販売するサービスのことです。

桶川市においては、民間事業者との包括連携協定に基づき、買い物困難者支援の一つとして、月曜日から金曜日までの週5回、「買い物空白地域」を移動スーパーが巡回しています。

基本施策 3

医療と介護の連携による在宅継続の促進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、住み慣れた自宅で最期を迎えたいという希望が約7割を占めていますが、そのうち5割の方は、実現は難しいと回答しています。そのため、医療的ケアを必要とする要介護者等の在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応えるには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、さらに包括的・一体的な在宅医療・介護サービスを提供することが求められます。
- 自分らしく最期まで安心して在宅療養生活を送るために、人生の最終段階の過ごし方を考え、家族や医療・ケアチームなどと話し合い、共有していくアドバンス・ケア・プランニング（ACP 愛称：人生会議）の取組や在宅療養について普及・啓発を図る必要があります。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2040年の目指す姿）

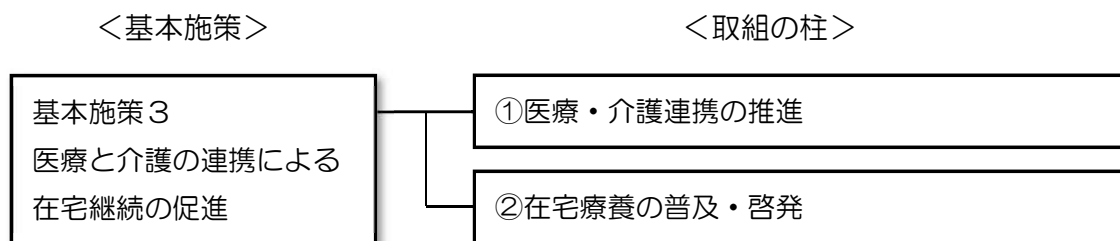
- 住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で関係する医療・介護の多職種の連携を図ることができる体制づくりを目指します。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 医療と介護の関係者が現在の状況を共有し、今後のあり方を協議する場を定期的に確保することで、顔の見える関係が構築され、介護現場での連携の機運が高まっている状態を目指します。
- 高齢者が元気なうちから人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等と話し合い、共有していくアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の取組が普及している状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 医療・介護連携の推進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
★ 多職種研修会の開催	医師、看護師、ケアマネジャーなどの多職種を対象としたグループワーク研修を開催し、顔の見える関係づくりの場の提供を行う。	開催回数 /年	2	2	2
地域包括ケア推進協議会（在宅医療・介護連携部会）の運営	医療職、地縁組織、介護予防・生活支援サービスの提供主体などが参画する協議会において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療と介護の連携体制の構築について協議する。				
在宅医療連携センターの運営	在宅医療と介護を結びつけるコーディネーターとして、地域の医療・介護サービス提供者の連携をサポートする桶川北本伊奈地区在宅医療連携センターを運営する。				
医療・介護サービス資源の把握および情報提供	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、市内の医療施設、介護施設や生活便利資源などの情報をまとめた桶川市地域資源マップを発行する。				
医療と介護の情報共有の仕組み化	要支援・要介護状態の患者（利用者）が、入院・退院の際に必要な医療・介護サービスを切れ目なく受けられるよう、関係機関がその情報を共有し、連携を深めるための「北足立地区入退院支援ルール」を推進し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。				

② 在宅療養の普及・啓発

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
在宅療養に関する市民講座の開催	市民に対して在宅療養や在宅での看取りに関する講座を開催し、在宅療養等の理解を促進する。	開催回数 /年	1	1	1
★ ACPの普及	高齢者が元気なうちから人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等と話し合い共有していくACPの取組として、「もしも手帳」の普及を図る。				

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）とは

自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチームなどと繰り返し話し合い共有する取組のことです。愛称は「人生会議」です。

「医療・ケアについての『もしも手帳』を活用ください

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、自分の考えを家族等と話す「人生会議」の手助けとなるよう、「もしも手帳」を配布しています。

“治療やケアの希望”、“代理者の希望”、“最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容のものです。



エンディングノートを活用しましょう

～人生を笑顔で過ごすために「エンディングノート」～

エンディングノートは、この世を去るときに備えて、自身の希望を書き留めておくノートです。また、人生を悔いなく自分らしく生きるため、「想いを遺す^{のこ}」ために書くものです。現在の自分のこと、未来への希望、家族・周囲に向けたメッセージなどを書き出してみることで、自分自身を見つめ直すきっかけになります。

■様式は自由、難しいルールなし！

エンディングノートに決まった形はありません。書き方に難しいルールもありません。自由に作成してよく、気持ちが変われば何度書き直してもよいものです。

例えば、こんな内容を書くことができます。

- 私のプロフィール ○私の好きなこと
- 金銭的なこと ○これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 葬儀のこと
- 大切な人へのメッセージ



本市でも市民向けにお渡しできる「エンディングノート」を配布しています。人生を悔いなく笑顔で過ごすための設計図づくりとして、ぜひ、ご活用ください。

■遺言書の代わりになる？

法的効力がないため遺言書の代わりにはなりません。

遺産相続を確実にするためには、正式な遺言書を別に作成する必要があります。

基本施策 4

認知症施策の総合的な推進（桶川市認知症施策推進計画）

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

○ 認知症の人の数は、令和7（2025）年には全国で高齢者の約20%を占める約700万人となることが推計され、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症施策の総合的な推進が重要な課題です。認知症施策は「認知症施策推進大綱」の中間評価を踏まえた「共生」と「予防」の取組を一層強化し、また、認知症基本法の成立により、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現が求められています。

本市では、市の認知症施策を総合的に推進するため、この基本施策4を「桶川市認知症施策推進計画」として位置づけます。

○ 生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の発症を遅らせる可能性があり、健康増進や介護予防施策の推進が求められています。また、認知症の早期発見・早期対応ができるよう体制を強化する必要があります。

○ 地域全体で認知症の方を支援していくために、認知症の方や家族を手助けする認知症サポーターの養成数を増やし、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくことができる体制づくりが不可欠です。

○ 認知症の状態によっては、介護保険事業所や医療施設での受入れが困難なケースも見られることから、重度の認知症の方の受け皿の整備や医療機関との連携の強化が求められます。さらに、若年性認知症や高次脳機能障害などの多様な実態を踏まえ、普及啓発や関係部署との連携が求められます。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2040年の目指す姿）

○ 認知症の発症を遅らせる可能性がある予防事業に関する取組、早期発見・早期対応ができる体制づくりの強化を進めます。

○ 認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症サポーター養成講座を受講した人へのステップアップ講座を充実し、より実践的に地域で活動できるおれんじの木メンバー（チームオレンジ）の育成に努めます。

■ 3年後の目指すべき姿

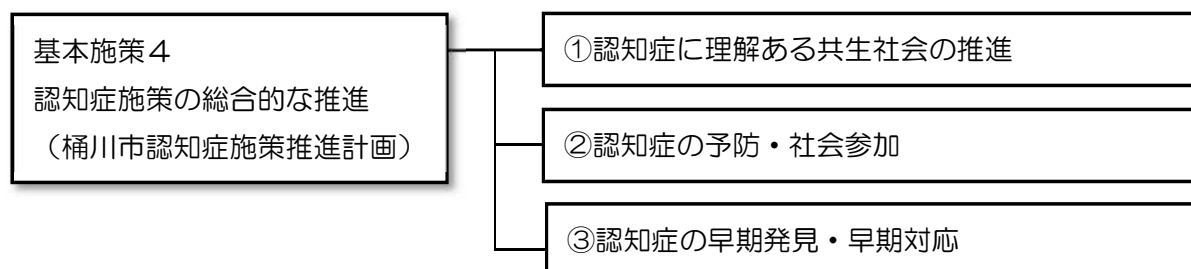
重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 認知症サポーターの養成は、地域住民を始め、小・中学生などを対象として取り組み、認知症への理解が進んでいる状態を目指します。また、地域包括ケア推進協議会において、引き続き医療関係者や介護事業者との連携体制が図られ、市民に予防事業（予防教室・各種検診）などが普及し、専門的な支援も認知されている状況を目指します。

■ 基本施策の展開

<基本施策>

<取組の柱>



■ 主な取組（★は重点施策を示します）

① 認知症に理解ある共生社会の推進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
★ 認知症サポーター養成講座の推進	認知症になっても地域で安心して暮らすことのできる体制の構築を目指し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターの養成を実施するとともに、サポーター養成の対象を子どもにも広げていく。	養成者数 /年	1,000	1,000	1,000
★ 認知症サポーターステップアップ講座の開催	認知症サポーター養成講座を終了した人が復習も兼ねて学習する機会を設け、おれんじの木メンバー（チームオレンジ）の育成に努める。	開催回数 /年	6	6	6
認知症地域支援推進員等の配置	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員を配置して、地域の支援体制の構築を図る。	配置人数	5	5	5
認知症カフェ（おれんじカフェ）	認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが認知症について相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的に、相談やレクリエーションなどを通して交流を図る場を提供する。				

事業名	事業概要
認知症本人からの発信支援	認知症カフェ等を活用しながら本人、家族からの発信の機会が増えるよう努めていく。
地域包括ケア推進協議会（認知症施策部会）の運営	医療職、地縁組織、介護予防・生活支援サービスの提供主体などが参画する協議会において、認知症支援や早期対応のシステムづくりなどの認知症施策について協議する。
認知症ケアパス	認知症相談医、物忘れ相談医リスト、認知症の方やその家族を支える事業の情報などをまとめた冊子を発行する。
認知症月間の取組	9月1日～30日を「認知症啓発月間」とし、その期間に認知症に関する様々な取り組みを行い、認知症という病気の啓発を強化する。

② 認知症の予防・社会参加

事業名	事業概要
認知症地域支援推進員等の配置【再掲】	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員を配置して、地域の支援体制の構築を図る。【再掲】
介護予防教室の開催	全高齢者を対象に介護予防に関する活動の普及啓発のために、運動・栄養・口腔・脳トレなどの介護予防教室を実施する。
通いの場100歳体操の普及	地域の自主的な取組によって介護予防を進めてもらうため、100歳体操の普及を図り、専門職を派遣する等により、通いの場の立ち上げの支援・事後支援を行う。
健康長寿いきいきポイント事業	市が指定した各種事業（健康診査・介護予防教室・生きがいづくり・生涯学習等）や地域のサロンへの参加など様々な事業に記念品と交換できるポイントを付与し、事業参加を促進することで、高齢者の健康増進や社会参加、生きがいづくりを積極的に支援する。
認知症カフェ（おれんじカフェ）【再掲】	認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが認知症について相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的に、相談やレクリエーションなどを通して交流を図る場を提供する。【再掲】

③ 認知症の早期発見・早期対応

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
★ 脳の健康度検診（認知症検診）の実施	70・75歳の方を対象に、認知症の早期発見、早期対応につなげるため、脳の健康度検診（認知症検診）を実施する。	受診率	24%	25%	26%
★ 認知症初期集中支援の推進	専門医、医療専門職及び介護専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	チーム数	1	1	1
徘徊位置検索システムの活用	GPS 機器を活用し、認知症高齢者等の徘徊が発生した際には、スムーズにその位置を確認して迅速かつ適切に保護する。	人	23	28	33
徘徊者見守りステッカーの活用	徘徊者見守りステッカーを活用し、徘徊高齢者等の早期発見・安全確保を行うとともに、介護者の負担軽減を図る。	人	65	70	75
若年性認知症の方への支援	若年性認知症に関する専門の相談窓口の紹介や若年性認知症コーディネーターと連携を図り、適切な支援に繋げていく。				
相談事業の実施	在宅で認知症の人を介護している家族に対し、介護技術のノウハウに関する相談を行う「認知症ケア相談室」や市、地域包括支援センターにおける、認知症に関する高齢者や家族の相談対応と適切な支援に取り組む。				
認知症地域支援推進員等の配置【再掲】	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員を配置して、地域の支援体制の構築を図る。【再掲】				
日常生活自立支援事業（愛称：あんしんサポートねっと）【再掲】	判断能力の不十分な高齢者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常生活の手続き援助を行う。【再掲】				

認知症初期集中支援チームとは



認知症またはその疑いがある対象者の支援方法を検討するチームです。

チーム員は認知症サポート医を中心とし、看護師などの医療職、社会福祉士などの介護職で構成されています。適切な医療・介護サービスを受けていない人などを、チームが6か月を目安に包括的・集中的に関わり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援しています。

認知症基本法とは

2023年6月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（通称：認知症基本法）」が成立しました。認知症の人が、自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるようにするための法律です。以下のような目的が明文化されています。

〈目的〉

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進
⇒認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進



基本施策 5

高齢者にやさしい地域づくりの推進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 高齢者見守りネットワークについては、定期的に研修会を開催し、協力者のスキルアップや協力事業者の増加に努め、ネットワークの充実を図ってきました。高齢者数の増加に伴い、高齢者の支援に関わる地域の様々なネットワークが連携して課題解決に取り組むことが求められます。また、高齢者のみならず、障害者や子どもなど、一人ひとりが暮らしと生きがいを共に創り、高め合う社会である地域共生社会の構築も求められます。
- 在宅介護実態調査結果では、「介護者のつどい」の認知度は4割、「認知症カフェ（おれんじカフェ）」の認知度は3割程度でした。認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者への精神的な支援として、今後、更なる周知を図り、介護負担の軽減や虐待の未然防止につなげる必要があります。
- 高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことや感染症発生時は重症化する危険性が高いことから、危機事象への対応が必要となります。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2040年の目指す姿）

- 住民を中心に行政、市民、事業者、地縁団体、ボランティア団体などの顔の見える関係を創り、地域の支え合いネットワークを形づくることを目指します。また、地域づくりには、障害者や子どもなども一体的に含める形で取り組んでいくことを目指します。
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の必要性について理解を深め、社会的に孤立することがないように、地域包括支援センターや関係機関とともに家族介護者支援に関する施策を検討していきます。

■3年後の目指すべき姿

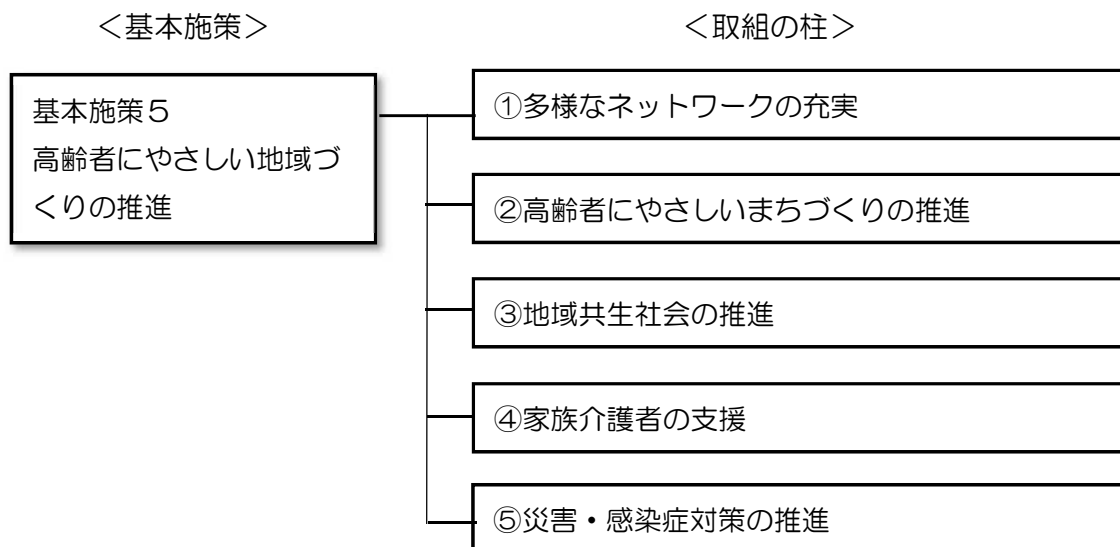
重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 住民主体の活動を中心に、地域の実情に合った支え合いのネットワークが多く地域で構築されている状態を目指します。元気な高齢者は、支え合いの担い手として関わり、介護予防と社会参加が同時に進められている状態を目指します。また、地域づくりには、高齢者から障害者、子どもを含めた地域共生型の仕組みについても推進されている状態

を目指します。

- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援に関する知識を深め、社会全体として家族介護者支援が推進されるよう、普及啓発に努めます。
- 安心して生活が続けられるように関係機関と連携し、必要な物資の備蓄や設備等の整備など災害や感染症への対策に努め、特に避難を要する災害においては「避難行動要支援者登録制度」が円滑に活用できるよう推進します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 多様なネットワークの充実

事業名	事業概要
高齢者安心見守りネットワーク事業（見守りシステム）の充実	日ごろから自治会や民生委員などの地域住民をはじめ、見守りネットワーク事業協力団体等により高齢者の見守りの充実を図る。
高齢者安心見守りネットワーク事業（発見し、つなげるシステム）の充実	市及び市民、関係機関が相互に連携して見守り活動を行い、異常等の発見時の迅速な対応をすることを目的に、市民・関係機関（協力事業所等含む。）への周知及び啓発を行い、発見するシステムを充実させ、市や地域包括支援センターへつなげるようにする。

事業名	事業概要
高齢者安心見守りネットワーク事業（探索するシステム）の活用	徘徊位置検索システム（GPS 装置）や、徘徊高齢者見守りステッカーを活用し、徘徊高齢者の早期発見・安全確保を行うとともに介護者の負担軽減を図る。
日常生活圏域における協議体の運営【再掲】	第2層生活支援コーディネーターを中心に、日常生活圏域ごとに地縁組織、医療・介護関係者などが参画し、定期的な情報共有及び地域の課題や不足する資源の把握、検討を行う。【再掲】

② 高齢者にやさしいまちづくりの推進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
市内循環バスの利用促進	市内の交通空白地帯を解消し、移動制約者の日常生活における交通手段を確保する。	延乗車人数 /年	160,634	165,453	170,416
福祉のまちづくり条例に基づくまちづくりの推進	高齢者や障害者など、人にやさしい公共施設の整備に努め、民間事業者等への協力を求めている。				
訪問収集	自力でごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない一人暮らしの高齢者等に対し、市職員が家庭に直接出向き、家庭ごみなどの収集を行う。				

③ 地域共生社会の推進

事業名	事業概要
★ 地域づくりの推進	地域共生社会を推進するため高齢者から障害者、子どもが集うことのできる拠点施設の設置を目指すとともに、地域に暮らす人たちが共に支え合い、その地域の特性に合わせた取組が拡大できるよう努める。
福祉総合相談窓口【再掲】	高齢者から障害者・子ども・子育て世帯や医療・生活困窮などの複雑化や複合化するニーズに対応するため、東西2か所に福祉の総合相談窓口を設置し、住民の初期相談に応じるとともに、問題解決のために関係機関、団体への橋渡しを行う。関係機関と連携し、継続的な関わりをもって相談体制の充実を図る。【再掲】

④ 家族介護者の支援

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
★ 介護者のつどい	介護者が集い、互いの情報を交換することで、介護における苦労などを共有して、ひとときの息抜きを提供する。	開催回数 /年	16	16	16
要介護老人手当支給事業	要介護高齢者（介護度４・５）及び重度認知症高齢者に手当を支給する。	利用者数 /年	150	160	170
高齢者等おむつ助成金支給事業	在宅で常時おむつを使用している要介護高齢者（介護度４・５）、重度認知症高齢者及び重度の障害者に対し、おむつ代を助成する。	利用者数 /年	130	140	150
認知症カフェ（おれんじカフェ）【再掲】	認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが認知症について相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的に、相談やレクリエーションなどを通して交流を図る場を提供する。【再掲】				
認知症地域支援推進員等の設置【再掲】	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う。【再掲】				
認知症ケア相談室【再掲】	在宅で認知症介護をされている家族に対して、介護技術のノウハウに関する相談を行う。【再掲】				
福祉総合相談窓口【再掲】	高齢者から障害者・子ども・子育て世帯や医療・生活困窮などの複雑化や複合化するニーズに対応するため、東西２か所に福祉の総合相談窓口を設置し、住民の初期相談に応じるとともに、問題解決のために関係機関、団体への橋渡しを行う。関係機関と連携し、継続的な関わりをもって相談体制の充実を図る。【再掲】				

⑤ 災害・感染症対策の推進

事業名	事業概要
★ 災害への対応	避難訓練の実施や食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行う。
★ 避難行動要支援者登録制度の利用促進	地震や災害時に避難することが困難な方に対し、地域での助け合い制度である避難行動要支援者登録制度を利用し、円滑な情報伝達や避難を支援する。
感染症への対応	訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の確認を行う。また、感染防具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達状況の確認を行う。

基本施策 6

健康増進のための啓発・事業の推進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 後期高齢者の増加に伴い、介護を必要とする方の増加も見込まれることから、早い段階で介護予防・健康づくりに取り組み、高齢者の健康を維持していくことが求められます。また、介護予防では、機能回復訓練など本人へのアプローチだけではなく、地域で生きがいと役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、環境へのアプローチを含めた対応が求められています。
- 市が実施する介護予防教室については、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においても介護予防教室が開催されていることを知らない市民が5割程度おり、また、参加者も対象者の数%程度にとどまっていることから、周知することにあわせて介護予防機会の更なる拡充や裾野を広げる必要性があります。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、現在の高齢者は、健康への関心が高く、趣味やスポーツなど多岐にわたる社会参加活動をしており、こうした市民の嗜好を踏まえた健康づくりが求められます。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2040年の目指す姿）

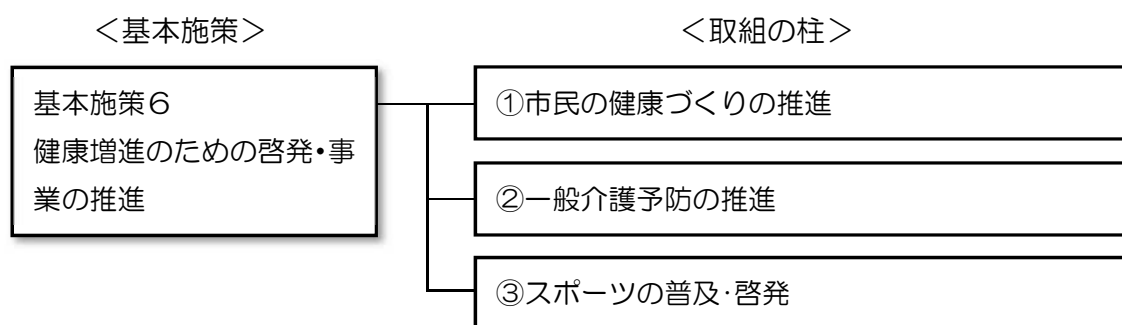
- 市内の様々な場所に高齢者にとって身近な健康増進の機会を増やし、開催の情報を伝えることで、市民一人ひとりが楽しみながら健康を増進する仕組みを創り、地域ぐるみで普及啓発を行います。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 市民の健康意識が高まり、特定健診の受診率の向上、介護予防体操や健康長寿いきいきポイント事業に取り組む高齢者が増えている状態を目指します。グラウンドゴルフやシルバースポーツなど戸外でわきあいあいと楽しむ光景が目立ち、健康寿命も延びている状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組

① 市民の健康づくりの推進

事業名	事業概要	単位		計画目標値		
				R 6	R 7	R 8
各種健康診査等	生活習慣病の予防と重症化を防ぐため、健康診査を実施する。	受診率	40～74 歳	49.3%	51.3%	53.3%
			75 歳以上	57.0%	59.0%	60.0%
	がんによる死亡率を減少させるため、早期発見・早期治療に結びつける検診事業を実施する。	受診者数		13,600	13,700	13,800
健康教育・相談	生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図り、自らの健康は自らが守るという自覚を高め、健康増進に努めるために健康教育を実施する。	実施回数		17	19	21
	骨密度測定の結果説明及び個別相談を行い、骨密度の低下に伴う様々な合併症の予防に努める。	実施回数		2	2	2
	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理の一助とする。	実施回数		6	6	6
健康体操	高齢者の筋力アップと転倒予防のため、「オケちゃん健康体操」を普及させる。	参加者数 (延人数)		30	35	40

② 一般介護予防の推進

事業名	事業概要	単位		計画目標値		
				R 6	R 7	R 8
介護予防教室 の開催【再掲】	全高齢者を対象に介護予防に関する活動の普及啓発のために、運動・栄養・口腔・脳トレなどの介護予防教室を実施する。【再掲】	市	開催 回数	118	118	118
			延人数	3, 050	3, 100	3, 150
		包括	開催 回数	140	140	140
			延人数	2, 050	2, 100	2, 150
★ 通 い の 場 100 歳体操 の普及【再掲】	地域の自主的な取組によって介護予防を進めてもらうため、100 歳体操の普及を図り、専門職を派遣することにより、通いの場の立ち上げ支援・事後支援を行う。【再掲】	実施地区数		27	29	31
介護予防サポーターの養成	地域の自主的な取組によって介護予防を進めてもらうため、100 歳体操を指導できるサポーターの養成を行う。	養成者数		20	20	20
通いの場づくり事業	自宅から歩いて行ける地域の集会所等で、地域の住民が主体的に介護予防に取り組む通いの場の運営費の補助を行う。	補助団体数		27	29	31
★ 健康長寿いきいきポイント 事業【再掲】	市が指定した各種事業（健康診査・介護予防教室・生きがいづくり・生涯学習等）や地域のサロンへの参加など様々な事業に記念品と交換できるポイントを付与し、事業参加を促進することで、高齢者の健康増進や社会参加、生きがいづくりを積極的に支援する。【再掲】	参加者数		2, 050	2, 100	2, 150
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	通いの場等に保健医療の支援を加え、フレイル対策と疾病予防を行う。介護予防と保健事業について、関係機関が連携して一体的・効果的に実施できるよう事業の構築を推進する。					

100歳体操とは

おもりの重さが調整できるバンドを手首や足首に巻き、椅子に座って手足をゆっくりとしたペースで動かす筋力向上を目的とした体操です。

市では、100歳体操を指導できる介護予防サポーターを養成しており、住民主体のご近所型介護予防として、普及に取り組んでいます。

「立ち上がりが楽になった」「荷物を持ちやすくなった」「疲れにくくなった」などの効果がみられています。



高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施とは



後期高齢者の医療保険者である後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して、後期高齢者の健康維持・フレイル予防に努める仕組みです。

地域の健康課題を把握し、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等へオーラルフレイル予防講話やバランスの摂れた食事の講話等、保健師、歯科衛生士、栄養士などの専門職による積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）を行っています。

③ スポーツの普及・啓発

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
シルバーニューススポーツ教室の開催	高齢者の健康の増進、生きがいづくりのために、いつでも・どこでも気軽に行えるシルバーニューススポーツ（グラウンドゴルフ、ボッチャ、モルック、スクエアステップなど）の教室を実施する。	参加者数 （延人数）	104	113	121
シルバーレクリエーション大会の開催	シルバーニューススポーツ教室で行った種目を中心に、ニューススポーツ大会を行い、交流を深める。	参加者数	80	80	80

基本施策 7

社会参加の促進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 高齢者が増加しており、多様な社会参加が求められています。従来から老人クラブ活動が行われていますが、クラブ数、会員数の減少が続き、運営の担い手が減少し、会の存続が厳しい状況が見られます。また、シルバー人材センターでは、高齢者が長年培った能力を活かしながら自らの生きがいづくりや社会参加の促進、健康づくりの機会となっています。少子高齢化が進行し社会全体の働き方が変わる中、高齢者の就業に対する期待は大きく、シルバー人材センターでも新たな分野での就業機会創設に取り組んでいます。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2040年の目指す姿）

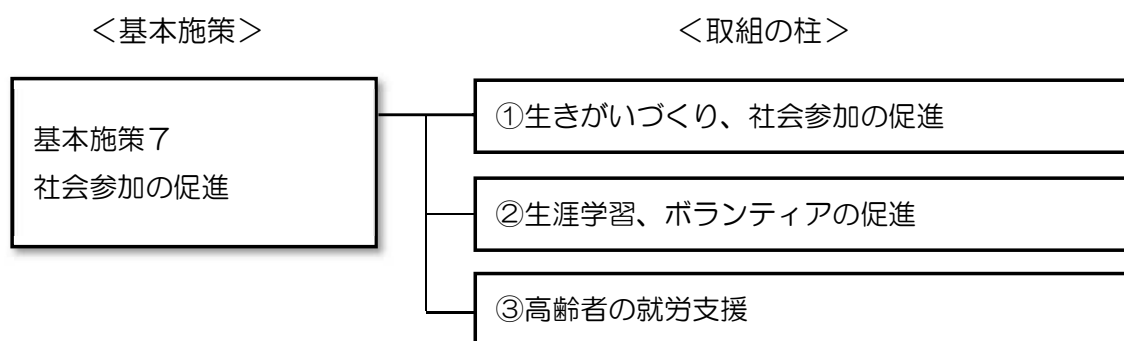
- 高齢者が自分の趣味や特技を生かして社会参加や活動の機会を得て、仲間づくりにつながるように、市民活動サポートセンター、ボランティアセンターなど多様な活動の拠点を生かした、交流にとどまらない学習機会、ボランティア、高齢者の就労の機会の充実に取り組みます。

■3年後の目指すべき姿

施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 高齢化の進展に伴い、高齢者が参加する地域活動や高齢者の就労人口が増大し、高齢者が地域社会で活躍している状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組

① 生きがいがづくり、社会参加の促進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
老人クラブ活動	地域における活動の中心として、高齢者の現状に即した「あり方」を検討しながら、団体数や会員数増加に取り組む。	単会数	10	11	12
高齢者サロン	住民主体の居場所や活動を中心とした高齢者を対象とするサロンを開催し、地域の支え合いのネットワークを構築する。	実施箇所数	28	30	32
老人福祉センター事業	高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション、仲間づくりを目的とした支援活動のコーディネートを行う。	利用者数 /年	25,500	27,000	28,500
いきいき健康農園	健康を維持し、生きがいを高めるため、いきいき健康農園を提供する。	利用者数 /年	328	328	328
全国健康福祉祭（ねんりんピック）	令和8（2026）年に埼玉県で開催される第38回全国健康福祉祭（ねんりんピック）に向けて、市民への広報・PR を積極的に行い、気運を高める。				

② 生涯学習、ボランティアの促進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
ふれあい学級	豊かな経験を生かし、生涯学習を通してふれあいの輪を広げ、充実した生活を送ることができるよう公民館で各種講座を開催する。	講座数	36	36	36

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
ボランティア活動	桶川市社会福祉協議会内に設置された「ボランティア・市民活動センター」において、市民のボランティアに関する相談に対応し、情報提供やコーディネートを行う。また、センター登録をしている個人ボランティアやボランティア団体を中心に、ボランティア活動の育成や支援を行う。	活動者数 /年	21,400	21,500	21,600
公民館サークル	公民館等で行われる講座など、市民が参加できる学習機会を提供し、市民によるサークル活動を促進する。	サークル数	87	87	87
市民活動サポートセンター	市民活動や交流の場、情報の提供・活動に関する相談や研究支援などを通じて、市民活動に関わる団体・市民を支援する。	登録団体数	110	110	110

③ 高齢者の就労支援

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R6	R7	R8
シルバー人材センター	シルバー人材センターへの運営助成を行う。	会員数	639	648	652
高齢者雇用促進事業	高齢化の進展により、高齢者等の多様な就労機会の確保に向け、講演会や事例情報発信など、普及啓発の機会を提供する。				

全国健康福祉祭（ねんりんピック）とは

高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭の愛称です。厚生省（現：厚生労働省）創立50周年を記念して昭和63（1988）年に開始されて以来、毎年開催されています。

60歳以上の高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典です。スポーツや文化種目の交流大会の他、おもてなしイベントなどが開催され、あらゆる世代が楽しみ、交流することができます。



基本施策 8

在宅を支える介護保険サービスの充実

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 在宅介護実態調査の結果では、介護サービスの利用状況について、「利用した」が5割程度を占めており、今後の在宅生活で必要に感じる支援やサービスとして、「外出同行（通院・買い物等）」や「掃除・洗濯」のニーズが高い傾向にあります。
- 住み慣れた自宅や地域で生活できるよう支援するサービスの1つに地域密着型サービスがあります。本市では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は満床に近い状況が続いており、また、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）や看護小規模多機能型居宅介護の事業所の指定がないことから、利用者のニーズに応じた身近できめ細やかなサービス提供体制の構築が必要となっています。
- 介護保険サービスが充実するためには、介護人材の確保、業務の効率化を行うことも必要であり、また、サービスの質を向上させるため、適正化事業を推進することが求められています。
- 厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムを活用し、現状分析を行い、サービスの必要見込量を算出します。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2040年の目指す姿）

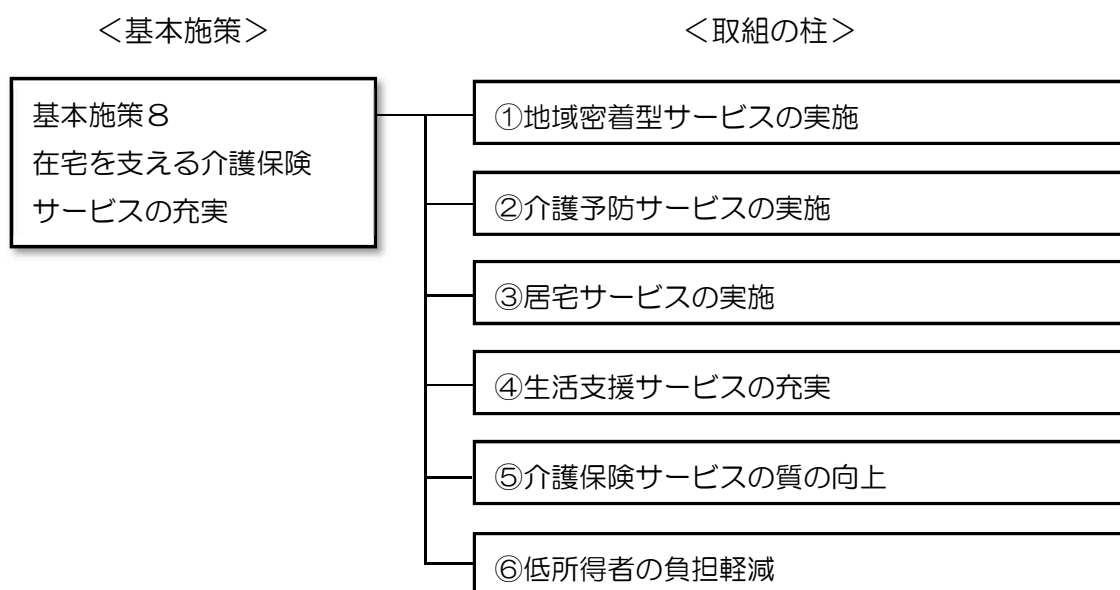
- 在宅介護を支援するサービスについては、引き続き市民の意向を踏まえ、日常生活圏域の実態に応じた整備を進めていきます。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 高齢者の方が、身近できめ細かい介護保険サービスや在宅での介護・医療、認知症支援を、各日常生活圏域で受けることができる状態を目指します。また、質の高い適切な介護保険サービスを受けることができる状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 地域密着型サービスの実施

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R 6	R 7	R 8
地域密着型通所介護	利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができるサービス	利用者数 /月	140	149	158
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、トイレなどの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを受けることができるサービス	利用者数 /月	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結びつきを重視した施設運営の下、食事や入浴、機能訓練などを受けることができるサービス	利用者数 /月	0	0	0
認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	認知症要介護者が、日帰りで食事や入浴、専門的なケアを受けることができるサービス （介護予防認知症対応型通所介護は要支援 1・2の方が対象）	利用者数 /月	11	12	13

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R6	R7	R8
★ 認知症対応型 共同生活介護 （介護予防認 知症対応型共 同生活介護）	認知症要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、少人数で共同生活を送りながら、介護スタッフによる食事や入浴、トイレなどの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを受けることができるサービス （介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援2の方が対象）	利用者数 /月	73	82	91
夜間対応型訪問介護	夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、夜間の定期的な巡回や随時の通報により、日常生活上の支援や訪問介護を受けることができるサービス	利用者数 /月	0	0	0
★ 定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を問わずに24時間いつでも、訪問介護と訪問看護を短時間の定期巡回と随時対応で提供するサービス	利用者数 /月	10	12	14
★ 小規模多機能 型 居 宅 介 護 （介護予防小 規模多機能型 居宅介護）	要介護者を対象に、通いを中心として、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、訪問や短期間の宿泊を柔軟に組み合わせることができるサービス （介護予防小規模多機能型居宅介護は要支援1・2の方が対象）	利用者数 /月	2	3	4
★ 看護小規模多 機能型居宅介 護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所や訪問、短期間の宿泊で介護や医療、看護のケアを行い、医療ニーズの高い要介護者を支援するサービス	利用者数 /月	0	0	1

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

② 介護予防サービスの実施

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R6	R7	R8
介護予防訪問 入浴介護	居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、簡易浴槽などを搭載した移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助をするサービス	利用者数 /月	1	1	1
介護予防訪問 リハビリテー ション	病院や診療所、介護老人保健施設の理学療法士や作業療法士などが、医師の指示に従い家庭を訪問し、自立した日常生活を営めるよう、必要なりハビリテーションを行うサービス	利用者数 /月	30	31	32

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R 6	R 7	R 8
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護職員、歯科衛生士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス	利用者数 /月	98	99	100
介護予防訪問看護	病院や診療所、訪問看護ステーションの看護師などが、医師の指示に従い家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助などを行うサービス	利用者数 /月	35	37	39
介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通所し、身体機能の維持や回復等を目的として、理学療法士や作業療法士等による必要なリハビリテーションなどを受けるサービス	利用者数 /月	88	93	98
介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスに入所している要支援者に対して、入浴やトイレなど日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス	利用者数 /月	31	32	33
介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事や入浴、トイレなどの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービス	利用者数 /月	4	4	4
介護予防短期入所療養介護（医療系）	介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、必要な医療などを受けるサービス	利用者数 /月	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	日常生活での自立を助けるための車椅子や介護用ベッドなどの福祉用具の貸与を行う。	利用者数 /月	403	423	443
特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄などに用いる貸与になじまない特定福祉用具の購入費用を支給する。	利用者数 /月	7	9	11
介護予防住宅改修費支給	要支援者が居住する住宅で自立した暮らしができるよう、住まいの安全性を確保するため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなどの改修費用を支給する。	利用者数 /月	11	12	13
介護予防支援	地域包括支援センターが、利用者に合った介護予防ケアプランを作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援を行う。	利用者数 /月	488	518	548

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

③ 居宅サービスの実施

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R6	R7	R8
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や入浴、トイレなどの身体介護や住居の掃除、買物などの生活援助を行うサービス	利用者数 /月	514	534	554
訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、簡易浴槽などを搭載した移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助をするサービス	利用者数 /月	48	48	48
訪問リハビリテーション	病院や診療所、介護老人保健施設の理学療法士や作業療法士などが、医師の指示に従い家庭を訪問し、自立した日常生活を営めるよう、必要なりハビリテーションを行うサービス	利用者数 /月	130	136	142
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護職員、歯科衛生士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス	利用者数 /月	1,138	1,173	1,206
訪問看護	病院や診療所、訪問看護ステーションの看護師などが、医師の指示に従い家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助などを行うサービス	利用者数 /月	210	213	216
通所介護	居宅で生活する要介護者が、デイサービスセンター等の通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活向上のための支援を日帰りで受けるサービス	利用者数 /月	683	708	733
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通所し、身体機能の維持や回復等を目的として、理学療法士や作業療法士等による必要なりハビリテーションなどを受けるサービス	利用者数 /月	318	338	358
特定施設入居者生活介護	特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスに入所している要介護者に対して、入浴やトイレなど日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス	利用者数 /月	211	223	235
短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事や入浴、トイレなどの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービス	利用者数 /月	162	169	176

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R 6	R 7	R 8
短期入所療養介護（医療系）	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、必要な医療などを受けるサービス	利用者数 /月	36	46	56
福祉用具貸与	日常生活での自立を助けるための車椅子や介護用ベッドなどの福祉用具の貸与を行う。	利用者数 /月	988	1,018	1,048
特定福祉用具販売	入浴や排泄などに用いる貸与になじまない特定福祉用具の購入費用を支給する。	利用者数 /月	16	17	18
住宅改修費支給	要介護者が居住する住宅で自立した暮らしができるよう、住まいの安全性を確保するため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなどの改修費用を支給する。	利用者数 /月	16	17	18
居宅介護支援	ケアマネジャーが、利用者に合ったケアプランを作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援を行う。	利用者数 /月	1,523	1,553	1,583

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

④ 生活支援サービスの充実

事業名	事業概要
要介護老人手当支給事業【再掲】	要介護高齢者（介護度４・５）及び重度認知症高齢者に手当を支給する。【再掲】
高齢者等おむつ助成金支給事業【再掲】	在宅で常時おむつを使用している要介護高齢者（介護度４・５）、重度認知症高齢者及び重度の障害者に対し、おむつ代を助成する。【再掲】

⑤ 介護保険サービスの質の向上

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R 6	R 7	R 8
住宅改修等の点検	住宅改修及び福祉用具利用者の状態確認や改修内容及び必要性について点検を行うとともに、訪問調査を行う。	件数 /年	5	5	5

事業名	事業概要
★ ケアプラン点検	ケアマネジメントの適正化を図るため、作成した介護支援専門員等とともに検証確認を行う。また、介護給付適正化事業総合支援システムを使用し、給付内容の点検を行う。
要介護認定の適正化	認定調査の正確性を担保し、要介護認定における公正・公平性を確保する観点から調査内容の事後点検を実施する。
縦覧点検・医療情報との突合	介護サービス事業者の請求内容の確認等を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託し、介護サービス事業者の請求誤りや不正請求を防ぎ、請求の適正化を図る。
★ 介護人材の確保	市民向け「生活支援サポーター養成講座」や出前講座を行い、介護の制度、内容等について理解と認識を深めるとともに、埼玉県や埼玉県社会福祉協議会の介護職に関するパンフレットの配布や資格取得補助制度等を周知することで、介護人材の確保を推進する。
介護現場の環境改善	市が指定権限のある事業所に対して、介護離職防止の観点から運営指導等の折に「介護現場におけるハラスメントマニュアル」を配布することで、職場環境の改善に関する普及啓発を行う。
★ 介護業務の効率化	埼玉県による介護ロボットやＩＣＴ（情報通信技術）の活用事例や補助金制度を周知し、業務の効率化を促進する。また、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続の簡素化を行う。
福祉サービス第三者評価の普及	サービスの質の向上を図るため、市内介護保険サービス事業所に対して第三者評価の受審を促進する。

⑥ 低所得者の負担軽減

事業名	事業概要
介護保険居宅サービス利用料の軽減	訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、訪問型サービスＡ、通所型サービスＡ、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護のサービスを対象として、所得が低い方の利用料を軽減する。
特例居宅介護サービス等の費用貸付	要介護者が、緊急等やむを得ない理由で要介護認定の申請前に指定居宅介護サービスを利用する場合の費用や住宅改修、福祉用具購入費の負担が困難な場合等で、市が必要と認めた場合に資金の貸付けを行う。
介護保険料の徴収猶予・減免	火災や地震等による財産への著しい損害、生計中心者の死亡、失業等による収入の著しく減少した場合などに、介護保険料の徴収猶予及び減免を行う。
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	低所得者で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減する制度。市では、軽減を行った社会福祉法人に対し、その軽減額の一部を助成する。

基本施策 9

自分らしい住まいや施設の選択

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査結果では、自宅での生活や在宅介護の意向が高い傾向ですが、自宅での生活や在宅介護が難しくなった際の支援体制も求められています。
- 在宅介護実態調査結果で、現時点での施設等への入所の検討状況について、「検討していない」が7割程度を占めていますが、「検討している」「入所・入居の申込み中」の方も2割程度いることから、施設整備についても必要となります。
- 急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、県の医療計画との整合性を確保することも必要となります。
- 在宅介護実態調査結果では、介護者の勤務形態の3割程度が「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」ことから、介護サービスが利用できず、介護者がやむを得ず離職することを防止するため、介護老人福祉施設等への待機者の解消が必要となります。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2040年の目指す姿）

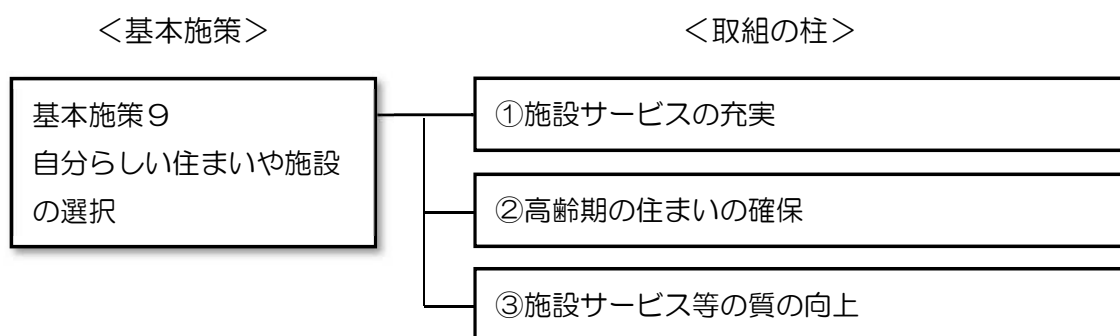
- 市民が住み慣れた地域や自宅で生活を続けていけるようにしていきます。
また、自宅での生活や在宅での介護が難しくなった際の住まいや施設が確保されるよう、介護保険サービスの整備を進めます。その際、介護者の支援機能のある施設づくりを促進します。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 施設入居待機者の方については、必要な介護基盤整備を行います。また、地域にとっての施設の社会的意義を考え、地域住民との交流を推進するなど、地域に開かれた活動が一層盛んになるよう促進します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 施設サービスの充実

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R 6	R 7	R 8
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	日常生活において常時介護を必要とし、在宅で生活することが困難な高齢者に対して、施設に入所して日常生活上の介護や機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを推進する。	利用者数	434	449	464
介護老人保健施設	病状が安定期で、入院療養よりもリハビリテーションや医療看護を必要とする高齢者に対して、施設に入所して必要な医療看護と生活サービスを合わせて提供するサービスを推進する。	利用者数	304	319	334
介護医療院	介護療養型医療施設からの新たな転換先として創設され、介護療養病床の医療機能を維持し、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れと看取り・終末期ケアの機能と、生活施設としての機能を兼ね備える。	利用者数	3	3	3

② 高齢期の住まいの確保

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R6	R7	R8
高齢者借上型市営住宅	住宅に困窮する低所得の高齢者に対して、民間の賃貸住宅を市が借り上げ、対象者に提供する。	戸数	10	10	10
養護老人ホーム	身体上又は精神上の理由及び環境上の理由により在宅での生活が困難な高齢者のための入所施設	入所者数	5	5	5
軽費老人ホーム	60歳以上で家庭の事情等により在宅で生活することが困難な方が所得に応じた低額な料金で入所できる施設	施設数	1	1	1
ケアハウス	60歳以上で自炊ができない程度の身体機能の低下や、自立して生活することに不安があり、かつ、家族による援助を受けることが困難な方が入所できる施設	施設数	1	1	1
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し、高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅	入居戸数	265	265	265
介護付有料老人ホーム	施設による介護サービスが付いた高齢者向けの居住施設	入居戸数	377	377	377
住宅型有料老人ホーム	生活援助等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設	入居戸数	78	78	78
住宅改修支援	居宅介護支援等を受けていない認定者に対して、介護支援専門員等により住宅改修の事前申請に必要な理由書の作成を行った事業所に対して助成する。				

③ 施設サービス等の質の向上

事業名	事業概要
介護人材の確保【再掲】	市民向け「生活支援サポーター養成講座」や出前講座を行い、介護の制度、内容等について理解と認識を深め、介護に関する仕事の意義を深めるとともに、埼玉県や埼玉県社会福祉協議会の介護職に関するパンフレット配布や資格取得補助制度等の周知をすることで、介護人材の確保を推進する。【再掲】
介護業務の効率化【再掲】	埼玉県による介護ロボットやＩＣＴ（情報通信技術）の活用事例や補助金制度を周知し、業務の効率化を促進する。また、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続の簡素化を行う。【再掲】

第5章 介護保険料の見込み

介護保険料は現在算定中であるため、算定に必要な箇所は●又は算定中と記載しています。

第5章 介護保険料の見込み

1. 介護保険制度の仕組みと動向

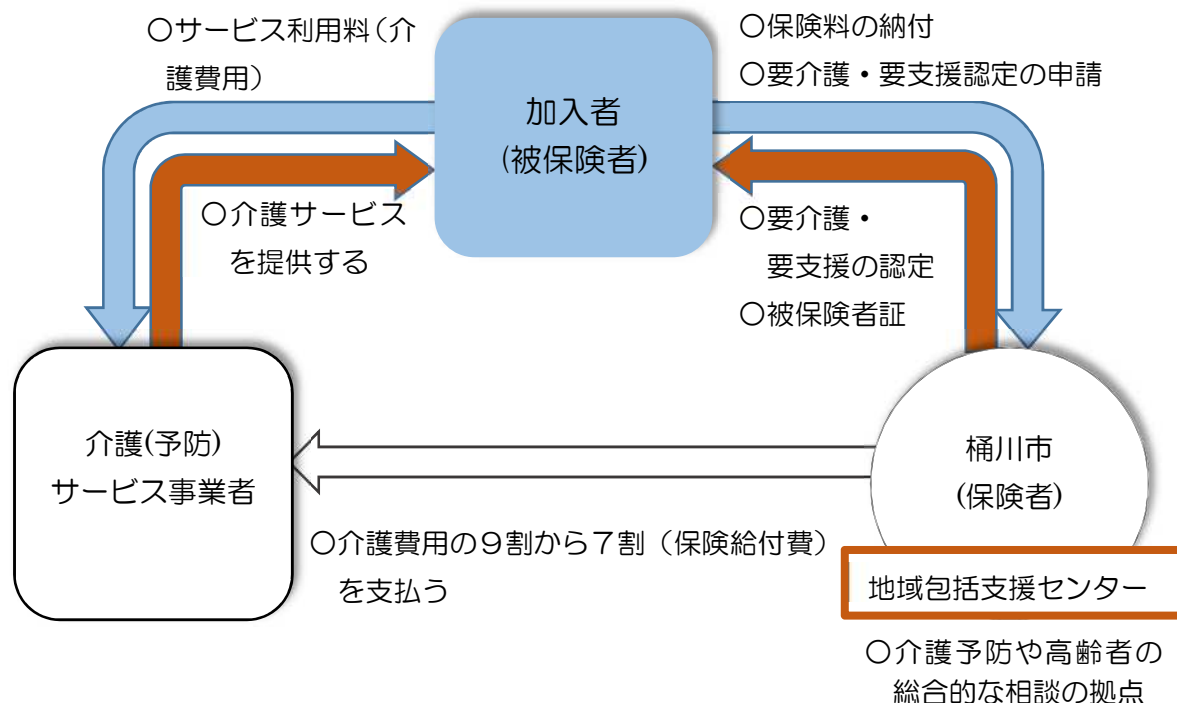
(1) 社会全体で支え合う社会保険制度

介護保険制度は、40歳以上の市民が、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護を必要とする方を社会全体で支え合う社会保険制度であり、市町村が保険者となって運営しています。

介護保険サービスは、要介護1～5の方を対象にした介護サービス、要支援1・2の方を対象にした介護予防サービス、要支援1・2の方と基本チェックリストを受けて対象者と判定された方などを対象とした介護予防・生活支援サービス事業、一般高齢者を対象に地域での生活の継続を支援する地域支援事業があります。

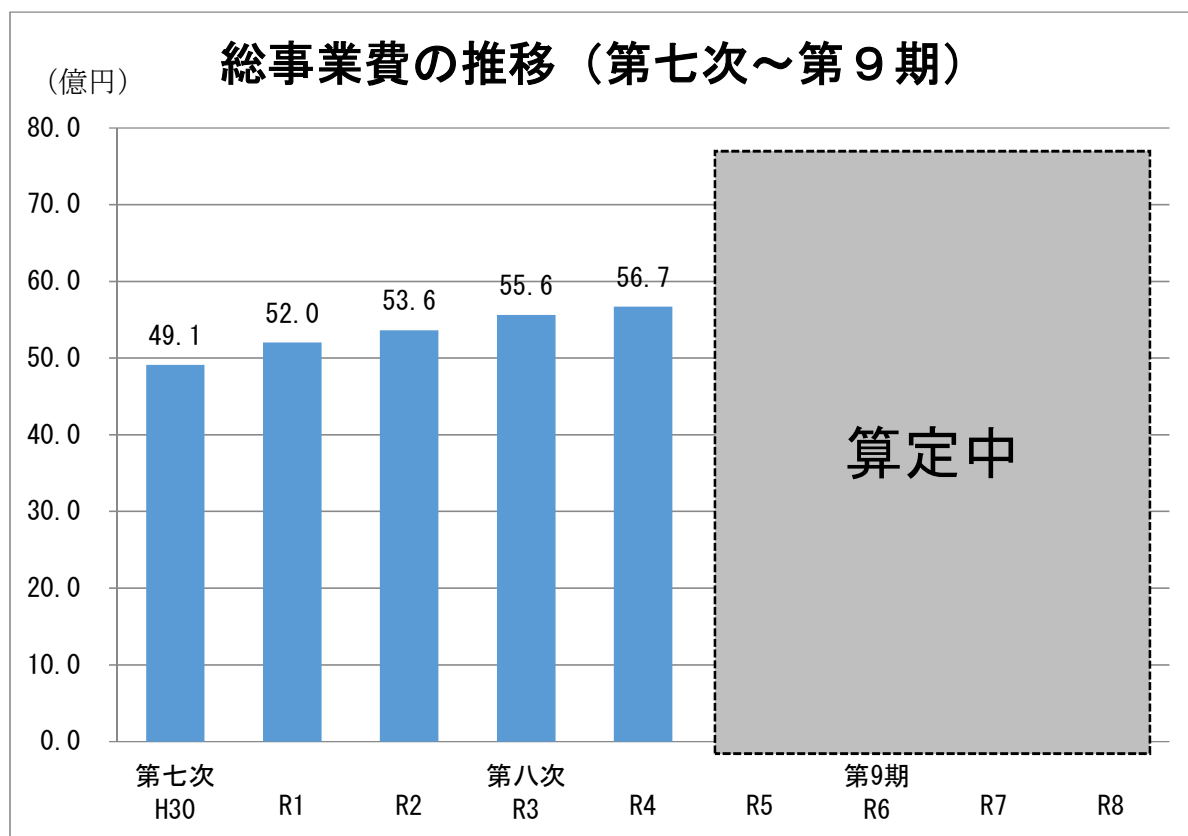
(2) 利用者負担の仕組み

介護保険サービスは、被保険者が利用料金の1割から3割を自己負担することで、サービスを利用できる仕組みとなっています。自己負担分の残りについては、保険者から介護サービス事業者に支払われる仕組みです。



（３）介護保険給付に必要な費用（総事業費）の推移

総事業費の推移を平成３０年度から見ると、介護保険サービスの利用者となる認定者数の増加に伴い、総事業費も年々増加傾向にあります。高齢者人口の将来推計によれば、今後一層の認定者数の増加が見込まれていることから、総事業費についても増加していくものと考えられます。



※ 令和４年度までは実績値、令和５年度以降は算定中

（４）介護保険制度の改正点

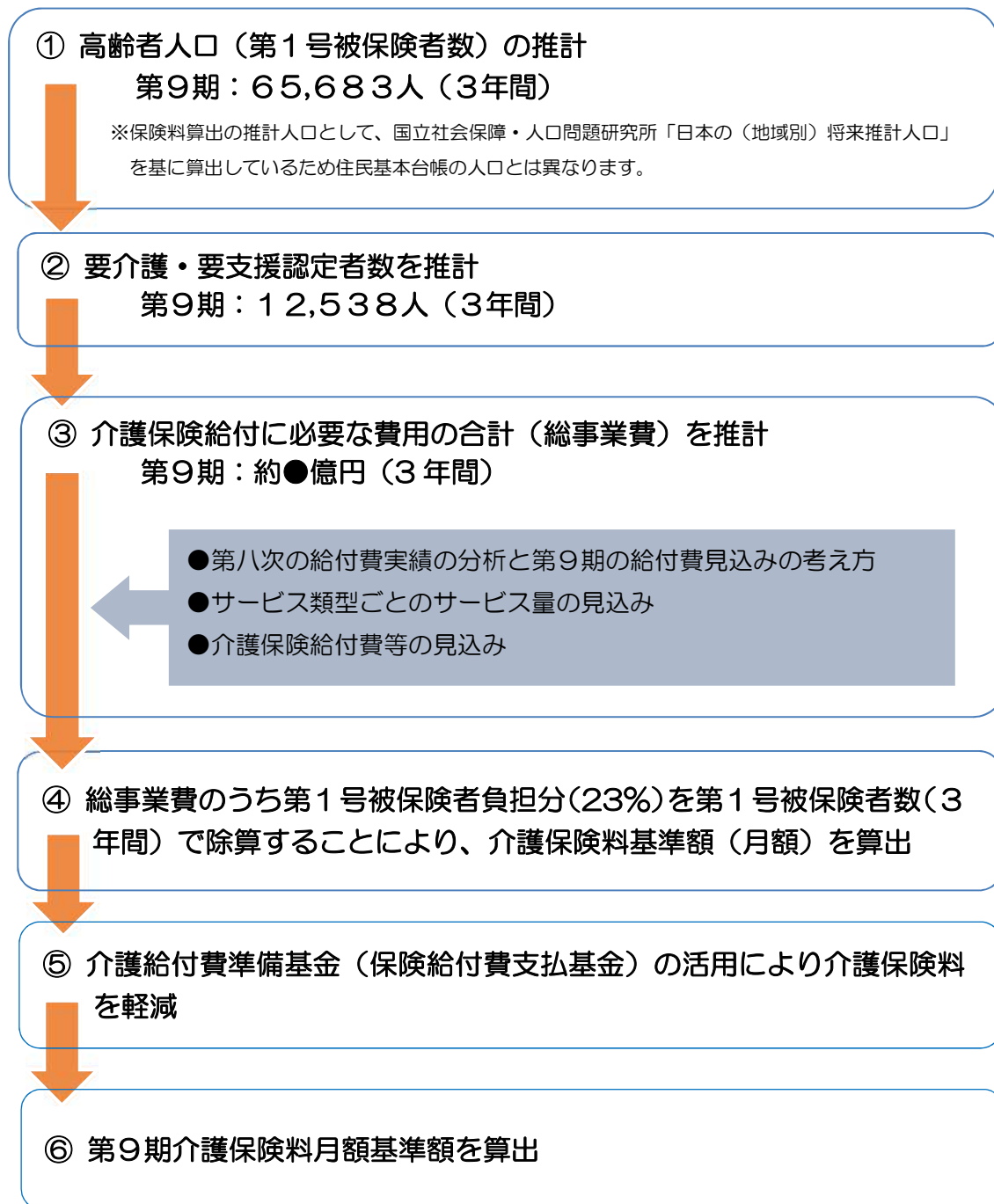
第９期の介護保険制度は、介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るため、以下の内容の改正が行われます。

１．介護サービス基盤の計画的な整備
① 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適正に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく。 ② 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携を強化する。 ③ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進する。 ④ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及を行う。
２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
① 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進する。 ② 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担う。 ③ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深める。 ④ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化により保険者機能の強化を行う。
３．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
① 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施する。 ② 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進する。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用する。 ③ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進する。

2. 介護保険サービスの利用の見込み

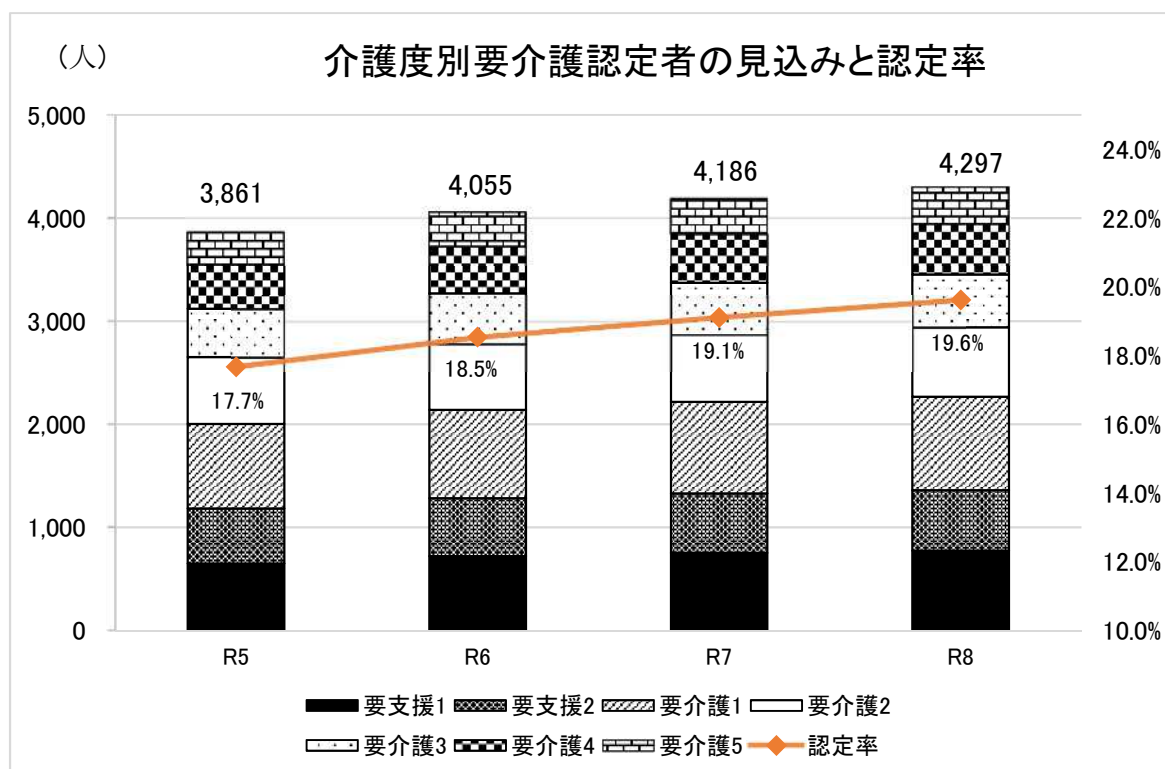
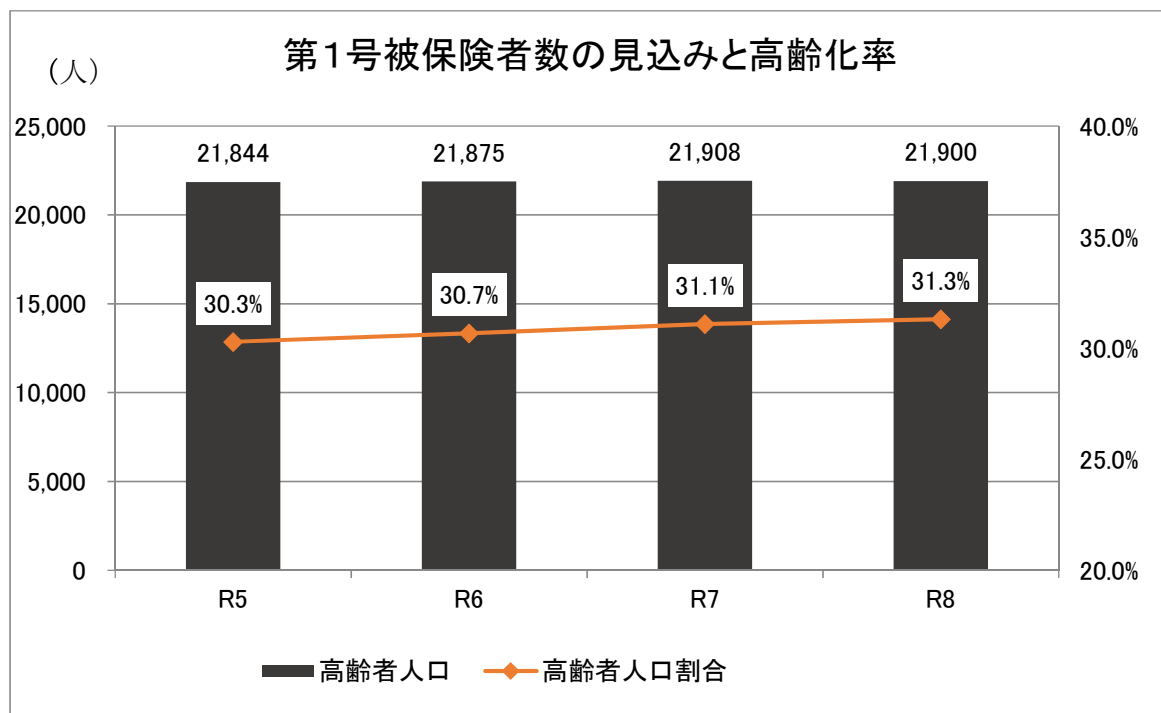
(1) 介護保険料算定の流れ

第9期（令和6年度～令和8年度）についての介護保険料は、次のような流れで算出しました。



（２）介護保険サービス利用者の見込み

桶川市の高齢者人口は、令和6（2024）年見込みで 21,875 人、高齢化率は 30.7%と見込まれます。その後も高齢者人口は増加し、令和 8(2026)年には 21,900 人、高齢化率 31.3%になる見込みです。要介護認定者数についても、高齢者人口の増加とともに増加を続けるものと見込まれます。



出典：厚生労働省「見える化」システム

3. 第9期の総事業費の見込み

介護保険料は、今後必要とされる介護サービス量の見込みを立て、介護サービスの提供及び地域支援事業に係る費用を試算し、その費用を基にして算定します。高齢者の増加に伴い介護サービスの利用量も増えており、新たに進められる地域支援事業もあることから、介護保険料における負担は今後も増える傾向にあります。

(1) 第9期介護保険サービスの総事業費

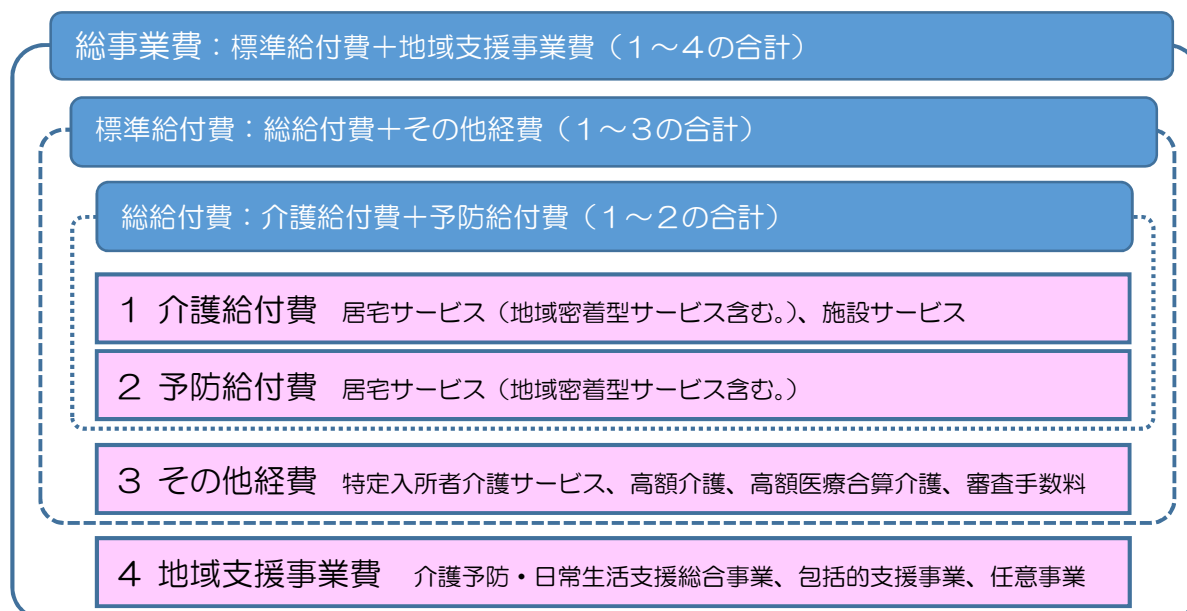
介護保険サービスの給付費見込額は、過去の被保険者数や認定者数及び第八次の給付実績を基に第9期分の給付費見込額を約●億円と算出しました。

(単位：億円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期計
標準給付費	●	●	●	●
総給付費(介護給付・予防給付)	●	●	●	●
その他費用	●	●	●	●
地域支援事業費	●	●	●	●
総事業費	●	●	●	●

※端数処理の関係で、合計金額に差異が生じています。

◆介護保険サービスの提供に係る総事業費の構成



(2) 介護予防・生活支援サービス事業について

桶川市では、平成 29 年 4 月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しました。この事業は、65 歳以上の方が利用することができる介護予防教室、健康長寿いきいきポイント事業などの「一般介護予防事業」と、要支援者や生活機能の低下が見られた方などが利用することができる訪問介護、通所介護などの「介護予防・生活支援サービス事業」で構成されます。

訪問型サービスと通所型サービスの類型は下記のとおりですが、これらのサービスは地域の実情に応じて多様化を図ることができます。桶川市では、令和元年度に全てのサービスの類型を創設しました。引き続き地域の実情に応じてサービスの充実を図っていきます。

○ サービスの類型

① 訪問型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ・以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	・状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADL の改善に向けた支援が必要なケース ※3～6 か月の短期間で実施	訪問型サービスBに準じる。	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

② 通所型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース	・状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADL・IADL の改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6 か月の短期間で実施	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

<参考：厚生労働省資料>

4. 介護保険給付に係る費用の負担割合

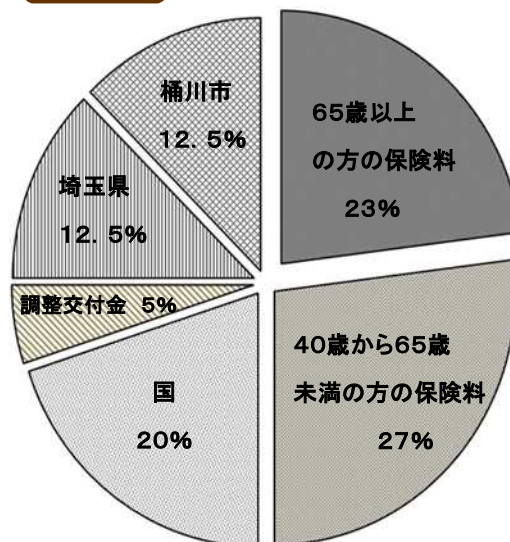
介護保険給付に必要な費用の半分を公費（国・埼玉県・桶川市）で負担し、残る半分を保険料で負担します。

公費
50%

保険料
50%

※ 65 歳以上の方を「第 1 号被保険者」40 歳～65 歳未満の方を「第 2 号被保険者」といいます。

※ 公費のうち国の調整交付金は、市町村間の第 1 号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第 1 号被保険者に占める後期高齢者（75 歳以上の方）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。



◆その他のサービス別の財源構成（%）

	第 1 号 被保険者	第 2 号 被保険者	国	調整 交付金	埼玉県	桶川市
施設サービス	23	27	15	5	17.5	12.5
介護予防・日常生活支援総合事業	23	27	25	—	12.5	12.5
包括的支援事業及び任意事業	23	—	38.5	—	19.25	19.25

5. 第 9 期の介護保険料の見込み

※介護保険料基準額（月額）は、今後 3 年間の高齢者人口や総給付費等を考慮して、最終的に決定いたします。

6. 第9期の第1号被保険者の保険料推計に当たっての検討

◆ 所得段階の設定

※所得段階は、現在算定中です。

◆ 介護給付費準備基金（保険給付費支払基金）の活用

介護給付費準備基金（保険給付費支払基金）とは、保険料の余剰金を管理するため、市が設置している基金であり、介護給付費の財源に不足が生じる場合は基金から必要額を取り崩し、余剰が生じる場合には余剰金を基金に積み立てるものです。

介護保険制度では、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、介護給付費準備基金（保険給付費支払基金）を取り崩し、保険料の上昇抑制のため充当します。

7. 市町村特別給付等について

介護保険給付には、介護保険の標準サービスである介護給付費・予防給付費のほかに、市町村が独自に実施する市町村特別給付があります。

市町村は、第1号被保険者の保険料を財源として、要介護者・要支援者に対し、法律で定められた介護給付・予防給付のほかに、条例により独自の市町村特別給付を実施することができます。

また、地域支援事業のほかに、第1号被保険者の保険料を財源として、被保険者全体や家族等の介護者を対象として、保健福祉事業を実施することができます。地域支援事業以外の介護予防事業、家族等のための介護者支援事業などです。

市町村特別給付・保健福祉事業ともに財源が第1号被保険者の保険料となるため、保険料の上昇につながることから、現時点では導入しないこととします。

8. 低所得者対策について

介護保険制度における所得の少ない方への支援制度としては、サービス利用に係る利用者負担を軽減するための「高額介護（予防）サービス費」、「高額医療合算介護（予防）サービス費」及び「特定入所者介護（予防）サービス費」があります（介護予防・生活支援サービス事業に係る高額介護予防サービス費相当分含む。）。

また、介護保険料については、第1段階から第3段階被保険者の保険料に対して公費を投入することにより、保険料の軽減を実施しています。

このほか、市独自の支援制度として、市町村が条例等で定め、所得の低い方への支援をすることができます。市では、「居宅サービス利用者負担軽減事業」、「特定居宅介護サービス等費用貸付事業」、「介護保険料減免制度」等による支援を行っています。

9. 施設サービスの基盤整備について

- 介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する介護者の方をなくすため、要介護者の在宅生活を支えるための施設整備が必要であることから、第9期計画においては、引き続き居宅・施設サービスの基盤整備を日常生活圏域に合わせ適正配置となるよう順次進めます。
- 埼玉県調査結果では、市内に介護老人福祉施設の入所待機高齢者が81名（令和4年4月1日現在）いることが報告されており、これに対応するため、前計画期間中に整備に向けた取り組みを行い、令和6年度に新たに介護老人福祉施設が1か所、開設となります。この新規施設開設に伴う待機者の状況等を注視する観点から、第9期計画では新たな整備目標は設定しないこととします。
- 認知症対応型共同生活介護については、要支援・要介護1人あたりの定員が全国、埼玉県及び近隣市より低い水準となっており、市内の既存施設はほぼ満床となっています。
また、在宅介護実態調査において、介護者の一番増えた負担に対する回答にて、「精神的な負担」が3割となっていること、家族介護者支援の観点から、第9期計画においても継続して整備することを目標とします。
- （介護予防）訪問介護リハビリテーションについては、認定者1万人に対するサービス提供事業所数が全国、埼玉県及び近隣市より低い水準となっていることから、1か所以上整備することを目標とします。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果にて、将来、自分の最期を「自宅」で迎えることを希望している方が5割、在宅介護実態調査結果においては看取りたい場所を「自宅」と回答した方が3割でした。要介護・要支援者の在宅生活を支えていくことや介護者の希望に対応していくため、引き続き、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所整備を目標とします。

サービス名称	第八次計画 令和5年度末累計	第9期計画における 整備目標	合計
介護老人福祉施設	523人	—	523人
認知症対応型共同生活介護	81人	18人以上	99人以上
（介護予防） 訪問リハビリテーション	2か所	1か所以上	3か所以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所	1か所以上	2か所以上
小規模多機能型居宅介護	—	1か所以上	1か所以上
看護小規模多機能型居宅介護	—	1か所以上	1か所以上

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、公募を行っていく予定です。

10. 介護給付の適正化について

介護（予防）給付について、必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や、良質な事業展開に必要な情報の提供等により、適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等費用の適正化事業を推進します。

特に、ケアプランの点検については、国保連が提供する給付実績や帳票を活用し、適正なケアプランとなっているかの確認と実施件数の拡大を図っていきます。

また、令和5年度導入の介護給付費適正化総合支援システムを活用し、給付実績データと介護認定データの双方の視点から不適切なサービスが行われていないかの確認作業についても推進していきます。

これらの介護給付適正化事業を重点的に進め、介護保険制度の信頼感を高めていくことを目標とします。

介護（予防）給付の確認項目

項 目	内 容
要介護認定の適正化	認定調査の正確性を担保し、要介護認定における公正・公平性を確保する観点から調査内容の事後点検を実施します。
ケアプランの点検・住宅改修等の点検	ケアマネジメントの適正化を図るため、居宅介護支援事業者に対するケアプランチェックを実施します。 住宅改修及び福祉用具利用者（購入・貸与）の状態確認や改修内容及び必要性等の点検を行います。
縦覧点検・医療情報との突合	介護報酬の支払状況の確認と点検や、医療情報と介護保険の給付情報を突合し、不適正な給付の有無を点検します。
国保連が提供する給付実績等の活用	国保連（埼玉県国民健康保険団体連合会）で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績や帳票、介護認定データを活用し、不適正な給付や事業者を発見して適正なサービス提供と介護費用の効率化等を行います。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1. 総合相談体制等の拡充

高齢者の生活支援に関する福祉や介護に関する相談等については、今後ますます需要が高まると予想されます。このため、地域包括支援センターを中心として、市、医療機関、その他関係機関等との連携を高めながら、相談体制の更なる拡充を目指します。

2. 情報提供及び広報の充実

高齢者福祉に関する各種の施策や事業の周知を図るため、支援サービスなどを必要とする方、事業への参加を希望される方等に適切な情報が届くよう、情報の発信、提供の工夫を行います。

- ◆ 必要とする方に分かりやすい情報の提供、啓発事業の推進
- ◆ 地域や関連団体等への出張講座等の開催
- ◆ 国・県及び介護サービス提供事業者などからの情報の把握・収集と提供
- ◆ 市ホームページを活用した情報の提供
- ◆ 医療機関と連携した認知症相談医などの情報提供

3. 苦情・相談等サービス向上の取組

介護保険に関する苦情や相談は、各介護保険事業所、市、地域包括支援センター、埼玉県国民健康保険団体連合会（国保連）で受け付けています。

今後も関係部署・機関と連携し、介護保険事業者などの協力を得ながら、サービスの向上につながる啓発活動や取組を推進します。

4. 計画推進状況の確認

本計画を総合的かつ円滑に推進するために、介護、福祉、保健、医療等に関係する庁内各部署及び地域包括支援センター運営協議会、地域包括ケア推進協議会等の関係機関相互の連携を図り、PDCA サイクルに沿った評価を実施しながら計画を推進します。

